

広島県立歴史博物館
研究紀要

第23号



「廉塾」の施設整備について	岡野将士	1
史料から見た草戸千軒	木村信幸	17
資料紹介 宇野蘭溪画・菅茶山賛「菅原道真肖像」を巡って	久下実	31

資料紹介 神岡第4号古墳の須恵器について	森本直人	(1)
----------------------------	------	-----

御挨拶

広島県立歴史博物館は、中世の港町として知られる草戸千軒町遺跡や近世後期の代表的な文化人である菅茶山の関係資料を核に、広島県の歴史と文化に関わる情報発信基地として、また、生涯学習推進の施設として、地域文化の向上に努めているところです。この研究紀要も、調査研究の成果を広く公開し、活用することを目的に刊行しています。

今回、新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡散防止のため、当館も、一時的な休館を余儀なくされ、その間、皆様には御来館いただくことができず、大変御迷惑をお掛けしました。休館中、館員は日頃温めていた調査研究を精力的に進め、今回の研究紀要には、廉塾の施設や、草戸千軒の地名に関する一考察、また「菅原道真肖像」や神岡第四号古墳の須恵器についての資料紹介の、四編の論考を収録しました。

あらためて、皆様の御健康と、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をお祈りするとともに、当館の調査研究活動に御支援・御協力を頂いた多くの方々に感謝の意を表し、本書が今後とも広く活用されることを念願して、発刊の御挨拶とします。

令和二年十二月

「廉塾」の施設整備について

岡野 将士

1 はじめに

菅茶山（一七四八～一八二七）は、備後国安那郡神辺宿（広島県福山市神辺町）に延享五年（一七四八）二月二日、父菅波樗平（諱は扶好）と母半の間に長兄として生まれた。幼名は百助、長じて名を晋帥、字を礼卿、通称を太中とし、茶山と号した。「茶山」という号は、神辺に所在する茶白山（現在の要害山）に由来している。頼山陽の「茶山先生行状」⁽¹⁾にも、号の由来が「舍背隔野望連阜茶白山因號茶山」と記す。私塾を開き、儒学者として教育に尽力するとともに、漢詩集『黄葉夕陽村舍詩』により漢詩人として全国に名をはせた人物が菅茶山である。彼が開いた「廉塾」は、現在、特別史跡に指定され、そこに伝えられた資料である「黄葉夕陽文庫資料」⁽²⁾が、平成七年及び二十一年に当館に寄贈され、調査研究を経て、そのうちの一部が、平成二十六年に「菅茶山関係資料」⁽³⁾（五、三六九点）として重要文化財に指定された。

現在の廉塾は、茶山在世時の塾の範囲の主要部分が残されているが、茶山没後の増築・新築・改築、焼失等を経て、講堂・南寮・母屋・風呂場・書庫・祇堂等で構成されている。

本稿では、茶山の最晩年の文政三年～八年（一八二〇～一八二五）にかけて作成された「廉塾周辺図」⁽⁴⁾（以下「周辺図」とする。写真1）と「素読

所附田畑絵図面」⁽⁵⁾（以下、「絵図面」とする。写真2）を基に、茶山在世時の廉塾周辺の塾田と塾建物の変遷について検討する。

本稿では便宜上、茶山が認識していた「塾」空間を「廉塾」と表記することとし、その他の建築物については、個別に表記をする。

2 塾田の変遷について

最初に、これまでの廉塾開設時期の論拠について、まとめておく。

従来は、「天明初年頃に私塾黄葉夕陽村舍」⁽⁶⁾を開いた」とされてきた。この天明初年説は、明治二十三～二十四年（一八九〇～一八九一）にかけて刊行された『日本教育史資料』⁽⁷⁾によるものである。明治十六年（一八八三）、文部省が各府県に教育沿革史編纂のために資料の提出を求めた。「名称」「所在地」「塾主氏名」「学科」「教師ノ数」「生徒ノ概数」「授業ノ順序」「教科用書」「学習年限」「束修謝儀」「塾主ノ行事及び著書ノ種類部数」「塾主身分」「沿革畧及び雑事」「極メテ盛ナリシ年代」の十四項目について、当時菅家当主であった菅晋賢⁽⁸⁾が回答し、塾主氏名の項目に「菅晋帥 天明初年ヨリ文政十年迄」と記されている。これにより廉塾の開塾は、天明初年が定説とされてきた。

近年、菅波哲郎氏の考察により、寛政四年（一七九二）の開設が提起さ

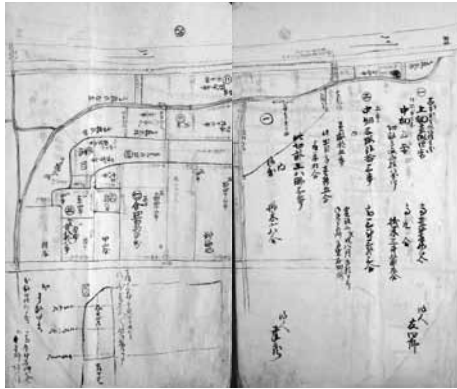


写真2 素読所附田畑絵図面

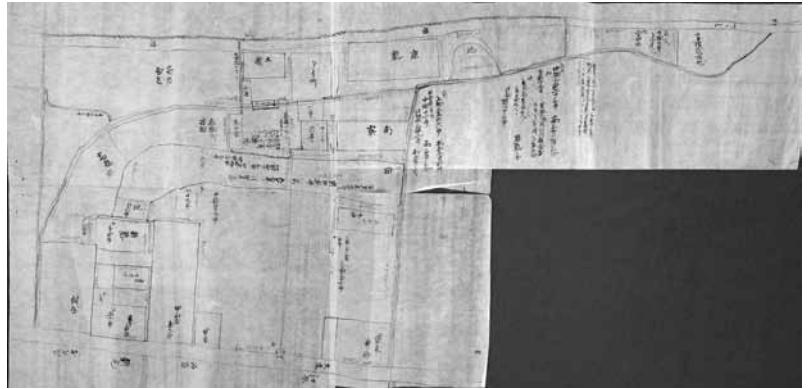


写真1 廉塾周辺図 (絵図・地図類1)

れた⁸⁾。これは、「暮庵先生略記附録」を始めとした資料を丹念に吟味した結果導き出されたものである。

菅茶山は、安永四年(一七七五)に山陽道の南側にあった自宅⁹⁾に「金粟園」という家塾を開いた。ここでは、藤井暮庵¹⁰⁾や弟の圭¹¹⁾が学んだ。後に塾生が増えたため、家の東北に新たな塾舎を建て¹²⁾、そちらに塾を移した経緯が明らかになった。

その後、当館においても資料を丹念に見直した結果、「村塾取立に關する書付」¹³⁾に、「有司へさし上、只今にてハ藩の郷校ニなり居申候。塾を菅侯ハ寛政三年辛亥之年ニ御坐候」と記されており、寛政三年の「廉塾」開設が確定的となった。「神辺駅間塾記録」(以下、「間塾記録」とする。)¹⁴⁾に記載される寛政三年の「一箇月に六度、孝経講釈を始度奉願上候」という塾開始の願書が

記載されており、「周辺図」には、講堂がある場所に「寛政二庚戌新屋敷御見分」と記されている。つまり藩の丈量である。これらから寛政二年の廉塾の建設、寛政三年の廉塾開設が明らかである。

「間塾記録」に収録される寛政八年辰十月の願出には、「私儀、先年御願申上当駅町裏ニ六間ニ二間半之家一ヶ所瓦葺ニ仕建置候、其後近所小兒共相集素読等仕候所」と記し、開塾当初は近所の小兒が主な塾生であり、相集つて素読等を行ったとある。

(一)寛政九年段階の塾田と諸施設について

菅茶山は、寛政八年(一七九六)に塾建物と塾附田畑を藩に献上し、郷塾とすることを願ひ出る。翌年に役所からの申し渡しがあり、正式に認められた。

「間塾記録」の献上願に記された「素読所一箇所」が塾建物を指し、「桁行六間ニ二間半」と記された建物が講堂に当たる。

同じく献上された「田畑」は、湯野村・徳田村・下御領村・川南村・川北村の五か村に存在した。その理由を茶山は、「田地老ヶ所に有之候^{而者}不時の損失出来候節致方無御座候へハ」と記し、天災等によるリスク回避のため各村に分散して田地を所有している。

その内、廉塾の所在する川北村は「寛政九年 素読所附田畑畝高平均引掛米等記録」(以下「掛米等記録」)¹⁵⁾を見ると、六筆が記されている。

川北村

古城

一 上畑 六畝貳拾四歩 高六斗八升

(貼紙)「戌方八斗三升六合ノ定二成」

椎木本七畝五歩内

一 上畑 五畝拾八歩 高五斗六升

此掛米七斗

前本壺畝六歩内

一 上畑 貳拾四歩 高八升

此掛米壺斗貳升

右畝之内

一 上畑 拾貳歩 高四升

已下三筆菜園并屋敷下

同所本壺畝三歩内

一 中畑 拾壺歩 高三升三合

土手

一 中畑 三畝貳拾三歩 高三斗三升九合

内壺畝拾五歩

寛政二庚戌八月新屋圖
御見分相済高壺石畑成

出目高壺升五合

取米九合

反別壺反七畝貳拾貳歩

畑高 \times 壺石七斗三升貳合

掛米 \times 壺石五斗五升三合

反別合七反七畝拾六歩

田畑高合九石八斗五升六合

此平均引九斗壺升貳合

右之内四畝拾六歩 高四斗壺升貳合 菜園并屋舗下

掛米合拾石貳斗七升八合

文政八年段階に作成された「絵図面」の川北村に所在する田畑と照合すると、全てが確認できる。

各筆の右上に附された「古城」、「椎木」(しいらぎ)、「前」、「土手」はそれぞれの土地の所在場所を表している。このうち「土手 中畑三畝貳拾三歩」が現在塾内を東西に流れる水路の北側部分である。現在の講堂である素読所を建てたため、「閭塾記録」には、「内壺畝拾五歩素読所家下ニ相成居申候」と記される。次に「前」は、講堂と溝を挟んだ南側に当たる部分である。この「前」部分は、槐寮(溝の上に跨る建物)・台所・六畳間・納戸)、塾門、南寮が建てられた場所に当たる。下に記される「菜園并屋舗下」は、「菅茶山遺書」⁽⁶⁾に「前の田はもとハすこし広し、門をたてる時埋めてせばくなる」とあるように、寛政九年の十月段階には、南寮や塾門は存在せず、菜園として使用されており、この「屋舗下」は、槐寮のことと考えられる。その後、南寮が、建てられるのである。寛政九年の段階で、福山藩に献上されたこの「土手」部分と「前」部分を合わせた空間は、「周辺図」で「カキ」で囲まれた部分である。

後に廉塾の講師となる頼山陽が、叔父の頼杏坪と共に初めて江戸への旅の途中に神辺に立ち寄った時に描いた「夕陽黄葉村舎図」(『東遊漫録』⁽⁷⁾)を見ると、垣の内側にあった門、垣、東池のみが描かれ、槐寮は描かれて

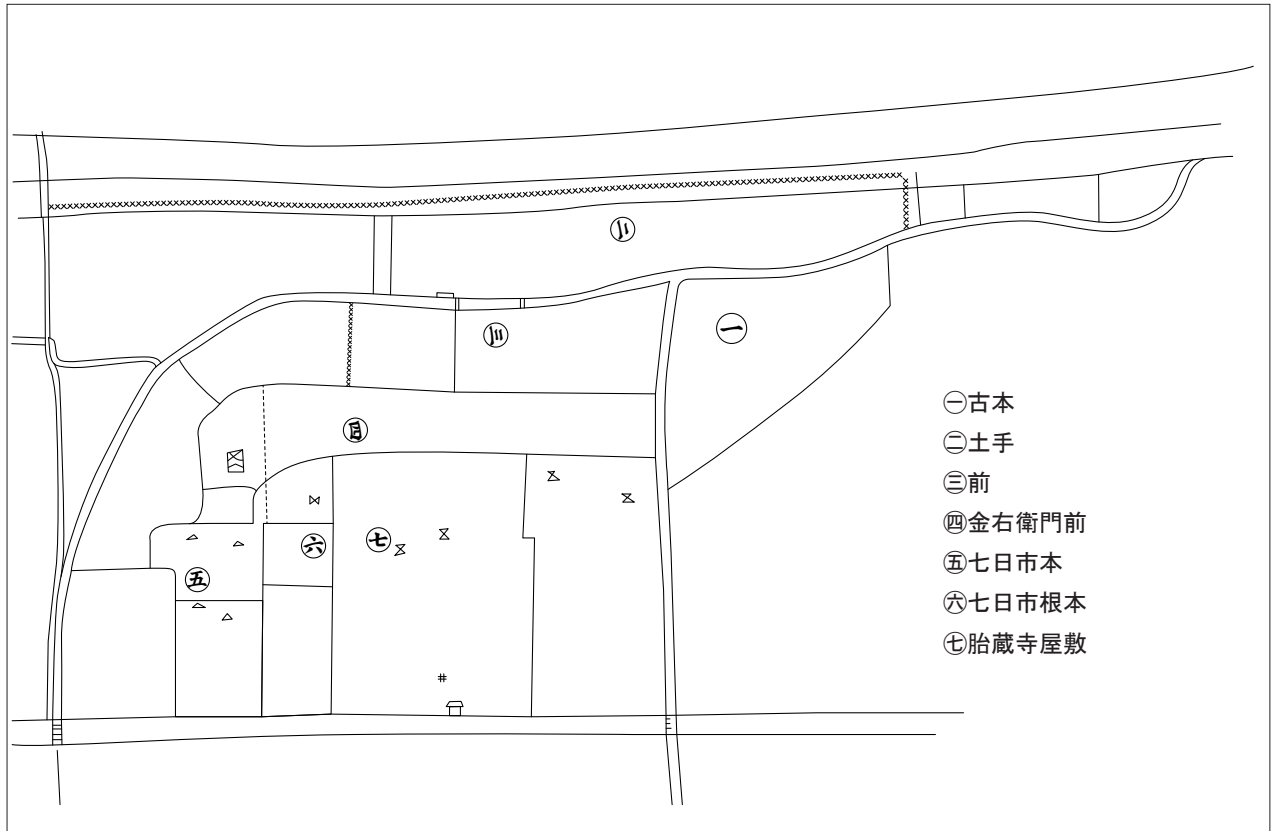


図1 廉塾周辺の土地区画 ※絵図面をもとに作成した

いない。山陽が、この風景を見たのは、寛政九年（一七九七）三月である。「間塾記録」の献上願は、寛政九年十月である。したがって、この年に「土手」と「前」に跨る槐寮が整備されたのではないだろうか。

伊澤蘭軒が文化三年（一八〇六）に廉塾を訪れた時、「渠を隔て塾あり。槐寮といふ、学生十数人、案に対して書を読む」と槐寮で書生が学んでいることを記しているように⁽¹⁸⁾、大火後に茶山が移居する槐寮II台所（土手）、六畳間（土手・前）、納戸（前）と連なる建物が、寛政九年に建設された。蘭軒は、六畳間で書を読む塾生たちの声を講堂で聞いたのであろう。

(2)「塾」南側の土地の変遷について

ここでは、垣に囲まれた空間の南側の土地の変遷について述べる。「絵図面」では、垣のすぐ南側を「金右衛門前」、その南側を「胎蔵寺屋敷」、そして、「周辺図」で吉十居家、甲山屋等が描かれた部分を「七日市根本」と記している。この内「金右衛門前」と「胎蔵寺屋敷」の部分は、文化五年（一八〇八）の証文がある。いずれも売主は、西福寺である。西福寺は、慶長年間に神辺にあった胎蔵寺が福山城下へ移った後に、再興された寺で、元胎蔵寺である。このことから、「胎蔵寺屋敷」となったと考えられる。

預ケ申田地之事⁽¹⁹⁾

金右衛門前

中田四畝歩

高五斗六升

×

内四升九合 坪引

右之田地相預代銀百八拾目慥^二請取

去卯御年貢不足当辰其銀納^二御上納

仕候處実正^二御坐候然上^者当辰年方名寄

帳面其御元え切替申候間御作配可成候

縦令世上いか様之新儀出来仕候共此田地^二付

末之後住^二至迄聊申分無御座候為後預證文

依^而如件

文化五年

壳預主川北村

辰五月

西福寺(印)

(壇) 且中総代同村

政右衛門

同 七右衛門

慶治殿

前書之通相違無之^二付令加印候以上

川北村庄屋 与兵衛(印)

同村与頭 治兵衛

同 留兵衛

同村釣頭 政次郎

預ケ申畑之事⁽²⁰⁾

胎藏寺屋敷

一 上畑 式畝拾四歩

高式斗四升七合

一 上畑 三畝四歩

高三斗壹升三合

一 上畑 三畝三歩 高三斗壹升

八畝式拾壹歩

高八斗七升

右畑相預代銀壹貫七百目慥請取当

辰御年貢御上納仕候所実正^二御坐候然上^者

当辰年方名寄帳面其御元へ切替申候間

御作配可成候縦令世上いか様之新儀出来

仕候共此畑^二付末之後住^二至迄聊申分

無御座候為後日預ケ證文依^而如件

壳預主川北村

西福寺(印)

文化五年

壇中総代

辰六月

同村

七右衛門(印)

同 政右衛門(印)

高屋村

文兵衛殿

川北村

幸藏殿

引受

前書之通相違無之^二付令加印候以上

川北村庄屋 与兵衛(印)

同村与頭 治兵衛(印)

同 留兵衛(印)

同村釣頭 弥右衛門(印)

この二通の証文からは、廉塾の垣で囲まれた南側の大半は、西福寺の土地を文化五年五月と六月に入手したことが分かる。

つまり、文化五年以前は、塾附の田畑ではない。借用の可能性もあるが、垣に囲まれた空間とその南側が明確に区別されていたことが想定される。そのため、寛政九年に廉塾を訪れた頼山陽も「塾」と認識したのは、垣に囲まれた風景だったのではないだろうか。

吉十居家等が描かれた「七日市根本」については、新塾の建設と関わるので、次章で合わせて述べる。

(3) 小結

ここまで、廉塾の塾田と諸施設のの変遷を見てきたが、茶山が「塾」を「間塾」「村塾」「学問所」等と称した空間は、先にも触れた「周辺図」で垣に囲まれた空間と考えられる。その理由として、「菅茶山遺書」(2)に「廉塾は有司にさし上候得者、私の宅ニあらず」、「塾ハ御上へ指上候得者私宅とハ不被存」と塾を公的なものと認識している一方で、「銘々居処より一日かわりに一人宛塾へ出」、「当番夫婦ハ塾ニて食事いたし、出席の人者居処にて被可弁候」としている。

本来は、「塾にハ書生のミさし置」いて講師は自宅から通うことになっており、公的な空間とは別に、講師の居所があることになる。

例外は、茶山で「拙者も自宅にありて出勤いたし候得とも、失火類焼之後、塾ニ居候也」とし、文化四年(一八〇七)の大火の後に、居所を失ったため、しかたなく塾の空間にある槐寮に居住していることを述べている。茶山が認識していた「塾」は、寛政九年に献上した場所である垣の内側



図2 廉塾周辺の土地模式図 ※廉塾周辺図を基に作成した

であり、講師が居住する屋敷は、「塾」には含まれないと考えられる。

「菅茶山遺書追加文案」⁽²²⁾では、抹消されているが、「兩人とも^三銘々之客類^者、私宅^二而^一あしらひ、風雅人学者は塾^二而^一あしらい候^而相応の事^二候哉^一」とあり、明確に区別していたことがうかがえる。

3 三塾(廉塾・新塾・南寮)

文政三年(一八二〇)頃に蠣崎波響が描いた「廉塾図」⁽²³⁾には、幕臣の岡本花亭が詩を四首着賛しているが、その三首目に「三塾」が登場する。

三塾相臨一水清 三塾 相臨む 一水の清きに
金湯難敵擁書城 金湯も敵し難し 擁書の城
及門人在春風裏 門に及べば 人は春風の裏に在り
花底柳陰絃誦声 花底 柳陰 絃誦の声

岡本花亭が、描かれた廉塾の風景を見たのは、文化八年(一八一二)に朝鮮通信使対応のため、神辺で茶山を訪ねた時である。文化八年段階に、「三塾」が存在していたことが知られる。この「三塾」は、古塾(廉塾)、新塾、南寮(南塾)のことであろう。

古塾は、廉塾(講堂)である。理由は、前項で述べたとおり、福山藩への献上の時点で存在した塾であるからである。南寮は、「廉塾周辺図」⁽²⁴⁾には「南塾」と記されており、「塾」と認識されていたと考えられる。そして、新塾は、古塾(廉塾)に対しての新塾である。垣の外側に位置し、当初の塾

と離れて所在している。これらの建築年代は、先述した廉塾(古塾)が寛政二年(一七九〇)の建設であることは先に述べた。

新塾と南寮の建築順は、「廉塾規約に関する覚書」⁽²⁵⁾に「前年新塾をたて、今年南寮を造候^而、其料果盡申候、因て只今より、そこね候物ハその人より修し可被申候」とあり、新塾、南寮(南塾)の順で建築されたことが分かる。

新塾の建築の根拠となる資料が「寅正月改 新塾普請買物帖」⁽²⁶⁾である。「寅正月」は、文化三年(一八〇六)と考えられる。正月改であれば、前年の出費について改めたものであるから、その前年の文化二年(一八〇五)が建築年代となる。

さらに、「周辺図」に描かれている新塾は、「吉十居家」の北側にある。この場所は、「菅茶山遺書」に記される「堯佐ハ吉十後口の新塾と申^二北の小池を埋ミ^一」の文言と一致する。

この場所は、「絵図面」に記された「七日市本式筆六畝拾六歩之内」⁽²⁷⁾「屋敷式畝廿七歩」の部分に当たる。この場所を留兵衛から、文化元年(一八〇四)十二月に入手したことが、「預ケ申屋敷之事」⁽²⁸⁾により確認できる。

預ケ申屋敷之事

七日市二筆六畝拾六歩内

※一 屋舗式畝廿歩 高式斗六升七合

内巻斗三升三合半高引

右之屋敷相預ケ代銀九百目慥^三受取当子ノ

御年貢御上納仕候處実正^ニ御坐候、然上ハ当
子方名寄帳面其御元へ切替申候間、御作配
可被成候、縦令世上如何様之新儀於来仕候共
此屋舗^ニ付子々孫々^ニ至迄、聊申分無御坐候
為後日之預ケ証文仍^而如件

売預ケ主川北村

留兵衛(印)

文化元年

子十二月

敬治殿

前書之通相違無之候^ニ付令加印候以上

川北村庄屋

江原広右衛門(印)

同村 与頭

治兵衛(印)

同 留兵衛(印)

同村 釣頭

十四郎(黒印)

※(付箋)

「外^ニ 七歩 吉十居家普請之節紺屋^ヲ買取

ベ式畝廿七歩也」

「周辺図」に記される吉十居家の普請時に七歩を新たに入手し、合わせ

て式畝廿七歩の土地を入手したのである。

新塾は、文化元年末に入手された土地に、文化二年に建築されたとして間違いなからう。

ところで、茶山の日記で、新塾の記載は、文化二年八月十九日「左一武十会新塾作和歌」²⁸と記されるのが初見である。

この「預ケ申屋舗之事」の宛名は「敬治」となっているが、敬治は、松下敬二²⁹を指すと思われる。

つまり、新塾は松下敬二の居家及び教授する場でもあったと考えられる。

その理由は、武元君立の『北林遺稿』³⁰に収録される享和三年(一八〇三)作「贈松成叔説」及び文化四年(一八〇七)作「松成叔哀辞并序」にある。

両作には「且勸之為家」とある。茶山が家を為すことを勧めたという。この「家を為す」は、松下が、都講として定住することを意味し、居家も兼ねていた可能性があるのでないだろうか。しかし、松下は文化四年

(一八〇七)に療養していた郷里の播州曾根で没する。

その後、主を失った新塾は、ある程度の地位ある人物たちの対応に使用されたことが確認できる。塾生であっても、各藩の藩士等の地位のある塾生や来訪者が滞留する場所である。例えば、竹田器甫・落合敬介等の

後に藩儒となるような人物が、新塾に滞留している。

菅波氏が、提起された頼山陽がここに寓した可能性について³¹であるが、頼山陽の文化七年作の次の詩³²がある。

新塾荷花

幽人晨起数池荷 幽人 晨に起きて 池荷を数う

昨日三花今五花 昨日 三花 今 五花

追思東台山下暁 追思す 東台山下の暁

紅衣満池蔭晴霞 紅衣 池に満て 晴霞に蔭むらる

無御座候為後日預ケ証文依而如件

文化七年 売預主

午四月 留兵衛

慶治殿

前書之通相違無之ニ付令加印候以上

川北村庄屋 与兵衛(印)

同村組頭 治兵衛(印)

同村釣頭 十四郎(印)

新塾の北側にある小池に蓮の花が開く様子を詠んでいる。これは、彼が起居していた場所が新塾である可能性があることを想起させる。蓮の花が咲くのは、現在では七月頃だが、旧暦でいえば五月末〜六月だろう。筆者は、茶山は「塾」を学習及び応接の場、「寮」を講師を含む生活の場と明確に区別していたと考えられる。この新塾に山陽が居住したとすれば、伊澤辞安宛ての書状に茶山が山陽を評して「寺の後住のようなもの」⁽³³⁾と記している意味も理解できよう。

今一つの可能性は、新塾近くに屋敷があった可能性である。

次の「預ケ申屋敷之事」⁽³⁴⁾は文化七年四月の証文である。

預ケ申屋敷之事

七日市二筆根本六畝拾六歩内本四畝廿七分内式畝三歩内

屋舗九歩 高三升

内壱升五合半高引

右之屋舗相預代銀六拾五匁三受取当午

其銀納御上納仕候處実正御坐候然上者当

午年方名寄帳面其元へ切替申候間御

作配被成候、縦令世上いか様之新儀出来

仕候共此屋敷ニ付子々孫々至迄聊申分

この屋舗九歩は、「蝸角櫛兀」⁽³⁵⁾では、文化七年三月廿七日に「新塾前茅屋上梁」と記載されている場所の可能性がある。新塾の西側に屋敷が存在していることを示している。ここに山陽が起居していたならば、新塾北側の小池の蓮の花を数えたのも理解できるのではないだろうか。

次に、南寮(南塾)は、「廉塾規約に関する覚書」に従えば、翌年の文化三年(二八〇六)の建築となる。南寮に関しては、その他の資料が未詳であり、今後検討を要するが、武元君立の『北林遺稿』⁽³⁶⁾には、茶山の実家(新宅)が文化四年の大火で被災した様子について「聞茶山先生遭火、家貨酒具蕩盡無餘、二塾書冊僅存、遙有此寄」とあり、この二塾は廉塾と新塾または南塾(南寮)であるが、先に述べた垣に囲まれた「塾」空間を考えれば南寮の可能性が高い。文化四年時点で南寮が存在していた可能性が高いと考えられる。つまり、文化二年に新塾・文化三年に南寮の建築と考えられる。なお、「茶山日記」で南寮の初出は文化五年である。

4 三寮(槐寮・南寮・敬寮)

廉塾には、三つの寮があつたと伝わる。槐寮・南寮・敬寮である。

寮とは何を指すのか。これは、文政三年作成の「菅茶山遺書」⁽³⁷⁾に、講師に不行跡があり、塾を去ることになった場合、後継者には丁寧律儀な人を求めるよう指示した上で「一家立のき候^而、一儒生を入候時ハ二ツの宅ハ役宅のごとく後人入かはり可然候」と記している。講師が居住する場所は「役宅のごとく」入れ替わりがあることを示している。そして、「塾田利米書付」⁽³⁸⁾には、塾銀が余つた場合には、「行儀よき人を招き別^二一寮をたて候^而宜し」と指示している。つまり、講師の生活の場が寮であり、さらに塾生の生活の場も寮であるといえる。塾と寮は、それぞれ、廉塾に槐寮が、南塾に南寮が、新塾に敬寮が対応する。

南寮は、先に記したように「塾」として認識され、寄宿生たちの生活の場でもある。

槐寮は、廉塾に付随する生活の場(寮)である。「廉塾誌」⁽³⁹⁾には、「槐寮は厨である」と記されている。食事の支度をする場であり、生活に欠かせない施設である。文化四年の神辺大火で、「新宅」も被災したため、茶山は、これ以降、槐寮(台所)を生活の場とした。文化二年の伊澤蘭軒の日記⁽⁴⁰⁾に「槐寮」が見えることから文化二年以前には存在していた。少なくとも廉塾に付随する台所として機能するのであれば、寛政三年の廉塾の開設と同時にそれほど時間を経ない時期に完成したと考えられる。

もう一つ存在したといわれるのが敬寮である。しかし、筆者が管見した資料の中では敬寮の語が見られるのは、「菅茶山遺書」⁽⁴¹⁾(文政八年改

訂分)と「廉塾規約」⁽⁴²⁾、そして茶山没後の菅自牧齋⁽⁴³⁾(菅三)の日記⁽⁴⁴⁾で、天保五年(一八三四)十一月十五日に「夜敬寮焼失、甚雑踏時配也」の記載、それに伴い菅三の七言律詩「敬寮災戲贈進之」⁽⁴⁵⁾が残るのみである。

それを踏まえると、敬寮が存在していたのは、文政八年前後頃々天保五年までである。この時期に寮^{||}講師の居宅が必要な人物はだれであろうか。それは、北條霞亭⁽⁴⁶⁾の嗣子となった北條悔堂⁽⁴⁷⁾であろう。

筆者は、敬寮は、「周辺凶」の成立段階では存在しておらず、文政七年(一八二四)に入手した、甲山屋の北側部分にあつたと推定する。

理由は次のとおりである。

① 茶山自身が講師は通いであることを念頭に置いていること。公的な施設である塾には、講師が住居しないことが前提であり、「廉塾規約」にも自宅から講師も出勤することが求められている。堯佐⁽⁴⁸⁾(後の門田朴齋)は、新塾、北條霞亭は新宅が自宅(私宅)である。

② 塾と名付けられた建物は、生活の場ではなく学習の場であり、時に賓客をもてなす場、客の応対をするための場所であつたこと。このことは、「菅茶山遺書」にも、「風雅の人、学者は塾で対応」し、それ以外は自宅に対応するよう指示している。そのため、塾生が寄宿する南寮(南塾)を除いて、生活の場とは言えないこと。新塾が堯佐の居所となつた後は、槐寮の南側を「壁を隔てて塾」とするよう指示されている。ただし、文政八年段階で堯佐の居所は、建てられていない。

③ 「廉塾規約」に「敬寮ハ門の開閉を行うこと」と記されており、街

並みの門の付近に存在する必要があること。

- ④ 文政三年段階の遺書に、敬寮は記されていない。追加文案⁽⁴⁹⁾で敬寮の記述が登場する。この文案は、文政三年段階のものに修正を加えたものと思われ、「堯佐」と「子讓」(北條霞亭)の名が記されており、その二人に名前が見せ消しで、「各」と訂正され、さらに「今一人ハ敬寮可然」と追記されている。文政三年は、堯佐が茶山の養子となった年で、堯佐は槐寮に居り、北条霞亭は姪の敬と結婚し、新宅を居所としているため、敬寮という場所は不要であったと考えられる。

- ⑤ 文政八年に加筆された「菅茶山遺書」⁽⁵⁰⁾で、堯佐は、新塾へ建て添えをして、そこに居住すること。今一人は敬寮、菅三(後の菅自牧齋)は自宅にと記される。この今一人は、河村道之進(北條悔堂)と考えられる。文政八年という年は、④の北條霞亭が既に、すでに文政六年に江戸で没し、河村道之進を北條家の後嗣とすることが内定していた時期である。(正式に北條を嗣ぐのは文政九年五月のことである)藩の許可を得ていない段階では、明確な名前が記載されなかったと考えられる。

- ⑥ 茶山が居住する槐寮から「銘々我々に居所に移候後ハ(中略)槐寮と壁を隔てて塾にすべし」と指示しているが、文政八年に、この塾にする場所に茶山と共に生活していたのは、堯佐、菅三とその母敬である。敬は、北條霞亭死後、江戸から帰国後は、茶山とともに生活し、養生のために新宅へと移ることがあった程度で、普段から茶山の看護をしながら生活をしてきた。この敬が移るとすれば、

嗣子の北條悔堂とともにであろう。

- ⑦ 「絵図面」の甲山屋の北側部分の「屋敷拾五歩 外^ニ 式間梁桁行四間半」の新屋を文政七年に入手していること⁽⁵¹⁾。

預申家屋敷之事

四百六拾番
四百緑拾壹番
七日市本六畝拾六歩之内

一屋敷拾五歩 高五升

外^ニ 内式升五合半高引

式間梁桁行四間半 新屋壹ヶ所共

代銀四百三拾目也

右之家屋鋪相預ケ代銀慥^ニ受取去未ノ御年貢上納仕候處相違無御座候然上ハ当年方名寄帳面其御元^江切替可申候間御作配可成候縦令世上いか様之新儀出来仕候共此家屋敷之儀^ニ付子々孫々ニ至迄聊申分無御座候為後日売預ケ證文依^而如件

売預ケ主川北村 太兵衛(印)

文政七年

甲申四月

学問所様

前書之通相違無之^ニ付令加印候以上

川北村庄屋 伊十郎(印)

同村 組頭 治助(印)

この証文に記される場所は、図1で示した④に当たる部分である。⑤が新塾、①が廉塾と槐寮のある「土手」、③が南寮のある「前」である。

文政八年の「菅茶山遺書」に「敬寮」と記されているので、この段階で敬寮は存在していなければならない。文政七年に入手したこの新屋敷が敬寮である可能性は高いと思われる。

5 おわりに

筆者が管見した中で、建築年代が推定できる建物を簡単に紹介しておきたい。

「文政九年秋 門堂新築費用録」^②には、建物名等は一切記されていないが、文政八年から九年にかけて、諸施設が整備されたことがうかがえる。それを表すように「菅茶山日記」^③には、次のように記されている。

(文政八年)

四月六日 将造書庫筮遇中孚之觀
六月四日 午前見鷹図 立書庫柱
九月五日 遣人新市招鑊工
九月六日 復使人芦原新市不見鑊工
十月廿五日 左官来 大工不来
十二月十日 塵養魚池

(文政九年)

三月十一日 大工始来

三月廿二日 法城大工来

三月廿八日 建門堂諸柱

三月廿九日 門堂上梁

文政八年から九年にかけて、書庫、養魚池、町並の門と漆喰の塀が整備されたと推定されるのである。

今回、改めて、廉塾の施設整備について考察してみた結論は、次のとおりである。

- ① 寛政三年の開塾当初は、「周辺図」で垣で囲まれた内側が塾であり、その後も垣の内側を塾と認識していたこと。
- ② その後、文化元年、文化五年、文政七年、文政八年、九年と徐々に塾の姿が整えられていったこと。
- ③ その中で、生活の場として寮が整えられ、塾はあくまでも学習の場として機能し、時に賓客の対応や各藩の藩士に相当する塾生等が逗留する場としても機能したこと。
- ④ 敬寮は、文政七年に入手した甲山屋の北側部分にあったと推定されること。

今後も新たな資料により、確定できることを期待したい。

一方、今後の課題として残るのが、塾と新宅(実家)の関係である。特に長作(万年)の没後は、当主不在となり、茶山がその代理を務めており、塾と新宅の領分が不明確になっている部分が見られる。もちろん、新宅と塾は不可分の関係にもあり、検討が必要である。今後取り組んでいきたい。

【注】

1 『黄葉夕陽村舎詩遺稿』附録 天保3年

取米九合

2 黄葉夕陽文庫資料は、菅家に伝来した資料群のこと。時代は、江戸時代後期

此切畝六畝三步

〔大正時代までを含み、そのうち、菅茶山在世時に関わる資料が重要文化財菅

内

掛米六合

茶山関係資料に指定された。

3 重要文化財菅茶山関係資料 絵図・地図類 1・2。廉塾の土地の測量を行っ

③ 前

た際に作られたものと考えられ、土地ごとの長さが記されている。1には、廉

上畑 老畝六歩

高老斗二升

塾、タイ所、南寮等の建物の名称が記されている。2は、1を簡略化したもので、

同所老畝式歩内

注記はほぼ同じであるが、建物は輪郭のみが記されている。

中畑 拾老歩

高三升三合

4 重要文化財菅茶山関係資料 絵図・地図類 4

此切畝三畝式歩

廉塾のある場所に関わる記述は次のとおり

・(四)の上に貼紙)

① 古本本老畝式拾老歩

④ 金右衛門前

七百四十八

上畑 老畝四歩

高老斗老升三合

作人

中田 四畝歩

高五斗六升

引四升九合

同所本七歩

友四郎

此切畝四畝式拾九歩

掛米五斗六升

作人紋助

中畑 三步

高九合

切畝老畝式拾八歩四り

掛米三斗八升九合

右之老筆之内本畝式拾五歩高老斗老升七合坪引老升切畝老畝式歩吉右衛門へ分

ケ遣す

② 土手

中畑 三畝式拾三步

高三斗三升三合

※(貼紙)

内

④ 中田 三畝五歩

七百四十八

老畝拾五歩

寛政二庚戌八月御願申上ケ

高四斗四升三合

引三升九合

御見分相済高盛石畑二成ル

此切畝三畝式拾七歩

作人 仁十

此出目高老升五合

⑤ 七日市本式筆六畝拾六歩之内

屋鋪 式畝廿七歩

高式斗九升

半引三斗四升五合

此切畝式畝廿八歩

⑥ 七日市根本六畝拾六歩内

本宅畝拾六歩内

屋敷 拾五歩

高五升

半引式升五合

此切畝式拾六歩

内九歩

掛米六升

作人吉十郎

⑦ 胎藏寺屋敷

上畑 式畝拾四歩

高式斗四升七合

同

上畑 三畝四歩

高三斗壹升三合

同

上畑 三畝三歩

高三斗壹升

此切畝壹反三畝廿四歩

内

四畝壹歩

掛米八斗八合

作人料助

5 黄葉夕陽村舎は、現講堂の堂号と考えられる。廉塾の南にある黄葉山に由来

し、夕陽は「山の西側」という意味で使用された。

6 『日本教育史資料』 文部省編 明治23～25年

7 菅晋賢（一九二三）は、門田朴斎の五男。菅自牧斎の子が夭折したため、

自牧斎の養子となり、菅家を嗣いだ。号は柳汀。

8 菅波哲郎「暮庵先生行状略記附録」『広島県立歴史博物館研究紀要』第17号

平成27年

菅波哲郎「廉塾（閭塾）開設とその社会的背景」『広島県立歴史博物館研究紀要』

第19号 平成29年

9 自宅は、本庄屋の東側に隣接して建てられ、本庄屋から分家したことから「新

宅」と呼ばれた。分家した当初は、「下の新宅」と呼ばれる屋敷が二町程西にあつ

た。本庄屋の東隣へ移った時期は未詳である。

10 藤井暮庵（一七六七～一八四四）は、名を公顕、惟明、字を士晦、通称は料助、

暮庵と号した。神辺川南村庄屋の藤井秀助の子。安永四年（一七七五）、九歳で

茶山に入門（金栗園）している。文化七年（一八一〇）には、川北・川南村の大庄

屋となり、廉塾で講義も行っている。はじめ備中上有井に塾を開くが、のちに

川南村に「南北春水舎」という塾を経営した。

11 菅圭二（一七六八～一八〇〇）は、名を晋宝、字は信卿、圭二、恥庵と号し

た。茶山の末弟。寛政四年頃、茶山から当主を継いだ。寛政十年頃に萬年

（一七七三～一八一）に譲り、京で塾を開いたが、客死した。

12 「文恭先生年賦略」（重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類⁶¹⁴）には、「生

徒日々多人、其学舎^ニ桂樹あり、故に金栗園といふ、後^ニ家の東北^ニ学舎を立て

黄葉夕陽村舎と云」と記している。

13 重要文化財菅茶山関係資料 著述・稿本類 575

14 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 65

15 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 77

- 16 重要文化財菅茶山関係資料 著述稿本類 573
『広島県史』近世資料編VIには、「菅太中存寄書」として、諏沢家文書に収録されている。
- 17 『東遊漫録』 宮崎誠一郎筆写 東城書店
- 18 『伊澤蘭軒』森鷗外 森鷗外全集7 ちくま文庫
- 19 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 81
- 20 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 82
- 21 註 16
- 22 重要文化財菅茶山関係資料 著述稿本類 569
- 23 函館市指定文化財 旧相馬邸蔵
- 24 重要文化財菅茶山関係資料 絵図地図類 2
- 25 黄葉夕陽文庫資料 J002-122
- 26 黄葉夕陽文庫資料 G094-005
- 27 黄葉夕陽文庫資料 K001-500
- 28 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 2
- 29 松下敬二(一七八三?~一八〇七) 名を蘆、字を敬次・敬二といい成叔と号した。諡は恭敏先生。播州曾根の医者の子であったが、幼くして、天涯孤独となり、君立の仲介で菅茶山の廉塾へとやってきた。茶山は敬二の人柄や才を愛し、敬治は都講となる。この「家を為す」のは歴代講師の中で、この松下敬二と北條霞亭である。この二人は、廉塾において神主を設けて、毎年祭祀を行っている。
- 30 『北林遺稿』 山陽新報社 昭和11年
- 31 註 5

- 32 『頼山陽全書』頼山陽先生遺蹟顕彰会 昭和7年
- 33 註 18
- 34 黄葉夕陽文庫資料 K001-499
- 35 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 3
- 36 註 31
- 37 重要文化財菅茶山関係資料 著述稿本類 567
- 38 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 60
- 39 黄葉夕陽文庫資料 J003-147 「廉塾誌」は、茶山没後に菅自牧斎がまとめたものと考えられる草稿である。廉塾の成り立ち、学舎、歴代の講師名、宝物等が簡潔に記されている。その中で学舎についての記述を紹介しておく。
- 学館^ニ扁シテ黄葉夕陽村舎ト云清人陳養山書也、階ヲ上テ入此間ヲ三峽ト云、障^ニ陵山三峽ノ図アリ故名ツク、左リ入間ノ東側ニ扁シテ廉塾ト云柴博士ノ書也、東備額アリ 福山侯書シテ不如学也ト云、三峽ヨリ入ル間ヲ北窓ト云、又東ニ入ル間ヲ東牀ト云、書筐此^ニアリ、三峽ヨリ西ニ入ル間ヲ看雲ト云、頼春風先生所障中字ヲ取ル也、又西^ニ入間ヲ鯉軒ト云ヨシバリニ索我ノ画アリ故^ニ名ツク
- 槐寮ハ厨也、寮ノ東檐外ニ槐樹アリ故以名トス、寮ノ中間ニ扁シテ意釣舟ト云古賀博士ノ書スル所也、寮溝水ニ跨リ水声牀下ニ通ス、名ヲ得ルユヘンナリ、先生常^ニ此寮^ニ卧起ス
- 南寮ハ生徒ノ寓居スル所也

ここに記されている学館・槐寮・南寮も全て垣の内側に存在し、「塾」という認識が茶山以降もあつたことがうかがえる。

40 註 18

41 註 16

42 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 48

43 菅自牧齋(一八一〇〜一八六〇)は、名を惟繩、字は昭叔、通称を菅三、三郎といい、自牧齋と号した。茶山の甥である萬年と姪である敬の子。茶山の死後、廉塾の塾主となる。頼山陽や篠崎小竹に学び、天保八年(一八三七)に福山藩儒者となる。

44 『萍蹤日記』黄葉夕陽文庫資料 G007-018

45 黄葉夕陽文庫資料 1027-29

吉凶元信有由来

豈管家無珠扞災

喫酒未知變氏術

贈文誰逞柳公才

且餘斗米猶応飽

幸便五経全不灰

顛沛多君無遽色

右携垂白左嬰孩

この日、朝に菅三と妻塩の間に、初めての男児駒吉が誕生した。吉事と凶事が同日に起きたことを詩にしている。

46 北條霞亭(一七八〇〜一八二三)は、字は子讓、通称を讓四郎、霞亭と号した。

志摩的矢の人。寛政九年(一七九七)に京に遊学し、皆川淇園に朱子学を学ぶ。文化九年(一八一二)には詩集『嵯峨樵歌』の序文を茶山に依頼する。翌十年には、廉塾の都講となり茶山の姪敬と結婚した。文政二年(一八一九)から福山藩校弘道館出仕となり、同四年から江戸詰めとなったが、文政六年(一八二三)に

病没した。

47 北條梅堂(一八〇八〜一八六五)は、名を新助、字を進之、梅堂と号した。福山藩侍医河村重善の次男。文政七年(一八二四)に茶山の請願により、北條霞亭の跡を嗣いだとされるが、正式には文政九年(一八二六)五月九日、養母敬が河村家を出向き結納、十五日に北條家を嗣いでいる。

茶山は、文政九年の「塾田利米書付」(重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 59)廉塾での梅堂の役割に応じた利米を拾石とし、「儒書・医書句読授料」と記している。

48 門田堯佐(一七九七〜一八七三)は、名を正三郎、字を堯助、諱を惟隣、重鄰、朴齋と号した。安那郡法成寺村の大庄屋門田儀右衛門政周の養子となり、門田姓となる。文化五年(一八〇八)に廉塾に入塾し、文政三年(一八二〇)に茶山の養子となる。しかし、文政十年(一八二七)七月に離縁となった。頼山陽に学んだ後、福山藩の儒官となった。

49 重要文化財菅茶山関係資料 著述稿本類 569

50 註 16

51 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 101

52 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 51

53 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類 51

史料から見た草戸千軒

はじめに

本稿は、史料から見た「草戸千軒」について、従来の定説を見直そうとするものである。

言うまでもなく、「草戸千軒」とは、十八世紀に成立した福山藩内の地誌『備陽六郡志』に記載される「町」の名で⁽¹⁾、その跡が現在の芦田川中州で確認された草戸千軒町遺跡に比定されている。発掘調査の結果、草戸千軒の町は、「十三世紀中頃に成立し、最初は港としての機能もあるが門前的・市的機能も強かった。十四世紀になると問・土倉が地域に土着化して成長し、港や流通機能が飛躍的に強化されてきた。」そして、「十五世紀後半頃まで流通・金融活動の高まりを見せたが、十五世紀末頃にその活動は急速に衰え」、「十六世紀初頭頃一気に消滅する」と、調査研究報告書にまとめられている⁽²⁾。

注意を要するのは、その立地である。発掘調査された遺跡は中州として川の中に孤立していたが、これは一九二〇年代の河川改修工事によって川の流れが付け替えられた結果である。中世には、芦田川が注ぐ福山湾頭の小規模な三角州の南西端に草戸千軒の町は位置していたのであり、芦田川本流の右岸に形成されたのであった。要するに、発掘調査された遺跡は中州にあったが、町が機能していたときには、運河や自然流路が

西から東や北から南へ流れていたとしても、基本的に西側の丘陵地と地続きであったと思われるのである⁽³⁾。

木村 信幸

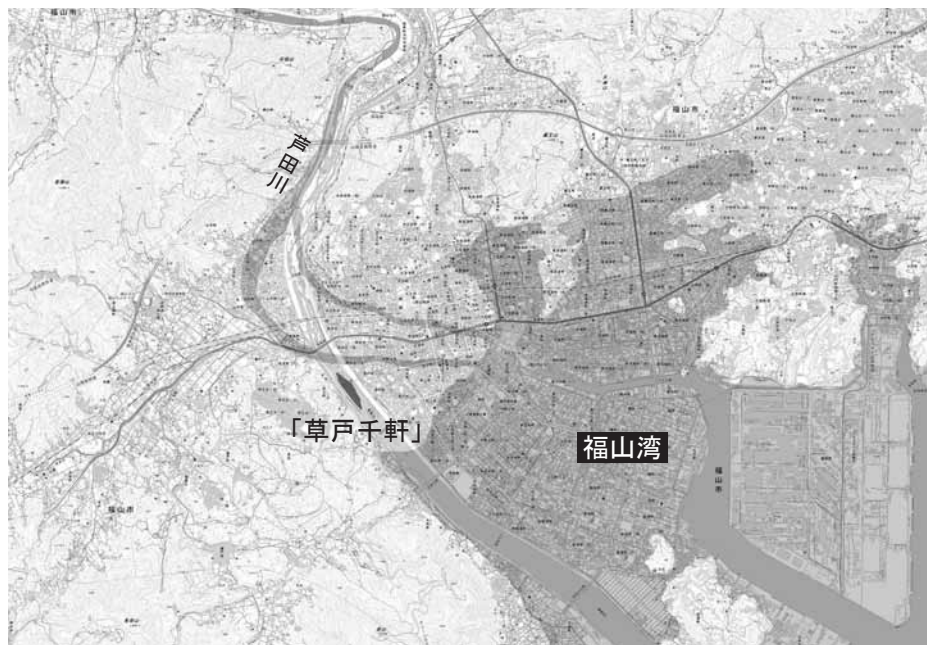


図1 草戸千軒の立地状況（電子国土Webに加筆）

さて、前出の調査研究報告書によると、「草戸千軒のかつての地名は、数少ない文献から草津(一三四三年)↓草井地(一三五一年)・草出(一三九一年)↓草土(一四七一年)↓草戸(一五〇年頃)と変遷していたことを確認している」とし、「木簡の記載内容から、草戸千軒の当時の名前の一例が「くさいつ」であることが確認できた」とする⁽⁴⁾。こうした理解は当該調査研究報告書作成時に形成されたものではなく、一九八二年には広島県草戸千軒町遺跡調査研究所での共通理解となっていた⁽⁵⁾。調査研究の初期の段階では、草戸千軒の町は「史料にすらあらわれない集落」⁽⁶⁾と言われてきたが、「草戸の古称」⁽⁷⁾・「草戸町に関すると思われる地名」⁽⁸⁾・「草戸千軒一帯の古名」⁽⁹⁾・「集落一帯を示すと思われる地名」⁽¹⁰⁾(以下「草戸千軒の古地名」とする。)が博搜され、その結果が「地名の変遷」として結実したのであった。そして、これらの草戸千軒の古地名を記した「記録では地名の変遷以外に町の様相は明らかにできない」⁽¹¹⁾とされてきた。しかし、「これらの地名を年代順にみると、必ずしもうまく変遷をおうことはできない」⁽¹²⁾と、この地名変遷説は当初から問題点も指摘されていた。そこで、本稿では、これまで草戸千軒の古地名を記した記録とされてきた史料を列挙し、「地名の変遷以外に」何か明らかにできないか、探ってみようと思う。

1 現在の明王院周辺の地名「クサイツ」

まず最初に、草戸千軒町遺跡周辺が、中世に何と呼ばれていたか確認しておきたい。

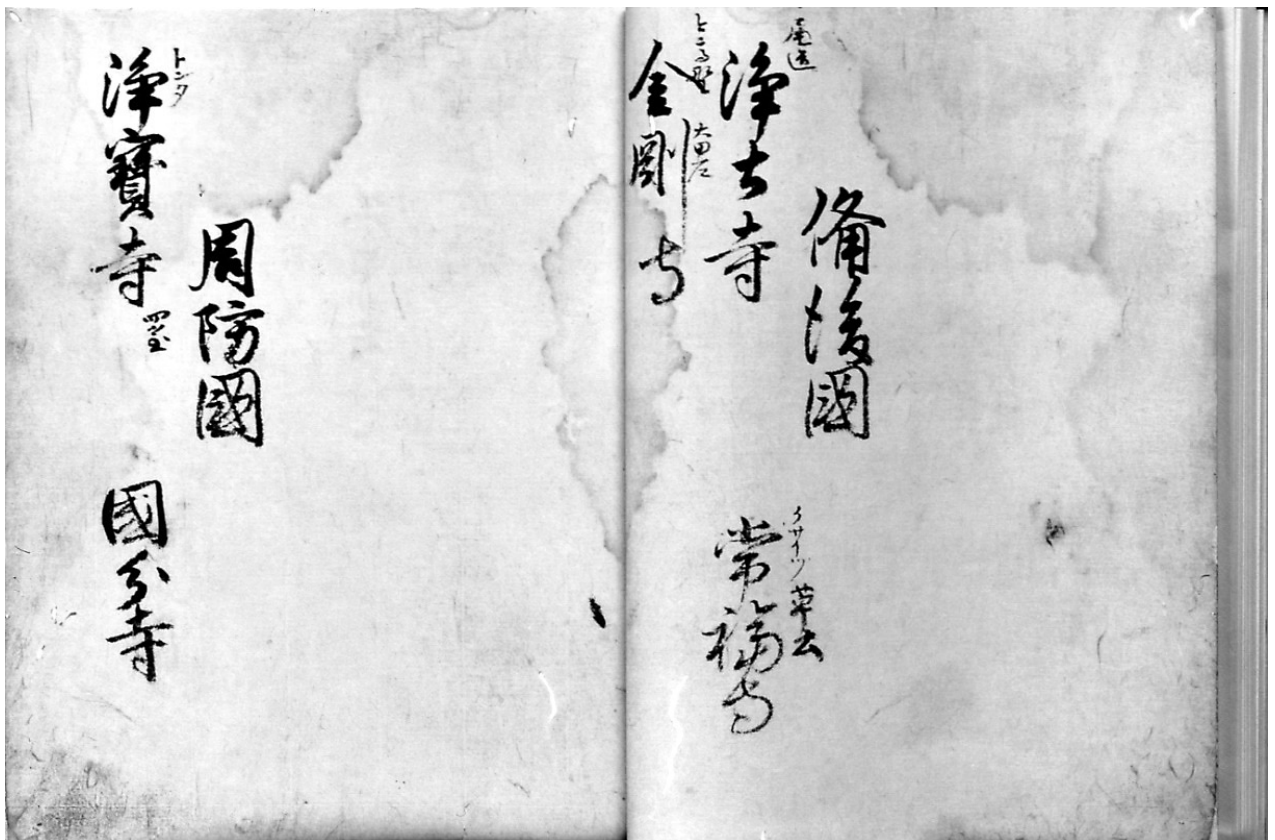


写真1 西大寺諸国末寺帳(当館蔵、複製資料、原資料: 奈良県西大寺蔵)

史料1

西大寺諸国末寺帳

(中略)

備後国

尾道

クサイツ草土

浄土寺

常福寺

今高野 大田庄

金剛寺

(後略)

史料1は、明徳二年(一三九一)時点における奈良西大寺の末寺の一覧に、後の時代の末寺も加えていき、最終的に文亀二年(一五〇二)に「校合」を加えたものである¹³⁾。備後国では尾道の浄土寺・大田庄の今高野金剛寺のほか、「クサイツ草土」の常福寺が西大寺の末寺であったことが知られる。従来、「クサイツ草土」は「クサイツ草出」と読まれてきたが、誤読である¹⁴⁾。広島県立歴史博物館が平成元年に開館する際作成したレプリカ(写真1)を見れば明らかである。

このことについては、一九三六年に草戸千軒町遺跡研究の先駆者である濱本鶴資氏が次のように指摘している¹⁵⁾。「草土の土は昔は草体行体とも点を打つから出の字に見える、即ち、草出となる、之れをクサイツと仮名を附して訓方を示して居る以上、草土でなく草出が正しい」。濱本氏は「草土」と読んでおきながら、「クサイツと仮名を附し」た「訓方」(読み方)と解釈し「草出」としてしまったのであった。その後、神奈川県極楽寺所蔵の西大寺諸国末寺帳が『広島県史 古代中世資料編V』¹⁶⁾に紹介さ

れ、「常福寺」の右側に「草出」とやや小さく記し、さらに右側にふりがなのように「クサイツ」と添えられて翻刻された。これが草戸千軒町遺跡研究に用いられ¹⁷⁾、以後顧みられなかった。

「クサイツ草土」と読めば「クサイツ」は「草土」の「訓方」でないことは明らかであり、「クサイツ」と「草土」が別個のものと判断される。

次に、「常福寺」は今の明王院の前身寺院である。本堂は元応三年(一三三二)に建立され、五重塔は貞和四年(一三四八)に「一文勸進小資」を積んで建立されたことが明らかで、共に国宝に指定されている¹⁸⁾。つまり、『西大寺諸国末寺帳』に記載された頃の常福寺は、本堂や五重塔が建ち並ぶ寺院であったのであり、寺院所在地は当時「クサイツ草土」と呼ばれていたのである。したがって、現在の福山市草戸町の明王院辺りは、明徳二年(一三九一)から文亀二年(一五〇二)までのどこかの時点には「クサイツ草土」と表記されていたことが明らかである。

また、永享八年(一四三六)の「西大寺坊々寄宿末寺帳」は、「毎年の光明真言会のさいに全国の末寺から西大寺に集まってきた末寺の僧衆が寄宿する坊」ごとに、その末寺を書き上げたもの¹⁹⁾であるが、この「東室二」の部分に「備後クサイツ常福寺」が登場する。このことから、永享八年段階でも、現在の明王院周辺は「クサイツ」と表記されていたことが知られる。

このように、十五世紀頃には、現在の草戸千軒町遺跡周辺、より厳密には遺跡西側周辺は「クサイツ」・「クサイツ草土」と表記されていたのである。

2 「草出津」と「クサイツ草土」

次に、「クサイツ」と「草土」の関係を考えたい。

史料2

備後国尾道権現堂

御師廊之御坊江引申候(那脱)方

御調之内河南・河北悉皆ミツキ

新庄之内今津・今伊勢悉皆シヤウ

御調之郡之内五ヶ之庄之内悉皆

此内哥嶋ハ惣持院引候ウタシマ

同山南・山北悉皆

草出津神上寺跡之後旦那

悉皆

木来・栗原・吉波悉皆

此外権現堂之導者、神村之

外ハ、廊之御坊へ可参候、

尾道権現堂

文明十七年閏三月廿九日 大進(花押)

史料2は、文明十七年(一四八五)に尾道権現堂の大進が熊野詣に案内する檀那の一覧を示したものである²⁰。この中に、「草出津」の「神上寺」の跡の後ろ(裏側)の「旦那」(檀那)とあり、彼ら全てを大進が案内・引率して熊野へ参詣することが知られる。享徳二年(一四五三)には、備後国重永荘の「神上寺」の檀那たちを尾道千光寺の空真が引率して熊野詣を

行っている²¹ので、かつて「草出津」にあった「神上寺」は遅くとも十五世紀中頃には廃寺となつて、世羅郡の重永荘に移っていたのである。

ところで、ここで「草出津」の読み方について考えてみたい。『日本国語大辞典』(小学館)の「いづ」(いづ)。漢字は「出」という字の「補注」によると、「後に一段活用になつて、口語「でる」となる」と記される。そして、「おそくいづる月」や「市にいでて売る」という用例が示すように、「出」という漢字は古くは「いづ・いで」と発音していた。つまり、「いづ・いで」という音に「出」という漢字を充てたのである。したがって、「草出」と書いて「くさいづ・くさいで」と読むと考えられるのであり、史料1の「クサイツ」は「くさいづ」と読み、漢字では「草出」と表記すると考えられる。

次に、「草出」の意味を考えると、『大漢和辞典』(大修館)の「出」という字の「解字」によると、「出」という字は「草木が次第に枝をはつて上に延び出て繁るかたちに象る」とある。また、「草」は文字どおり「くさ・くさはら。くさむら。草の生え茂つた所」とあるから、「草出」とは、草木が生い茂つて枝を上へ延ばしているところと理解することができ、そのようなどころを人々は「くさいづ」と呼び、「草出」という漢字を充てたと考えられる。

さらに、「津」の意味を同様に『大漢和辞典』から考えてみると、「津」は「わたし。わたしば。舟に乗せて人を渡す処」とか「ふなつき。みなと」という意味である。これらのことから、「草出津」は、「草出」の「津」・港であることが分かる。

したがって、史料1の「クサイツ草土」は「草出」の「草土」と考えられる。では、「草土」はどういう意味なのか、『大漢和辞典』を引くと、「土」は「と

ち。土壌」のほか、「耕作地。田畑」、「ひらち。平地」を意味する。既に見た「草」と合わせ、「草土」とは、「草の生え茂った所」を開墾して「田畑」や「平地」としたところ、という意味と考えられる。

前述の史料1によると、「草土」には十五世紀には常福寺が存在した。この常福寺には、元応三年(一三二二)に本堂が建立され、貞和四年(一三四八)に五重塔が建てられていた。これらことから、人々は、「草出」の西側(山側)の草地・荒地を開墾して平坦地を造成し、そこを「草土」と呼んだこと、「草土」の平坦地には田畑が広がり、「常福寺」の諸建築が建てられたと推定される。

なお、草戸千軒遺跡のSK一三〇〇土坑からは、木簡「くさい□□」⁽²²⁾が出土しており、草戸編年のⅡ期後半に当たる十四世紀中葉に、草出へ何らかの荷物が届けられたことが知られる。当該遺跡・遺構が草出に位置したことは確実である。

また、「草土」といえば、従来から文明三年(一四七一)の二つの史料が指摘されてきた。一つは、「西国寺不断経修行勸進并上銭帳」⁽²³⁾である。これによると、この年尾道の西国寺が不断経の修行のための寄付を募った際、「草土」の「東泉坊」が二百文を上納したことが知られる。このとき「常福寺衆」も本寺(常福寺)のほか末寺と考えられる「宥泉坊照源寺」や「賢識房正貞庵」などが合計で一貫九百文を上納している。これらの常福寺の末寺が「草土」にあったかどうか確証はないが、対岸の本庄(現在の福山市本庄町周辺)にあったとされる「圓光寺」の末寺と思われる東光坊に「長和」、東泉坊に「草土」、円蔵坊に「杉原」、地藏院に「賀屋」と所在地名が右肩に記されていることを踏まえると、「常福寺衆」にはこうした所

在地名がないため、本寺の常福寺近辺の「草土」にあったのではないかと推測する。

今一つの史料は、四月二十六日付けの山名是豊書状⁽²⁴⁾である。応仁文明の乱で東軍方であった山名是豊が同十六日に「坪生」に出陣し、「草土」に迫り「敵城」を落とし、二十二日に「鞆浦」へ進軍したことが知られる。このことから、「草土」に西軍方の「敵城」があったこと、「坪生」から「草土」を経由して「鞆浦」へ移動するルートが存在したことが知られる⁽²⁵⁾。

これらのほかに、「草土」は刀剣の銘に登場するという。例えば、『福山志料』巻之二十七に抄録される『古刀銘尽大全』には「備後国鍛冶部類」の欄に「實家^{本字 草土 兼打}」と、また『古刀名尽大全別本』には「備後国鍛冶」の欄に「實家^{備後国草土住 條永幸 二年 八月二十日作 卜打}」と、記されている⁽²⁶⁾。したがって、「草土」は「草戸」とも表記されたことが知られる。

「草戸」に関しては、天正十九年(一五九一)と推定される閏正月十七日付けの小早川隆景書状⁽²⁷⁾の存在が従来から指摘されている。これによると、「毛利興元が当主の頃、毛利氏との関係が生まれ」た渡辺出雲守は、「備後から招かれて安芸吉田に滞在、当時まだ多治比に居た元就と兄弟のような関係を持った後、草戸に戻った」⁽²⁸⁾ことが知られる。このことから、渡辺氏が十六世紀初頭頃に「草戸」に何らかの権益を有していたことは確かであるが、詳細は不明である⁽²⁹⁾。

以上のことを踏まえ、「はじめに」で述べた草戸千軒の町の立地及び発掘遺構を基に「クサイト」(草出)の空間構成を推定しておきたい。

芦田川河口の右岸には、西側に山並みを有し、北・東・南の川や海に向けて草の生い茂った「クサイト」(草出)というところが存在した。

人々はこの「クサイツ」の山際の微高地を開墾して田畑や平地を造り出していき、そこを「草土」と呼んだ。十四世紀には常福寺の本堂・五重塔が建ち、十五世紀後半には常福寺末寺の堂宇群や圓光寺末寺の東泉坊が建てられていた。また、応仁文明の乱に際しては西軍方の城が築かれた。「クサイツ」の北から東・南へ続く川や海からは水路が「クサイツ」内部へと整備され、所々に杭列による護岸や船溜まり、船着場が造られていた。人々はそこを「津」と呼んだ。

3 「草津」と「草出津」

次に、「草津」と「草出津」の関係を見る。

史料³

内藤肥後徳益丸代審覚謹言上、

欲早任傍例、且依軍忠且任当知行旨、

賜安堵御下文備亀鏡、尾張国浅井郷、

周防国周防本郡東方・同勝間村、

伊予国成吉別府以下地頭職事、

副進

二卷 右大将家以下御下文手継状案

六通 御教書并一見状

右所領者、徳益丸重代相伝当知行無相違者也、雖可令備進右大将家以下御下文并

代々手継状等、依路次難儀、不及持参間、

厚東周防權守令校正案文封裏、所被

注進也、而亡父内藤肥後孫六盛信、去年備州

御下向最前馳参草津、致奉公之忠節、令

供奉尾道之間、賜御感御教書、迄于九月二日

令在陣之处、本芳（重）再発之間、令防州下向、

就令言上子細、賜御教書、欲播御旗之刻、

今年三月廿三日令死去畢、（後略）

史料³は、貞和六年（一三五〇）十二月日付けの内藤肥後徳益丸代審覚

軍忠状³⁰である。これによると、貞和五年（一三四九）に内藤肥後徳益丸

の父内藤肥後孫六盛信は、足利直冬が備後国へ下向した最初から「草津」

へ馳せ参じ、尾道へも「供奉」、すなわち行列に加わったことが知られる。

『太平記』卷二十七「右兵衛佐直冬鎮西没落事」³¹によると、足利直冬が下

向したのは「備後ノ鞆」であった。鞆にいる足利直冬に味方する軍勢は、

「草津」に馳せ参じて着到を受けたのであろう。こうした情報が鞆の直冬

に伝達されたからこそ、直冬は尾道へ移動する際に「草津」を経由したの

であり、また直冬の進軍の前にその情報が内藤盛信ら直冬方の軍勢にも

たらされたからこそ盛信も「草津」から尾道まで「供奉」できたのであり、

それゆえ「御感御教書」を頂戴できたのであった。

このように、「草津」駐留の情報が鞆へ伝達されるとともに、逆に鞆か

ら尾道へ進軍するという情報が「草津」へ伝達され、鞆から「草津」そし

て尾道へと進軍が実行されるというのは、鞆と「草津」そして尾道の間

連絡ルートが通じており、日常的に人やモノや情報が行き来していたと考えられる。

内藤氏が馳せ参じた「草津」は、軻近辺の「津」であることは間違いない。前出の史料²から十五世紀後半には「草出」(クサイツ)に「津」が存在していた。また、前述のとおり十五世紀後半には草出の「草土」から「軻浦」に至るルートが存在していたし、史料¹から十五世紀には確かに「クサイツ」が存在していた。これらのことを併せ考えると、「草津」は「草出」の「津」のことと推定される⁽³²⁾。そして、人々は「草出」の「津」(草出津)を「草津」と省略して呼んだと推測される。

このほかに、康永二年(一三四三)六月二十五日に「唯阿弥陀仏」が「備後草津」で死去したことが知られる⁽³³⁾。この「備後草津」も「草出」の「津」と推定される。時宗がこの頃「備後草津」に教線を伸ばしていたと推測されるが、西大寺流律宗の常福寺や熊野那智大社の神上寺が草土や草出津に存在したと併せ、「クサイツ」(草出)では様々な宗教活動が活発に行われたことがうかがわれる。それほど多くの人々が、住み集まる町に「クサイツ」(草出)は発展していたと考えられる。

4 「草井地」と「クサイツ」(草出)

次に、「草井地」と「クサイツ」(草出)の関係について考えたい。

史料 4

越後守師泰、自石見引返事、付道中国々御敵蜂起事、

(前略)、越後守師泰ハ石見国三角城ヲ責カネテ、引退ヌト聞ヘシカハ、上杉弾正少弼八幡ヨリ船路ヲ経テ、備後ノ軻^トへ打テアカル、是ヲ聞テ備後・備中・安芸・周防ノ兵共、我劣^ヲラシト馳付ケル程ニ、其勢雲霞ノ如ニテ、靡^テ又草木モナカリケリ、去程、武蔵五郎、越後守ヲ待テ、中国ニハ暫モ逗留セス、懸テ上落スト聞ヘケレハ、上杉取物モトリアヘス、跡ヲ追テ打止ヨトテ、其勢三千余奇、正月十三日ノ早旦ニ、草井地ヨリ打立テ、跡ヲ追テソ押懸ケル、(後略)

史料4は、『太平記』巻二十九の「越後守師泰、自石見引返事」の一部分である⁽³⁴⁾。観応二年(一三五二)、足利直義・直冬に味方した上杉朝定は、尊氏方の高師泰が石見国の「三角城」を攻めかねて退却したと聞くと、「備後ノ軻」へ来航した。その後、武蔵五郎(高師直の子息の師夏)が上落したと聞くと、「草井地」を出発して陸路からその跡を追いかけたという。

この「草井地」を草戸千軒の古地名と最初に指摘したのは、十九世紀初頭の地誌『西備名区』⁽³⁵⁾である。「巻二十四 沼隈郡 水呑村」の項で「草戸村邊水呑迄、草意地として伝ふ」とし、次の「草戸村」の項で「草戸千軒町として町ありけるを」「古へは此處を草意地と言ひしなり。」「太平記に、草意地より打立てなどあるは是なり。」と記している。

菅茶山も『福山志料』巻之三十一 辨説三 古戦場」で『太平記』の当該箇所を引用し、「草井地今ノ草戸也ト云、コレハ軻ヨリ舟アカリスル順路也、外ニ似タル地名ナケレハサモアラン」⁽³⁶⁾と推定している。

この『福山志料』を引用するとともに、三千余騎⁽³⁷⁾の上杉勢は「相當強大なものであったと想像される」ため、「この首途の勢揃ひは狭隘な土地

では駄目で、「輛から上陸とあるが、必ず通るところで、草戸なら位置もよく場所も広い」ことから、「草井地は今の草戸であらうといふ福山志料の考察は當つてゐる」と解説したのが、濱本鶴賓氏であった⁽³⁸⁾。

これらのことを踏まえた上で、まず注目したいのは、上杉朝定が上洛する武蔵五郎を「輛」から「草井地」を経て追跡したというルートである。前述したように、約百年後の文明三年(一四七一)には「輛浦」・「草土」・「坪生」を結ぶルートが存在していた。上述のとおり、「草土」とは「クサイト」(草出)の山側平坦地のことであり、「草津」とは「草出」の「津」のことと推測される。これらのことから、「草井地」とは、「クサイト」(草出)の「井地」(市)のことと推定される。そして、人々は「クサイト」(草出)の市を「草市」と省略して呼んだと推測される。

次に注目するのは、草戸千軒町遺跡のSD五一〇溝から出土した「くさいち」と墨書された木簡⁽³⁹⁾である。これを解説した石井進氏は「くさいちのいまくらどのあてにとどける内容」と解釈し、草戸千軒の町に今倉(蔵)殿という新興の土倉が存在したと推定する⁽⁴⁰⁾。この溝は草戸編年のIV期前半に当たる十五世紀後半に位置付けられており、この頃草戸千軒の町では今倉殿を始めとする複数の土倉が活動していたと推定されている。

このように、「草井地」(くさいち)は「クサイト」(草出)にあったことは確実に、発掘調査が実施された草戸千軒の町の全部又は一部の呼称であった。

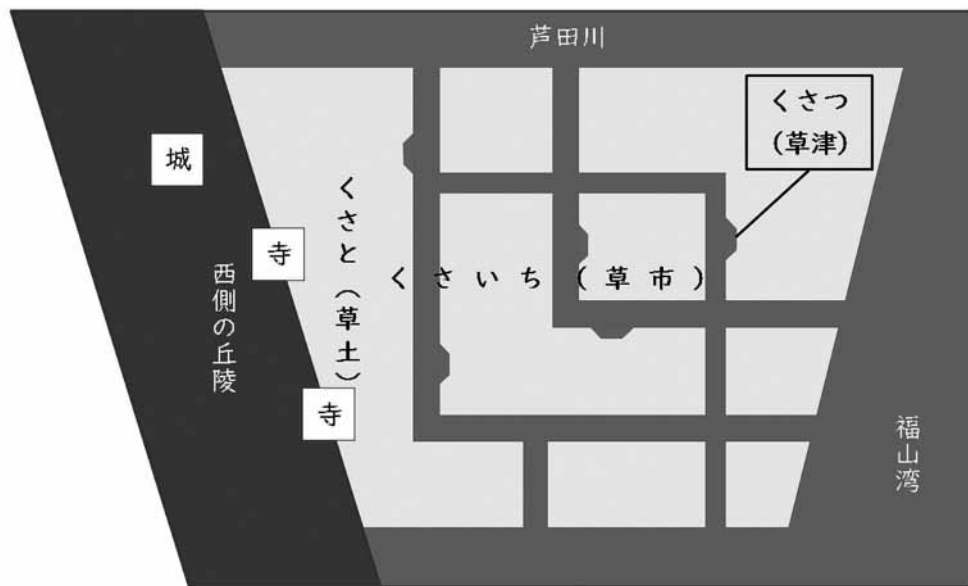


図2 「クサイト」(草出)の空間構成

むすびにかえて

以上のことを踏まえて、「はじめに」で述べた草戸千軒の町の立地に即して、再度「クサイト」(草出)の空間構成を推定しておきたい(図2)。

芦田川河口の右岸には、西側に山並みを有し、北から東・南へかけての川や海に向けて草の生い茂った「クサイト」(草出)というところが存在した。人々は、この「クサイト」の山際の微高地辺りを開墾して田畑や平地を造り出していき、そこを「くさと」(又はくさど)「草土」と呼んだ。十四世紀には常福寺の本堂・五重塔が建ち、十五世紀後半には常福寺末寺の堂宇群や圓光寺末寺の東泉坊が建てられていた。「クサイト」の北から東・南にかけての川や海からは内部へ向けて水路が整備され、その所々には港が造られ、人々はそこを「つ」(津)と呼び、「くさつ」(草津)と略した。「クサイト」には市も立ち、人々は「くさいち」(草井地)と略した。それは所々の「くさつ」をつなぎ、「くさと」と接していた。

以上のように、草戸千軒の古地名について記されたと考えられる史料を改めて検討すると、従来言われていたような地名の変遷とは異なり、草戸千軒の町の空間構成が明らかになった。そして、このように考えれば、表記する漢字は「草土」・「草戸」と異なるものの、同じ発音の「くさと」(又はくさど)という地名のみ現在まで伝わったことが、次のように理解できると思う。

発掘調査が実施された草戸千軒の町は「くさつ」・「くさいち」といった港や市の役割を果たし、「十五世紀後半頃まで流通・金融活動の高まりを見せたが、十五世紀末頃にその活動は急速に衰え」、「十六世紀初頭頃一気に消滅する」と推定されている⁽⁴¹⁾。これは「くさつ」・「くさいち」が衰退したことを示している。すなわち、「くさと」・「くさつ」・「くさいち」から構成された「クサイト」の内、「くさと」のみが存続したことを示しているのである。それゆえ、「クサイト」という地名は不要となり、「くさと」

という地名だけが現地に伝わったと考えられるのである⁽⁴²⁾。
最後に、鎌倉時代の草戸千軒の町について触れた史料を提示して結びとしたい。

史料5

せんくわうし(善光寺)の(如来)によら(働)いのすゝめ(働)の事

(中略)

十六日(船)ふねにて

百文

やなへのみつたゝ

百文

みなもとのむねしけ

(中略)

已上八百三十文

(中略)

廿一日

百文

あそ(か)んののふつね

三百文

きのゝりひろ

くさいてさふ(ら)□□殿

(後略)

壹人

史料5は、輓の安国寺の本尊の胎内から見つかった善光寺如来造立勸進帳⁽⁴³⁾の一部である。文永十一年(一二七四)に安国寺の前身の金宝寺の本尊「木造阿弥陀如来立像」造立の際、「くさいて」の住人の中に寄付した人がいたことが知られる。

前述したように「出」は古くは「いづ・いで」と読んだことから、この「く

さいて「もおそらくくさいで」と発音し、漢字では「草出」と表記すると
思われるので、「クサイト」のことと推定される。このことは既に堤勝義
氏が指摘している⁴⁾。

この史料5によっても、「クサイト」と軈の人々が交流していたことが
知られる。そして、金宝寺本尊造立のために寄付を行うという延長線上
に、「クサイト」の常福寺五重塔建立の「一文勸進小資」を積むという動き
があると推定される。

発掘調査によって、草戸千軒の町は、鎌倉時代中期、十三世紀中頃から
機能していたことが明らかにされているが、このことを文献資料では、
従来、跡付けることができていなかった。しかし、この史料5の「くさい
て」は「クサイト」、すなわち草戸千軒の町のことと推定されるので、鎌倉
時代中期、十三世紀後半における「草戸千軒の町」の存在を史料的に確認
したことになる。

【注】

1 「往昔、蘆田郡・安那郡邊迄海にてありし節、本庄村青木か端の邊より五本松
の前迄の中嶋に、草戸千軒と云町有りける」と『備陽六郡志』外篇 分郡之二
草戸村『備後叢書(一)』歴史図書社(一九七〇年)六五七ページ)に記されてい
る。

2 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡発掘調査報告V―中
瀬戸内の集落遺跡―』(一九九六年)第V章 3 「草津」としての草戸千軒」
(岩本正二氏執筆)。

3 以上の草戸千軒町遺跡の地理的環境については、鈴木康之「福山湾の変遷」
松下正司編『よみがえる中世8 埋もれた港町 草戸千軒・軈・尾道』平凡社
(一九九四年)、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡発掘調査
報告I―北部地域北半部の調査―』(一九九三年)第二章 1 遺跡の地理的
位置(鈴木康之氏執筆)を参照した。

なお、瀬良泰三氏は、このような草戸千軒町遺跡の立地を踏まえて、発掘調
査の遺構配置図と標高分布図・昭和二十二年の航空写真とを合成し、遺跡の中
心区画の東側水路(SD六二六)や南側の短冊形区画の東西溝(SD三八六〇)
が、現在の草戸町一丁目や二丁目付近まで東に延びることを地割から読み取
り、「草戸千軒町は現在の芦田川中州周辺のみではなく、草戸微高地上により
広範囲に存在したと考えられる」ことを指摘している(瀬良泰三「草戸千軒と
水路(1)〜(6)』備陽史探訪』第一九三・一九四・一九七・一九八・一九九・二二三号
(二〇一六・二〇一七・二〇二〇年)。従うべき見解と考える。

4 前注2 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡発掘調査報告
V―中瀬戸内の集落遺跡―』(一九九六年)第V章 3 「草津」としての草

戸千軒」(岩本正二氏執筆)。

- 5 一九八二年刊行の広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡研究資料 一 草戸千軒 木簡一 解説』に、「当時の史料から遺跡周辺のことを指していると思われる記録を見ると、このあたりは当時「草津」から「草井地」・「草出」・「草土」・「草出津」・「草戸」へ呼称が変化していた」と記されている。また、志田原重人「中・近世における草戸千軒周辺の地名―草戸千軒解明の一視点(6)―」『草戸千軒』No.105(一九八二年)、松下正司「草戸千軒町遺跡と庶民生活」『広島県史 中世 通史Ⅱ』(一九八四年)、松下正司「草出(くさいつ)」『常福寺』『日本の美術第二二五号 草戸千軒町遺跡』至文堂(一九八四年)、石井進「木簡から見た中世都市『草戸千軒町』」『国史学』130号(一九八六年、後に石井進著作集刊行会編『石井進著作集 第十巻』二〇〇五年に収録)、鈴木康之「港湾集落「備後草津」の特質―草戸千軒町遺跡の調査成果から―」市村高男・上野進・渋谷啓一・松本和彦編『中世港町論の射程 港町の原像…下』岩田書院(二〇一六年)にも、草戸の地名が変化することを述べる。
- 6 志田原重人「草戸千軒の発展と長和荘」『芸備地方史研究』第一二五・一二六号(一九八〇年)。

なお、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所の前身の草戸千軒町遺跡調査所が作成し広島県教育委員会が発行したパンフレット『草戸千軒町遺跡―埋れた中世の町―』(一九七五年)には「この失なわれた町は、古い記録を何ひとつ残していない」、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所が編集発行した『広島県草戸千軒町遺跡調査研究所要覧』(一九八〇年)には「中世の記録は全くみられない」、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編集の『開所十周年記念 草戸千軒町遺跡―発掘調査十年の成果―』(一九八三年)には「この「草戸千軒」については書かれた古記録は皆無に等しい」とか、「史料にはなにひとつ記録を残していない」、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編集のパンフレット『草戸千軒町遺跡―埋もれた中世の町―』(一九九一年)には「明王院(旧「常福寺」)の門前に埋もれた町は、古い記録を何ひとつ残してはいない」とそれぞれ記されており、「草戸千軒」が中世の文献に姿を現わさない幻の町であるという評価は、広島県教育委員会・広島県草戸千軒町遺跡調査研究所の公式見解であったことが知られる。
- 7 堤勝義・志田原重人「中世備南における宗教とその受容―草戸千軒解明の一視点(5)―」『草戸千軒』No.94(一九八一年)。
- 8 前注5 志田原重人「中・近世における草戸千軒周辺の地名―草戸千軒解明の一視点(6)―」『草戸千軒』No.105(一九八二年)。
- 9 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅰ―北部地域北半部の調査―』(一九九三年)「第二章 2 遺跡周辺の歴史的環境」(下津間康夫氏執筆)。
- 10 前注5 鈴木康之「港湾集落「備後草津」の特質―草戸千軒町遺跡の調査成果から―」市村高男・上野進・渋谷啓一・松本和彦編『中世港町論の射程 港町の原像…下』岩田書院(二〇一六年)。なお、先行研究が指摘した「地名の主要なもの」を表1としてまとめている。
- 11 前注5 松下正司「草戸千軒町遺跡と庶民生活」『広島県史 中世 通史Ⅱ』一九八四年。
- 12 前注5 松下正司「草出(くさいつ)」『常福寺』『日本の美術第二二五号 草戸千軒町遺跡』至文堂(一九八四年)。
- 13 松尾剛次「奈良西大寺末寺帳考―中世の末寺帳を中心に―」『三浦古文化』第一五一号(一九九二年)。後に、同氏『勸進と破戒の中世史』吉川弘文館(一九九五

年)第五章に収載。

この「西大寺諸国末寺帳」は、奈良県の西大寺所蔵のものである。以下、「二聖院本」とする。

14 前注13松尾剛次「奈良西大寺末寺帳考―中世の末寺帳を中心に―」『三浦古文化』第五一号(一九九二年)で、『西大寺関係史料(一)―諸縁起・衆首交名・末寺帳』(奈良国立文化財研究所編、一九六八年)に翻刻された「末寺帳」には翻刻ミスがあることが指摘されている。なお、当該備後国部分については、本文に述べたように従来どおり誤読のまま「クサイツ草出」と翻刻されている。

15 濱本鶴實「明王院と草戸中洲の変遷(二)」『備後史談』第一二巻七号(一九三六年)。なお、濱本氏が見た「西大寺諸国末寺帳」は、文亀年間の「交合」の奥書が引用されているので、二聖院本である。

16 一九八〇年三月刊行。

『広島県史 古代中世資料編V』の「解説」によると、当該資料編編集に当たり「一々現地に赴き、文書を探索・収集することは事実上不可能である」ため、「東京大学史料編纂所に架蔵されている影写本」等を利用したほか、「刊行されている史料集を可能なかぎり数多く検索した」という。この既刊行史料集の一つに『神奈川県史』が例示しており、『神奈川県史 資料編』には第五〇八四号文書として極楽寺文書の「西大寺末寺帳」が収録されている。このことから、『広島県史 古代中世資料編V』所収の「西大寺諸国末寺帳」は、『神奈川県史 資料編』所収の史料を転載したと考えられる。「広島県史の編さんにおいて、県内外の各地でマイクロフィルム等により撮影収集した資料の目録」である『広島県立図書館複製資料目録』に、神奈川県史の極楽寺文書が掲載されていないのは、こうした事情によると思われる。

『神奈川県史 資料編』は、神奈川県教育委員会発行『改訂新編相州古文書』第五巻所収の「極楽寺文書」第一八二二号の「西大寺末寺帳」から収録したようである。なお、広島県史と神奈川県史に掲載される史料の最終行は「明徳二年九月廿八日、書改之了」であるが、『改訂新編相州古文書』にはその続きが「異筆」及び「又異筆」として記されている。いずれも近世・近代の追筆であるため、二つの県史では省略されたのであろう。以下、「極楽寺本」とする。

極楽寺本は、文亀年間の「交合」を示す奥書はないが、文亀年間に二聖院本に追記された寺院名を含んでいるものの、その記事は少なく詳しくない。また、二聖院本にない寺院も掲載されているので、当館レプリカの原資料である二聖院本よりも新しい時代のリストではないだろうか。なお、極楽寺本の備後国部分の写真は、『山口県史 通史編 中世』(二〇一二年)七七二ページに掲載されている。

17 前注5広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡研究資料 一 草戸千軒 木簡一 解説』(一九八二年)で初めて、当該極楽寺本「西大寺諸国末寺帳」が紹介されている。なお、志田原重人「中世の尾道―草戸千軒解明の一視点(3)―」『草戸千軒』No.六三(一九七八年)でも西大寺末寺の一つとして「クサイツ草出常福寺」を紹介しているが、出典が示されていない。

18 一九六二年からの本堂解体修理で見つかった内陣大虹梁上の墓股墨書(『広島県史 古代中世資料編IV』所収「銘文」明王院)により、本堂が元応三年(一二三二)の建立であることが、また五重塔相輪の伏鉢の陰刻(当館展示の伏鉢のレプリカ)により、五重塔が貞和四年(一三四八)の建立であることが、明らかである。

19 前注13松尾剛次「奈良西大寺末寺帳考―中世の末寺帳を中心に―」『三浦古

文化』第五一号(一九九二年)参照。

20 『広島県史 古代中世資料編V』所収「熊野那智大社文書」潮崎稜威主文書

第九号。なお、当館蔵のレプリカによって、誤読部分を修正して掲載した。また、この史料と内容の備後国南東部の檀那を示したものに『広島県史 古代中世資料編V』所収「實報院米良十方主諸国檀那帳」があり、ここにも「草出津」と記載される。

21 『広島県史 古代中世資料編V』所収「熊野那智大社文書」(潮崎稜威主文書第四号)。

22 重要文化財広島県草戸千軒町遺跡出土品 木簡(資料番号24X00024)。

23 『広島県史 古代中世資料編IV』所収「西國寺文書」第四号。

24 『大日本古文書 家わけ第十四 三浦家文書』第七五号。

25 下津間康夫氏は、「一五世紀の草戸千軒周辺の動向」(応仁・文明の乱を中心に)『草戸千軒』No.二一四(一九九一年)において、「一三四九(貞和五・正平四)年に足利直冬が鞆―草津―尾道と結ばれるラインを動いたこと、一三五二(観

応二・正平六)年に上杉朝定が鞆から「草井地」を経て備中方面へ追撃したことを記したものがあり、草戸千軒と鞆がセットとして登場」すること、そして「草戸千軒」が「備後東南部の交通路の分岐点だった」ことを指摘している。同様の指摘は、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡発掘調査報告 I―北部地域北半部の調査―』(一九九三年)「第二章 2 遺跡周辺の歴史的環境」(下津間康夫氏執筆)でも見られる。妥当な見解と思われるが、「草津」と「草井地」が共に「草戸千軒の町」であることを示す根拠は記していない。これについての私見は、後述する。

26 『福山志料(復刻版)』卷之二十七「土産」二二・二四ページ。

27 『広島県史 古代中世資料編V』所収「譜録」(渡邊三郎左衛門直)第二四号。

28 本多博之「二次史料にみる備南の国人渡辺氏の動向」『草戸千軒町遺跡調査研究報告十一 備後渡辺氏に関する基礎研究』広島県立歴史博物館(二〇一三年)二四ページ。

29 「渡邊氏先祖覚書」は「天文三年(一五三四)に記された原本を元禄十年(一六九七)に改めて写したものとされ」るが、「その記述の中には、備後地方を扱った近世の軍記物『備後太平記』によく似た箇所が多く有り」、「備後情勢に關しては史実として確認できないものが多く、とりわけ渡辺氏四代(室町)戦国初期の高・兼・家・兼)の動向については、残念ながら古文書(一次史料)によって裏付けがとれない」ため、「歴史事実を厳密に再構築するための素材としては利用が難しい」。前注28本多博之「二次史料にみる備南の国人渡辺氏の動向」『草戸千軒町遺跡調査研究報告十一 備後渡辺氏に関する基礎研究』広島県立歴史博物館(二〇一三年)一三三ページを引用。したがって、これを基にして「草戸千軒」について説明することは慎重に行わなければならない。

30 『萩藩閥閥録』卷九九ノ二(内藤小源太)第四五号。

31 『広島県史 古代中世資料編I』第一八四九号「太平記 二七」。

32 史料3を提示して「草戸千軒の確実な文献上の初見であり、当時既に当地を『草津』と呼んでいることが判明する」と指摘したのは、今谷明「瀬戸内制海権の推移と入船納帳」『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版(一九八一年)である。今谷氏が「草戸千軒遺跡の当時の地名『草津』とした根拠は明示されていないが、「兵庫北関入船納帳」に記載される備後国内の船籍地の中に「草戸千軒遺跡の当時の地名『草津』が入っていない」ことから、十五世紀中頃の「草津は数百石積の大型船舶が入港する港湾都市」であったとは考えられない点と、志

田原重人氏が前注6論文で推定したように草戸千軒の町は「幕府評定衆長井氏所領備後長和庄の荘園村落兼小型貨物積出港」といった性格とが、符合することが根拠であると思われる。

また、鈴木康之『シリーズ「遺跡を学ぶ」〇四〇 中世瀬戸内の港町・草戸千軒町遺跡』新泉社(二〇〇七年)では、『萩藩閥閥録』(前出史料3)の「草津」、『時衆過去帳』の「備後草津」(後出『重要文化財時衆過去帳』)を例示し、「現在、備後地域には「草津」という地名は残っていないが、足利直冬の移動経路などから考えると、これはのちの「草戸」に比定できると考えられる」とする。

33 『重要文化財時衆過去帳』このことを最初に指摘したのは、前注7堤勝義・志田原重人「中世備南における宗教とその受容―草戸千軒解明の一視点(5)―」『草戸千軒』No.九四(一九八一年)であるが、「草津」を「草戸の古称」と「推察」する根拠には触れていない。

34 当館蔵のレプリカ『相承院本太平記』を翻刻した。

35 『西備名区』巻二十四沼隈郡水呑村及び草戸村の項(『備後叢書(三)』歴史図書社(一九七〇年)(六四〇〜六四二ページ)。

36 『福山志料(復刻版)』巻之三十一「辨説」(九〜十ページ)。

37 『広島県史 古代中世資料編Ⅰ』第一八五八号の「太平記 二九」では「二千余騎」とする。

38 前注15濱本鶴賓「明王院と草戸中洲の変遷(二)」『備後史談』第一二巻七号(一九三六年)。

39 重要文化財広島県草戸千軒町遺跡出土品 木簡(資料番号12X00004)。

40 前注5石井進「木簡から見た中世都市『草戸千軒町』」『国史学』一三〇号(一九八六年、後に石井進著作集刊行会編『石井進著作集 第十巻』二〇〇五年

に収録)。なお、出土した溝は、SD五二〇ではなく、SD五一〇が正しい。

41 前注2広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒町遺跡発掘調査報告 V―中世瀬戸内の集落遺跡―』(一九九六年)「第V章 3 「草津」としての草戸千軒」(岩本正二氏執筆)。

42 鈴木康之氏は、前注5「港湾集落「備後草津」の特質―草戸千軒町遺跡の調査成果から―」市村高男・上野進・渋谷啓一・松本和彦編『中世港町論の射程 港町の原像…下』岩田書院(二〇一六年)の中で、「くさいづ」は本来「草津」と表記されていたと考えられる」とするが、ここで述べたとおり「くさいづ」は「草出」のことで、「草津」は「草出」の一地区と考える。また、鈴木氏は「くさいづ」「くさつ」から「集落の名称が「くさど」と変化した原因としては、一つには「つ」から「ど」への音便変化が考えられ」とする。しかし、本稿で述べたように「草出」の地区名と考えたほうが無理なく理解できると思う。

43 『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収「安國寺文書」第一号。当館通史展示室にレプリカを展示している。それを基に翻刻文を修正した。

44 堤勝義「草戸千軒の地名の変遷について―中世の一時期から―」『備後史探訪』第一〇九号(二〇〇二年)。この中で、この「草戸千軒の住人」が「草戸千軒から輦を経て、船に乗って、京方面に行く為に乗船していた」というのは、言い過ぎであろう。

資料紹介

宇野蘭溪画・菅茶山賛「菅原道真肖像」を巡って

久下 実

はじめに 本稿の目的と作品の基本情報

本稿は、表題の作品(写真①)の内容を精査するとともに、作品の背後にうかがい知れる菅茶山と備中倉敷の文化人との交友関係の一端を紹介することを目的とする。

まず作品について概観する。本作品は、絹本着色の掛幅装で、本紙寸法はタテ九八・五センチメートル×ヨコ三四・五センチメートル、表装の寸法はタテ一八六センチメートル×ヨコ五三・五センチメートル(軸端含む)を測る。

図は、束帯姿の壮年の男性(すなわち菅原道真)の座像である。小さな肖像画だが、装束の袍(上着)に梅の模様が光の反射角度によって浮き上がるように描かれる(写真②)など、筆致は細やかである。落款は右下隅にある。

賛は、本紙の上側に大きく空いた空間を埋めるよう書かれる。賛の前半部分には菅原道真の漢詩、後半部分には識語、賛の依頼者、年月日、菅茶山の落款が記される。

画、賛とも、署名などから、真筆とみなして問題はないと考えられる。

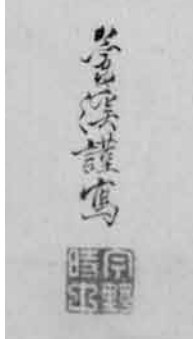
また、本作は桐の文人指箱に収納されている。箱の寸法は縦五七・五センチメートル、横六・五センチメートル、高さ六・五センチメートルである。表装は比較的新しく、当初のものではないと判断できる。当該作品の来歴は不明で、令和二年度に当館に寄託された資料である。

1 作者と作品の内容について

(1) 画の作者について

画の作者は、備中倉敷の画人宇野蘭溪(明和八(一七七二)年〜文政五(一八二二)年)である。主に四条派に属し、松村呉春や東東洋に画を学んだ人物とされる。名は時中、字は伯庸で蘭溪と号した。一九世紀初頭頃の備中地方四条派の中心的な画家であったらしい。倉敷周辺に花鳥や山水画など多くの作品が残されている。文政五年五月三日に没した⁽¹⁾。

本作の落款部分は(写真③)のとおりで、「蘭溪謹写(白文方印・宇野時中)」とある。菅茶山が着賛をした作品には、本作以外にも「三顧図(菅茶山記念館所蔵)などがある⁽²⁾。



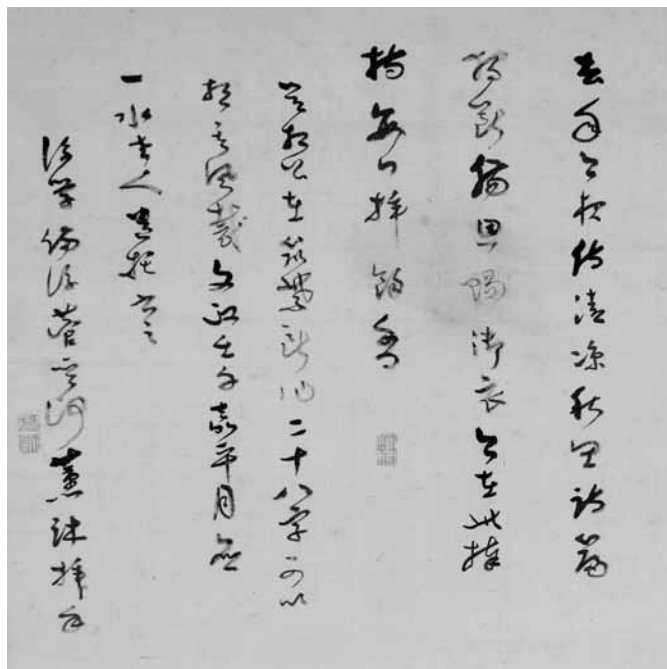
③ 宇野蘭溪の落款



② 菅原道真の袍の衣紋



① 宇野蘭溪画菅茶山賛「菅原道真肖像」



④ 菅茶山の賛の部分

(2) 贊の内容について

菅茶山が記した贊の部分は(写真④)のとおりで、次のように読める(便宜的に漢詩の句の区切りを / で示す)。

去年今夜侍清涼 / 秋思詩篇

独断腸 / 恩賜御衣今在此 / 捧

持毎日拜餘香 □〔白文長方印・儻〕

菅相公在筑紫新作二十八字 可以

想其風裁 文政壬午嘉平月朔

一水老人遺托書之

後学備後菅晋帥薰沐拜手

□〔朱文長方印・晋帥〕

〔現代語訳〕

去年のちようど今夜、宮中で重陽の後宴が開かれ、わたしは清涼殿で帝のおそばに列席していた。

その席で、与えられた「秋の思い」という題で人々が詠んだ作のうち、わたしの作だけが、腸がちぎれるほどの深い苦悩をたたえていた。

その日、帝から賜わった帝御自身の御衣は今ここににある。

わたしはそれを捧げ持って、そこに残っている香りを、帝を拝するように毎日伏し拝むのだ。

菅原道真公が筑紫国(大宰府)で、新たに作った七言律詩

(この詩を踏まえて)肖像画(に描かれた人物(菅原道真)を想うべきである。文政五年(一八二二)十二月一日

一水老人が遺托しこれを書く。

後学備後 菅晋帥 薰沐拜手

前半の漢詩の部分はやや大きな字で書かれ、それに対し、後段の字は小ぶりで、一段下げて記されている。また、本作品で漢詩の下に捺される印は、通常では茶山の関防印として使用されるものである。この印の使い方や、贊の中での字の大きさの使い分け、一段下げた書出しに、道真(の漢詩)に対する菅茶山の敬意・謙讓の意図が読み取れる。

前半の漢詩部分は、菅原道真作の七言絶句「九月十日」である。延喜元年(九〇一)九月十日の夜に詠んだ漢詩で、大宰権帥に左遷され九州大宰府に身を置く道真が、一年前の九月十日、宮中の重陽の後宴で漢詩を詠み、褒美に醍醐天皇から御衣を賜わったことを回顧する内容である(3)。

後半部分では、茶山による識語がある。冒頭は漢詩の説明で、道真が筑紫国にいた時に心境を七言絶句に詠んだと書かれ、続いて「文政壬午年嘉平月朔」すなわち文政五年(一八二二)十二月一日に、「一水老人」からの依頼で揮毫した旨が記されるが、「遺托」とあることから、生前に依頼されていたもので、一水の没後に書かれたことを示す。画人も文政五年五月になくなっていることから、茶山の贊が先とは考えられず、画が先で、贊が後であることが確認される。

ところで、茶山が着賛または揮毫した際に記す落款(署名)は、「晋帥」や「茶山老人」などが一般的だが、ここでは「後学備後菅晋帥薰沐拜手」とあり稀有な例と言える。

『全訳 漢辞海 第四版』によれば、「後学」は学者が自らを謙遜している言葉であり、それは茶山の菅原道真に対する謙遜とみてよい。また、「薰沐」は「体に香草をぬったり、体を洗い清めたりする。禊などのつつしみを表す行為」、「拜手」は、「ひざまずいて両手を地に伏せ、頭を手の上への

せるおじぎ」であり、この落款の書きぶりからも、茶山が菅原道真に対して畏敬の念を表明していることが読み取れる。

余談だが、本作以外にも、菅原道真の肖像に茶山が着賛した作品があるので、参考までに紹介しておく。岡本豊彦画・菅茶山賛「天神図」(岡山県立博物館所蔵)がそれで、豊彦の菅原道真像に、茶山は自作の漢詩「菅丞相像」(『黄葉夕陽村舎詩 後編』所収、文化七年(一八一〇)作)を着賛し、落款では「晋帥拜題」と署名している(4)。このでも、茶山の道真に対する敬意が表明されていることが確認できる。本作品の賛が茶山の漢詩でない理由は不明だが、筆者なりの解釈は後ほど述べたい。

2 賛の依頼者と菅茶山

(1) 賛の依頼者について

茶山に賛を依頼したのは「一水老人」で、この人物は、宇野蘭溪と同じ倉敷の人物、岡一水とみて差し支えないだろう。江戸時代、倉敷の岡一族は有力な商家で、一族からは倉敷の町年寄を務める者もいた。岡一族は、文化活動においても特筆される人物を輩出しており、漢詩文の分野で岡雲臥や岡鶴汀(寿卿)・延年兄弟が知られる(5)。岡雲臥は、黄橙社という詩文の塾を開いた人物で、さらに倉敷の義倉の設立に関わった中心人物の一人でもあり、社会活動家としても地域に貢献していたことが知られている。

また、鶴汀と延年兄弟は、漢詩の名手としてだけでなく、母親孝行の逸話でも知られ、茶山とも交流があった。また延年は、画にも長じていた。

ちなみに菅茶山関係資料中にも鶴汀の漢詩草稿が伝わっている(6)。

それに対して、岡一水は、『新修倉敷市史』にも記載がなく、不明な点が多い人物である。管見で確認できたのは、大正年間に郷土史家が刊行した『倉子城史談』のみで、それによると一水は岡雲臥の弟の子(甥)で、和歌に長じていたことが記される(7)。同書によっても生没年も不明であるが、むしろ、本作品の茶山の賛から、没年が文政五年であったことがうかがい知れる。

そのような中、頼山陽が彼に宛てた書状が一点『頼山陽書翰集』に収められており(8)、その書状は『頼山陽全書』でも紹介されている(9)。当時の岡一水の様子をうかがい知る内容でもあるので紹介したい。

それは文政三年二月四日付けで、画人の浦上春琴が倉敷へ行くことを事前に岡一水に告知する内容である。その中で山陽は「文人画は、開けずと存じ奉り候へども、何卒御吹聴ください、御世話ください候はば」ありがたいと述べ、春琴の倉敷来訪・滞在について、周囲への宣伝と滞在中の春琴の世話を依頼するものであった。

次に、「詩にて賛致し候などは、丸山(『円山』)・月溪(『四糸』)流は、ちと似合わざる事もこれあり候。文人画相応に候へば、私などに賛御頼なされ候人は、春琴居士などの画然るべく候」続いて「左様の事にして御はやし然るべきや、なお、同人直にお逢い、よろしくお計らいくださるべく願ひ奉り候。」とある(いずれも原漢文)。すなわち、ここで頼山陽は、一水に対し、単に春琴滞在中の世話を依頼するだけではなく、倉敷の人々が、春琴に画を注文するような宣伝も依頼しているのである。その際、「頼山陽は、漢詩の賛を付けるなら(春琴が描くような)文人画を好むと言って

いた」と、山陽の知名度を宣伝に利用して春琴への画の受注が増えるような話しぶりにするような提案までしている。

この書状は、岡一水が倉敷の(山陽の賛を求めるような趣味をもつ)富裕層に顔が利く存在であったこと、また山陽にしてみれば、岡一水はこのような依頼をしやすい人物であったことをうかがわせる⁽¹⁰⁾。

(2) 岡一水と菅茶山の交流について

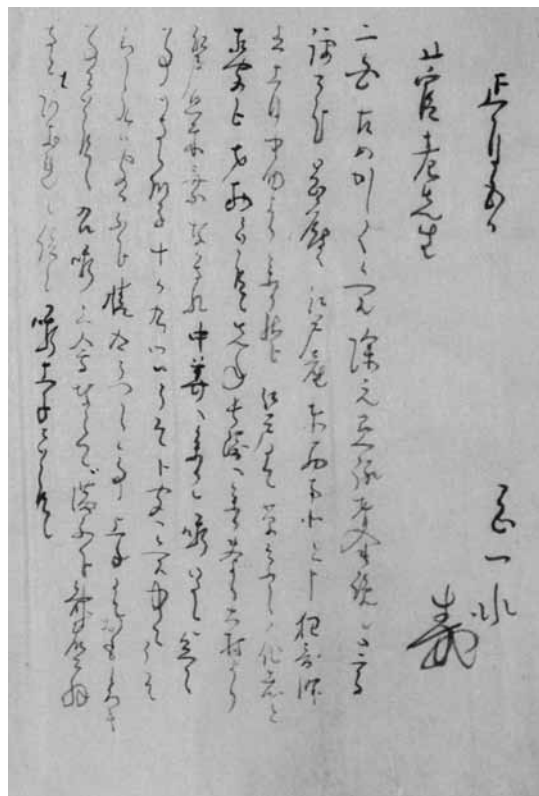
では、岡一水と菅茶山の間にはどのような交流があったのだろうか。それを垣間見る手段として、菅茶山が残した資料群「重要文化財菅茶山関係資料」(広島県立歴史博物館所蔵)から二人の交流の様子をたどってみたい。

まず、『菅茶山関係資料指定目録』から岡一水の関係のものを拾うと、確認されるのは和歌の詠草の捲り二点と和歌の短冊一点のみである。具体的には詠草が「岡一水和歌六首」〔文書・記録類398〕と、「某一水 和歌詠草」〔文書・記録類399〕で、短冊は「諸家和歌帳」〔書画類238〕に収録されており、岡一水は和歌を通じて茶山と交わった人物と見られる。

「岡一水和歌六首」は、前半に正月五日の日付と追伸文、続いて和歌詠草が記されている。もう一方の詠草は和歌五首が書かれる紙片で虫損による傷みが激しい。こちらも書状の一部(又は書状に添えられたもの)と推定される。両資料とも年の記載はない。

本稿では、「岡一水和歌六首」の追伸文に書かれる内容が興味深いので、簡単に紹介したい(写真^⑤)。

そこにはまず「除元愚詠奉入御覧候」と年末年始の自作の句の披露に



⑤ 正月五日付け菅茶山宛岡一水書状
〔「岡一水和歌六首」〔文書・記録類398〕部分〕

ついて触れ、次に昨年十一月に(倉敷に)来た「東西南北」と名乗る江戸の「狂言師」の話題に移る。「草そふし」の作家でもあるこの人物から、一水は、彼が乗った船が流され中国に漂着した話を聞いたという。ほぼ作り話だが、まことしやかな描写で話し上手だった、とレポートしている。

珍しい話を聞いたので、書状を書く機会に、ついでに茶山に伝えた、という程度であろう。茶山が漂流譚に関心を寄せていた⁽¹¹⁾ことを知ってのことかもしれないが、二人の気の置けない交流の様子が読み取れる。

さらに、茶山の日記⁽¹²⁾などから具体的な茶山と一水の交わりの様子を
確認してみたい。

管見で確認できた記述は五か所あった。一番早いものは、文化十四年(一八一七)十月十二日の岡一水が茶山を訪れた時の記事で、その時、一水は酒と肴を手土産に持ってきたらしい。四日後の十六日に「一水山人辞去」とあり、その間、数日滞在していたようだ。

その二年後の文政二年(一八一九)には以下の三か所の記事が確認できる。まず、七月二十七日に「一水らから「紋金」をもらった」とある。紋金は、一分金(四分の一両)であろうか。続いて十月二十四日に「倉敷一水書来」、さらに十一月二十四日に「一水使人来乞書 惠五方金」という記事がある。「方金」は、一般に一分金、一朱金(十六分の一両)、二朱金(八分の一両)を指すが、一朱金は、文政七年に登場するのでここでは考えられず、一分金か二朱金かのどちらかであろう。これは一水が茶山に依頼した揮毫に対する謝礼であった。

五か所目となるのは、文政四年十月二十七日の記事で、「倉敷一水使人来惠白雪」とある。「白雪」は酒の銘柄を指すのかも知れない。ちなみに、日本酒「白雪」は、頼山陽が好んだことでも知られる伊丹の酒である。

日記の記録が交流の全てを示すわけではないため、日記の記事からは先ほど紹介した菅茶山関係資料に残る岡一水の和歌草稿や書状に関する記事は確認できなかった。

また、本作品に関係するような記事も日記では確認できなかった。文政二年十一月二十四日の記事と同じように、文政五年前後に、茶山に本作の依頼をしていたのかもしれない。

茶山が賛に記す「遺托」に多少こだわると、本作についていくつかの可能性が想定される。一つは、一水は自らの死期に臨んで茶山に依頼したということ。また、一水に以前から賛を依頼されながら、彼の存命中には果たせず、訃報に接した後茶山が「遺托」と賛に記載したこと。さらに、もう一つ、一水が遺言としてこの「菅原道真肖像」を茶山に譲った(それを受けて茶山が賛を記した)ということ。ちなみに、この場合は、茶山が

道真の詩を賛に選んだのは、自らの意思であったことになるのかもしれない。

また、「黄葉夕陽文庫」⁽¹³⁾中の「文化十四丑春試筆」(G 89・22・05)にも一水の短歌が確認されており、同年年初のものであることから、それ以前から交流があったと考えるのが穏当であろう。

いずれにしても、少なくとも文化十四年から文政五年頃までの数年間にわたり、岡一水は、茶山を訪問したり、酒などの贈答品とともに書状や自作の和歌を送ったり、揮毫を依頼したりしていたことが分かる。そして、一水が亡くなった後、彼を偲んで本作を揮毫したのであろう。

(3) 岡一水と広島頼家の交流について

頼春水・梅颯夫妻、頼杏坪らに関連する資料群「杉ノ木資料」にも岡一水の和歌の詠草や短冊、書状が存在することが確認されている⁽¹⁴⁾。

和歌は「試筆」とあるものが二通存在し、共に先述の「黄葉夕陽文庫」中の捲りと同内容である。二通のうち一通は文化末年頃に梅颯や杏坪が交流を持った歌人たちの詠草を中心とした貼継巻に所収され、もう一通は捲りである。茶山同様、梅颯や杏坪にとっても一水は和歌を通じて交流を持った人物と見られる。また、書状は年を欠くが「正月五日」の杏坪宛てで、文面に「除元愚詠奉入御覽候」とあり、先に見た茶山宛て書状と記述内容及び日付が重なることから、同じ日に書かれたと見てよいと思われる⁽¹⁵⁾。

このように、岡一水は茶山だけではなく同じ時期に頼杏坪や頼梅颯とも茶山和歌を通じて交流をもっていたことが確認できる。

3 菅茶山と菅原道真

(1) 菅原道真と菅波家

ここで、少し視点を変えて、菅原道真と菅茶山との関係を見ていきたい。菅茶山の「菅」は菅原道真の「菅」にゆかりがある。まずは、このことについて、茶山の本家菅波家の姓の由来を「菅波信道一代記」⁽¹⁶⁾によって確認したい。同書によると、菅波家は畠山姓を名乗る武家であったが、江戸時代には備後国神辺に土着し酒造業を営んでいた。島原の乱の勃発時の当主畠山道治は「御霊夢」を見て、船で酒を島原に運び、商売が成功したという。この夢は菅原道真のおかげであったとして、道治は、菅原道真の恩を忘れないようにと「菅」の一字を、また海に関わる夢であったことから「波」の一字を、それぞれ用いて「菅波」と名乗ったと伝える。菅波家の家紋は梅鉢紋で、これも菅原道真にあやかっただけのものである。茶山の家系は、菅原道真の子孫ではないが、道真は一族にとって特別な人物として認識されていたことは押えておきたい。

(2) 菅原道真と菅茶山

次に、当時の人々の中に「菅茶山は菅原道真の子孫」という認識が広まっていた可能性について、「重要文化財菅茶山関係資料」から見てみよう。

まず、十八世紀末から十九世紀初頭頃の寛政・享和年間を中心に、菅茶山と親交を深めた経世家で画人の大原呑響が、茶山に宛てた書状⁽¹⁷⁾の記述に注目する。文中には「御先祖菅丞相の九有百年忌ハ当年」と書かれており、九〇三年に亡くなった菅原道真の九百年忌に触れる文脈で、道真

を茶山の「先祖」と記している。

また、茶山の江戸滞在時に詠んだ和歌を他者が記録した資料「和歌三首」⁽¹⁸⁾では、茶山のことを「菅ハラノ晋帥のうし」・「菅原晋帥のぬし」と記しており、これを書いた人たちは、茶山の本姓を菅原（すなわち、茶山は菅原道真の子孫）と認識していたことがうかがえる。

さらに、文化十二年（一八一五）に茶山が京都に滞在した際、菅原氏が本姓である公卿の清岡長親と宴で同席する機会があった。その際、長親から同姓であることについて、茶山の出自を尋ねられた、ということが「大和行日記」⁽¹⁹⁾に書き留められている。この時、茶山は自らの家系について、先述の先祖の逸話を説明して、菅原氏ではないと否定している。

このような例からも、茶山自身が祖先を菅原道真と吹聴したとも思えないし、茶山が道真の子孫というのは明らかに事実とは異なるが、「菅」を姓にしていること、家紋が梅であること、高名な学者であることなどの茶山と菅原道真との共通の要素が、周囲に「菅茶山は菅原道真の子孫」と認識させてしまう結果となったものと思われる。

「菅原道真肖像」についても、茶山が揮毫したのは、岡一水の依頼というのにはすでに見たとおりである。彼が、茶山のことを菅原道真の末裔と認識していたり、周囲にそのような認識を持つ者がいることを知っていたりした可能性は十分に考えられるだろう。

文政五年段階の茶山には、「菅丞相像」という自作の漢詩があったのは先に見たとおりであるが、本作では道真の漢詩を選択している。岡一水の「遺托」を、茶山への道真の漢詩の揮毫依頼と捉えるなら、生前の岡一水の希望に沿ったものと言えるのかもしれない。

また、別の可能性として、この菅公の肖像は、一水の遺志に沿って形見として茶山に譲られたとも考えられる。であれば、画賛に道真の漢詩を選んだのは、茶山自身の判断ということになるかもしれない。

さらに想像をたくましくすると、仮に前者の場合には、着賛後の作品は倉敷の岡家に戻されたと考えるのが妥当で、後者であれば（少なくともある一定の期間は）、菅茶山のもとにあったのだろうと想像される。

おわりに

ここまで、ごく雑駁ではあるが、宇野蘭溪画・菅茶山賛「菅原道真肖像」を巡って、賛の内容や依頼者の岡一水と菅茶山との関係の検討を通して、本作品の成立の背景などを概観した。

「菅原道真肖像」については、その賛の文面から、茶山の菅原道真に対する並々ならぬ尊敬の念を看取することができる。それは、単に茶山の出自である「菅波」の姓が、菅原道真にゆかりがあるという理由だけではない。菅原道真という人物は、その経歴や業績を改めて列記するまでもなく、文章博士・政治家・歴史家・和歌や漢詩の名手と多方面で優れた才能を発揮しており、この稀代の偉人に対する強い畏敬の念があったからであろう。

一方、本作品は岡一水が茶山に「遺托」したものであることが分かった。この人物は、倉敷の名望家岡雲臥を伯父に持つ当地の有力商家の当主であつてかつ教養人であり、和歌の詠草は菅茶山関係資料や杉ノ木資料に残るものの彼の文化的な活動や業績は不明な点が多く、同じ倉敷の岡一

族でも鶴汀・延年兄弟ほど文芸面での評価を得ることがなかったようだ。

そして、岡一水は、菅茶山や頼山陽のような当代一流の学者と懇に交わり、文人たちの支援者のな役割も果たしたことが、茶山の日記や頼山陽の書状から透けて見える。一水自身は、茶山や頼杏坪、頼梅廳と和歌を通じて交流があり、頼山陽とも知遇を得ていた。しかし、それにとどまらず、茶山や山陽等と直接の面識を持たない、倉敷の（富裕層を中心とする）人々と、文人たちを結び付ける、普及的な役割を果たしていたと言えるのではないだろうか。だからこそ、頼山陽はそこに期待して、一水に浦上春琴のことを託したのだろう。

彼のような、今となつては郷土史においてもほとんど忘れ去られてしまったような人たちの存在が、江戸時代後期に盛んとなる文芸活動の、広い裾野を形成する重要な役割を果たしていたことも、この時代の文化を考える上で忘れてはならないのではなからうか²⁰。

本作品は、菅茶山と菅原道真を巡る物語だけでなく、岡一水のような江戸時代後期に地域に生きた人々に光を当てる資料としても、大変興味深いものと言える。

【付記】

本稿の二三 菅茶山と菅原道真(1)で扱った菅波家の姓の由来と、(2)で扱った菅茶山を菅原道真の末裔と認識していた人々がいたことについては、当館の令和元年度近世文化展示(第七回)において、展示担当の伊藤大輔学芸員が作成したパネルや展示資料解説をほぼそのまま引用したことを記しておきたい。特に、茶山が道真の末裔である、と当時の人々が認識していたという指摘は、同氏が明らかにしたもので、その視点は筆者にとって新鮮であり、本稿執筆の一つの契機にもなった。そして本稿の執筆に際し、広島県立歴史博物館の菅茶山関係資料を担当する主任学芸員岡野将士氏から翻刻や関連する史料など多くの御教示を得た。二人の同僚に心からの謝意を申し添えたい。

また、本稿では、岡一水の人物像や交友関係に迫る中で、広島県立歴史博物館が所蔵する菅茶山の資料だけでなく、分館の頼山陽史跡資料館が所蔵する「杉ノ木資料」についても調査を行った。その結果は本文中で述べたとおりであるが、同時期の広島・福山両藩を代表する文人に関わる二資料群を突き合わせることで、それぞれに未確定であった史料の年代が確定されたり俯瞰的な知見が獲得できたりする一例となったことは、一定の意義があったように思う。

頼山陽史跡資料館では、同資料群の再整理等で御多忙中にもかかわらず渡部史之氏には懇切に御対応をいただいた上、貴重な御教示を賜った。衷心よりお礼を申し上げる次第である。

【注】

- 1 『新修倉敷市史 第十三巻 美術・工芸・建築』四二〇ページに拠った。
- 2 当該作品が展示された同館の二〇〇九年の展示会「菅茶山ゆかりの絵画展」

の図録の解説に拠ると、菅茶山と宇野蘭溪の「接点は不明」としながらも、蘭溪の人物画・山水面に菅茶山が着賛した作品は、多く見られると言う。

3 現代語訳を含むこの漢詩の内容、解釈については、『菅原道真 日本漢詩人選集』に拠る。

4 画像は、前掲の菅茶山記念館展示図録で確認できる。

5 岡雲臥、鶴汀、延年については、『新修倉敷市史 第四巻 近世(下)』に拠った。

6 「岡寿卿四言古詩一首」(文書・記録類403)など漢詩文の草稿類が残されている。鶴汀は号で、寿卿は名、字は元齡である。

7 同書(復刻版)に「第九 風流余滴」として、俳句、詩文及び和歌、書画及び篆刻、その他、に分類して、近世倉敷において文芸に長じた人々が列記されており、詩文及び和歌の項に岡一水の名前がみえる(一七四頁)。「歌、暮杉二男 名は武敏、通称又五郎、又忠右衛門」とある。岡暮杉についても同書に記載があり、岡雲臥の弟で和歌・俳句に長じていたことが記される。ちなみにここには岡一族が数名掲載されているので、以下に略記しておく。雲臥(儒医、詩文、和歌)、鶴汀(詩文、和歌)、延年(詩文、和歌、画)、まれ(雲臥の姉、和歌)、富敷(鶴汀の祖父、和歌)、以忠(鶴汀の父、和歌)、三保(鶴汀の母、和歌)で、合わせて九人が紹介されている。岡一族には和歌や漢詩文を嗜む文芸的な風土があったことがうかがえる。一水も、雲臥・鶴汀・延年には及ばないものの和歌を得意とし、郷土史にその名をとどめる存在であったようだ。

なお、『倉子城史談』の復刻版の緒言では、同書について、旧版の『倉敷市史』(昭和四十九年完結)中の次のような文言を引用して、慎重に評価している。それは、「倉敷史の嚆矢」といふべき著作であるが「取材未だ十分ならず、考証間々

正確を欠ぐ」というもので、記載内容に対しては慎重な検討が必要なようである。ただし、岡一水については、後述するように菅茶山関係資料中に、彼の和歌の草稿が二点あり、その点についての記述は整合性を持つと判断される。また岡一族が倉敷地域の文芸を牽引していたことについては、『新修倉敷市史第四巻近世(下)』でも述べられている。

8 『頼山陽書翰集 上巻』四〇七ページ

9 『頼山陽全書 全伝 上』五二三ページ

10 ちなみに『頼山陽全書』には、この書状を引用するとともに、岡一水について「武敏、鶴汀従弟」と補足するが、先述の『倉子城史談』では、一水と鶴汀の血縁関係は確認できなかった。

11 「重要文化財菅茶山関係資料」には、江戸時代の漂流の記事を記した書状や写本が数点存在する。

12 文化十二年(文政二年)十月までは「黄葉夕陽村舎詩日記」(「重要文化財菅茶山関係資料」文書・記録類12)、文政二年十一月以降は「廉塾日記」(「重要文化財菅茶山関係資料」文書・記録類13・14)

13 黄葉夕陽文庫は、菅茶山が主催した廉塾に伝わる資料群で、菅茶山関連の資料のほか、彼の子孫の時代の資料も含まれる。平成七年(一九九五)以降、当館に寄贈された。なお、「重要文化財菅茶山関係資料」は、本資料群のうちの茶山関係の資料を抽出したものであるが、ここで取り上げた「文化十四丑春試筆」のように茶山の時代のものでありながら指定時には内容が不明であるなどして、指定されていないものも含まれている。

14 詠草は資料番号Ⅲ336・Ⅲ339・17・4、短冊はⅢ330・2・1・Ⅲ330・11、書状はⅢ322・25(なお、同資料の目録は再整理中であり、本稿では旧来の資料番号を

記載した。)

15 ただし、杏坪宛ての書状には、狂歌師の話題は出てこない。また、「杉ノ木資料」と「重要文化財菅茶山関係資料」とともに、同内容の「試筆」詠草と正月五日付けの書状が残されているのは興味深い。詠草の内容は年の暮れや立春の句で、書状に書かれる「除元愚詠」とも符合する。これからのことから、書状は詠草の添え状と考えても差し支えないのではないだろうか。であれば、書状も文化十四年の史料と位置付けられることになる。

16 広島県重要文化財、当館寄託。参考文献にあるように『日本都市生活史料集成 八』にも収録されている。

17 「重要文化財菅茶山関係資料」書状405

18 「重要文化財菅茶山関係資料」著述稿本類308。「尺牘巻」所収。

19 「大和行日記」は「重要文化財菅茶山関係資料」文書・記録類10。この内容は、本資料の三月十七日の記述に見える。なお、富士川英郎『菅茶山』の下巻三三三ページでも紹介されている。

20 余談だが、茶山の日記中には、本稿で触れたような、揮毫の謝礼と見られる金銭の授受が記録されている。受け取っているのは一分金や南鐮銀などの正貨である。ところで、茶山の福山藩士としての収入は、おそらく藩札であったと推測される。一方で、藩の外で購入、贈答などの金銭を伴う活動をしようと思えば、正貨が必要であった。茶山の評判を知って、福山藩外からも多くの人々が茶山に揮毫を求め、対価(謝礼)を支払ったであろうが、これは茶山にとって単なる副収入というだけでなく、正貨を得る重要な機会だったのでないかと筆者は邪推している。

【参考文献】

- 木山巖太郎著『倉子城史談』 大正七年(昭和五十四年復刻版)
- 頼山陽著 徳富猪一郎ほか編『頼山陽書翰集 上巻』民友社 昭和二年
- 頼山陽著 木崎愛吉、頼成一共編『頼山陽全書 全伝 上』頼山陽先生遺蹟顕彰会 昭和六年
- 原田伴彦ほか編『日本都市生活史料集成 八』頼祺一／校注『菅波信道一代記』所収)学研 一九八二年
- 富士川英郎『菅茶山 (下)』福武書店 一九九〇年
- 小島憲之・山本登朗著『菅原道真』研文出版 平成十年
- 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史 第十三巻 美術・工芸・建築』倉敷市 一九九四年
- 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史 第四巻 近世(下)』倉敷市 平成十五年
- 第十七回特別展「菅茶山ゆかりの絵画展―絵画でたどる菅茶山の交友―」展示図録 菅茶山記念館 二〇〇九年
- 広島県立歴史博物館所蔵品目録『広島県立歴史博物館所蔵品目録八 重要文化財「菅茶山関係資料」指定目録』平成二十八年
- 戸川芳郎監修『全訳 漢辞海 第四版』三省堂 二〇一七年



3-1 子持蓋



3-2 子持器台



3-3 子持器台 (上から)



3-4 子杯下部から親器鉢部まで付く紐状粘土



3-5 子高杯の脚部と子杯の下部に付けた小孔



3-6 子杯と親器口縁の接合部 (外面)

写真3 神岡第4号古墳の子持蓋・子持器台



写真1 神岡第4号古墳の須恵器（一部）



写真2 神岡第4号古墳の裝飾付壺

第2表 神岡第4号古墳の須恵器観察表

器種	番号	図版番号	法量 (cm)	色調	特徴
杯蓋	1	第2図1	口径 15.1 器高 4.6	内面 N4/ 灰 外面 N5/ 灰	・外面全体の2分の1程度回転ヘラケズリ ・口縁端部内面にわずかな段
	2	第2図2	口径 13.2 器高 4.4	内面 N4/ 灰 外面 N5/ 灰	・外面全体の3分の1程度回転ヘラケズリ
	3	第2図3	口径 13.7 器高 4.4	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・ナデ調整のみで、天井部には回転ヘラ切り痕が残る
	4	第2図4	口径 13.0 器高 4.4	内面 N5/ 灰 外面 N5/ 灰	・ナデ調整のみで、天井部には回転ヘラ切り痕が残る
	5	第2図5	口径 12.5 器高 4.2	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・ナデ調整のみで、天井部には回転ヘラ切り痕が残る ・口縁部に赤色顔料付着
杯身	1	第2図6	口径 13.7 器高 3.9	内面 N5/ 灰 外面 N5/ 灰	・外面全体の2分の1程度回転ヘラケズリ ・立ち上がり1.2cm
	2	第2図7	口径 12.9 器高 4.6	内面 7.5YR5/1 褐灰 外面 7.5YR5/1 褐灰	・外面全体の3分の1程度回転ヘラケズリ ・立ち上がり1.1cm
	3	第2図8	口径 13.5 器高 4.5	内面 7.5YR6/1 褐灰 外面 7.5YR7/2 明褐灰	・底部は回転ヘラ切り後、タタキ・ナデ ・立ち上がり1.1cm
	4	第2図9	口径 13.7 器高 4.8	内面 7.5YR6/1 褐灰 外面 7.5YR7/2 明褐灰	・底部は回転ヘラ切り後、カキメ・ナデ ・立ち上がり0.9cm
	5	第2図10	口径 12.5 器高 4.4	内面 10YR4/1 褐灰 外面 10YR4/1 褐灰	・ナデ調整のみで、底部には回転ヘラ切り痕が残る ・立ち上がり1.2cm
	6	第2図11	口径 12.2 器高 4.1	内面 N5/ 灰 外面 N5/ 灰	・ナデ調整のみで、底部には回転ヘラ切り痕が残る ・立ち上がり0.8cm
	7	第2図12	口径 11.6 器高 4.0	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・ナデ調整のみで、底部には回転ヘラ切り痕が残る ・立ち上がり0.7cm
有蓋高杯	1	第2図13	口径 12.0 器高 17.8	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・透孔は2段3方向、上段線状、下段方形 ・杯部外面の3分の1程度回転ヘラケズリ ・杯部立ち上がり0.9cm
	2	第2図14	口径 11.6 器高 7.3	内面 N5/ 灰 外面 N5/ 灰	・透かし無し、杯部立ち上がり1.1cm ・杯部底部のみ回転ヘラケズリ
甕	1	第2図15	口径 13.9 器高 16.4	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・体部下位に回転ヘラケズリ・カキメ
	2	第2図16	口径 12.3 器高 16.5	内面 N7/ 灰白 外面 N7/ 灰白	・体部上位に沈線2条 ・体部下位に回転ヘラケズリ
	3	第2図17	口径 12.3 器高 15.3	内面 N6/ 灰 外面 N6/ 灰	・体部下位に回転ヘラケズリ
短頸壺	1	第2図18	口径 8.6 器高 11.1	内面 N6/ 灰 外面 N6/ 灰	・底部回転ヘラケズリ
	2	第2図19	口径 7.7 器高 9.5	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・底部静止ヘラケズリ
	3	第2図20	口径 3.9 器高 7.1	内面 N5/ 灰 外面 N5/ 灰	・底部静止ヘラケズリ
	4	第2図21	口径 4.2 器高 6.7	内面 N5/ 灰 外面 N5/ 灰	・底部静止ヘラケズリ
脚付椀		第2図22	口径 10.1 器高 14.4	内面 N5/ 灰 外面 N5/ 灰	・透孔は1段3方向、三角形
提瓶		第2図23	口径 8.5 器高 26.2	内面 N6/ 灰 外面 N6/ 灰	・環状把手
長頸壺	1	第3図24	口径 10.9 器高 29.8	内面 N6/ 灰 外面 N6/ 灰	・透孔は1段3方向、方形
	2	第3図25	口径 9.6 器高 24.8	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・透孔は1段3方向、方形
子持器台		第3図26	口径 25.5 器高 (18.7)	内面 N7/ 灰白 外面 N7/ 灰白	・子杯5点、子杯口径9.6~10.6cm 子杯器高3.6~3.8cm、子杯立ち上がり1.1cm
装飾付壺		第3図27	口径 9.2 器高 37.8	内面 2.5Y4/2 暗灰黄 外面 2.5Y4/2 暗灰黄	・透孔は3段3方向、三角形 ・子壺4点、人形小像2点、動物小像2点
子持蓋		第3図28	口径 11.4 器高 10.6	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・かえりあり ・蓋上の甕の口径6.7cm、器高7.3cm
蓋	1	第3図29	口径 11.4 器高 3.6	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・かえりあり、宝珠形のつまみ
	2	第3図30	口径 14.1 器高 5.4	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	・高さが無いボタン形のつまみ
	3	第3図31	口径 11.7 器高 4.9	内面 N7/ 灰白 外面 N7/ 灰白	・乳頭形つまみ
	4	第3図32	口径 6.2 器高 2.9	内面 N4/ 灰 外面 N4/ 灰	

- 辻 満久編 1987『植松遺跡群』広島県埋蔵文化財調査センター発掘調査報告書第58集 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター
- 辻 満久編 2000『亀ノ尾第1号古墳発掘調査報告書』広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第189集 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター
- 戸光 毅編 1999『二反田第1号古墳発掘調査報告書』河内町教育委員会
- 中村 尚編 1997『田上第1・2号古墳』広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第146集 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター
- 中村 浩 1981『和泉陶器窯の研究』柏書房
- 中村 浩 2001『和泉陶器窯出土須恵器の型式編年』芙蓉書房出版
- 西 弘海 1978「土器の時期区分と型式変化」『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅱ 奈良国立文化財研究所, 92～100頁
- 古瀬 清秀 1996「中国地方の6世紀の須恵器」『日本土器事典』雄山閣, 621・622頁。
- 広島県世羅郡世羅町教育委員会編 1997『康徳寺古墳』広島県世羅郡世羅町教育委員会
- 広島県立歴史民俗資料館 1984『古代人と動物たち』広島県立歴史民俗資料館
- 前田 均編 1995『八坂118号墳発掘調査報告書』公益財団法人鳥取市文化財団
- 間壁 菫子 1988「装飾須恵器の小像群—製作の意図と背景」『倉敷考古館研究集報』20 倉敷考古館, 33～83頁
- 松井和幸編 1981『八反田古墳』広島県教育委員会
- 松村昌彦編 1974『石塚古墳発掘調査概報』広島県教育委員会
- 道上康仁編 1985『大槇遺跡群』広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第38集 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター
- 向田 裕始 1985「芸備地方における須恵器生産(1)—古墳時代を中心として—」『芸備古墳文化論考』芸備友の会, 131～163頁
- 向田裕始編 1979『池津第1号古墳発掘調査報告』広島県比婆郡口和町教育委員会
- 本村 豪章 1977「後期古墳の一樣相—安芸・御年代古墳を中心として—」『考古論集—慶祝松崎寿和先生六十三歳論文集—』松崎寿和先生退官記念事業会, 335～352頁
- 宮崎泰史・藤永正明編 2006『年代のものさし—陶器の須恵器』大阪府立近つ飛鳥博物館
- 山県 元 1978「月貞寺第32号古墳」『中国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』(1) 広島県教育委員会, 147～153頁。
- 山田 邦和 1998『須恵器生産の研究』学生社

註3 世羅町こみどう古墳出土装飾付甕も、親器の甕に子壺や小像を直接取り付けている。

図面・図版出典

第1図：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を一部改変， 第2～5・7図：筆者作成，第6図 青水窯跡・自光窯跡・唐石窯跡：向田 1985，みたち第3号古墳：恵谷編 2004，湯船第6号古墳：世羅町教育委員会編 1995，陣開第4号古墳：坂本 1994，大槓第2号古墳：道上編 1985，亀ノ尾第1号古墳：辻編 2000，第8図 水満田1号墳：岡田編 1980，斎富2号墳：伊藤編 1995，八坂118号墳：前田編 1995，第9図 二反田第1号古墳：戸光編 1999，御年代古墳：本村 1977，植松第2号古墳：辻編 1987，田上第2号古墳：中村編 1997，第10図 みたち第3号古墳：恵谷編 2004，石塚第2号古墳：松村編 1974，三次市吉舎町敷地出土：岸本 1975，千間塚古墳：柴垣・野末 1995，広島県内出土：柴垣・野末 1995，吉舎町出土：田辺 1981，写真1～3：筆者撮影

引用・参考文献

- 安間 拓巳 2014 「古墳出土資料から見た広島県の須恵器の変遷」『広島県の考古学と文化財保護—松下正司先生喜寿記念論集—』「広島県の考古学と文化財保護」刊行会，101～124頁
- 伊藤 晃編 1995 『松尾古墳群 斎富古墳群 馬屋遺跡ほか』山陽自動車道建設に伴う発掘調査Ⅱ・岡山県埋蔵文化財発掘調査報告99 岡山県教育委員会
- 梅本健治編 2007 『池ノ奥古墳』中国横断自動車道尾道松江線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告(3)・財団法人広島県教育事業団発掘調査報告書第19集 財団法人広島県教育事業団
- 恵谷泰典編 2004 『みたち第2・3号古墳』財団法人広島県教育事業団発掘調査報告書第2集 財団法人広島県教育事業団
- 岡田敏彦編 1980 『一般国道33号砥部道路関係埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ』財団法人愛媛県埋蔵文化財センター
- 岡野克己編 1999 『風呂之元古墳発掘調査報告書』広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第177集 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター
- 金井亀喜・小都 隆編 1981 『松ヶ迫遺跡群発掘調査報告』広島県教育委員会
- 岸本 雅敏 1975 「装飾付須恵器と首長墓」『考古学研究』第22号第1号 考古学研究会，34～59頁。
- 潮見 浩編 1971 『龍王山古墳群』龍王山古墳群発掘調査団
- 坂詰秀一・野村幸希 1966 「広島県世羅郡青水古窯跡の調査」『日本考古学協会第32回総会研究発表要旨』日本考古学協会，31頁
- 坂本 一志 1994 「Ⅲ調査の遺跡 2 陣開第2号古墳」『金壳・陣開』広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第117集 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター，21～28頁。
- 潮見 浩 1974 「広島県吉舎町出土の子持壺形須恵器」『広島考古研究』第3号
- 柴垣勇夫・野末浩之 1995 『古代の造形美 装飾須恵器展』平成7年度秋季企画展解説図録 愛知県陶磁資料館
- 世羅町教育委員会編 1995 『湯船第6号古墳』世羅町教育委員会
- 世羅町文化財保護委員会編 1990 『世羅町の古墳』世羅町教育委員会
- 田辺 昭三 1981 『須恵器大成』角川書店
- 田村規充編 2011 『上ヶ原遺跡・上ヶ原第34号古墳』(財)広島市未来都市創造財団発掘調査報告書第2集 財団法人広島市未来都市創造財団

墳第1主体部，岡山県斎富遺跡土壙墓22，岡山県都窪郡山手村宿辻畑出土，鳥取県八坂118号墳，島根県岡田山1号墳，島根県岡田薬師古墳，香川県浦山古墳群，愛媛県御産所権現山1号墳，愛媛県水満田1号墳で見つかり，全10点確認できる（山田 1998）。そのうち内面にかえりを持つ蓋で，天井部に礎が付くものは，3例である。いずれもⅡ型式第5段階前後に比定される。

5 まとめ

本論では，神岡第4号古墳の須恵器を紹介した。そして，世羅盆地周辺遺跡の蓋杯などと比較した結果，神岡第4号古墳の須恵器の時期はⅡ型式第4～5段階，実年代にすると6世紀末～7世紀初頭になると考えられる。最後に世羅盆地周辺の古墳を概観して，まとめとしたい。

世羅盆地周辺では500基余りの古墳が確認されているが，前・中期の古墳の発掘調査例はほとんど無いため，その様相は明らかではない。横穴式石室を埋葬施設とする古墳としては，県史跡康徳寺古墳，近成山第1号古墳，亀ノ尾第1号古墳，湯船第6号古墳，風呂之元古墳，八反田古墳，竜王山第9・10号古墳で，発掘調査が行われている。また，発掘調査は行われていないが，石室に扉を持ち，切石造りの横穴式石室が特徴的な神岡第2号古墳が県史跡に指定されている。そして，装飾付須恵器が採集された古墳として，神岡第4号古墳，風呂之元古墳，八反田古墳，安佐古墳，助迫山古墳，亀ノ尾第2号古墳，因幡第1号古墳，大迫第4号古墳，こみどう古墳が挙げられる。

これらの中で代表的な古墳として挙げられるのは，県史跡康徳寺古墳である。神岡第4号古墳から東へ2.5km離れた世羅盆地中心部に位置している直径17mの円墳である。古墳内部の横穴式石室は全長8.5m，玄室長5.9mもあり，広島県内で有数の規模を誇る。残念ながら，平安時代には石室を開口して再利用されているため，多くの副葬品が持ち出されたようである。発掘調査で見つかった蓋杯を見ると，Ⅱ型式第5段階のものが認められる。築造時期は7世紀初頭前後で，その後も数回追葬が行われたと考えられる。立地や石室規模から考えて，世羅盆地周辺で最も有力な首長墓といえる。神岡第4号古墳の須恵器はⅡ型式第4～5段階に比定したので，康徳寺古墳より古い。現状では，世羅盆地周辺で横穴式石室を埋葬施設とする古墳としては，最も古相に位置付けられる。

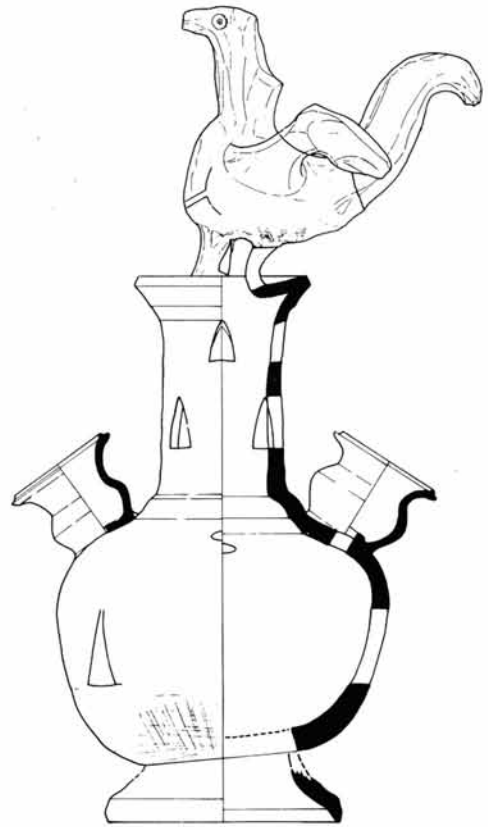
世羅盆地周辺における後期古墳の被葬者像を考える上で注目されるのが，装飾付須恵器の多さである。付近では須恵器を生産した窯跡が多数見つかり，これらの窯跡から供給されている可能性が高い。神岡第4号古墳は，北西約1.2kmに近在する自光窯跡と須恵器が同一時期であり，強い関係性がうかがえる。須恵器生産を経済基盤として世羅盆地周辺の窯業を司った人々が，この地域における後期古墳の被葬者像の一要素として考えられるだろう。

註

- 註1 本来ならば，広島県内の須恵器を取り上げた安間氏の編年（安間 2014）との対応関係を考えるべきだが，世羅盆地周辺の遺跡だけでは資料数が少ないため，安間氏が設定している段階ほど細分できない。そのため，本論では中村浩氏の陶邑編年を用いる。
- 註2 装飾付須恵器とは別に，環状瓶・鳥形瓶といった形象・異形須恵器が18例見つかっている。分布は沼田川下流域周辺に集中するため，装飾付須恵器とは分布の様相が少し異なる。



みたち第3号古墳



石塚第2号古墳



三次市吉舎町敷地出土



千間塚古墳



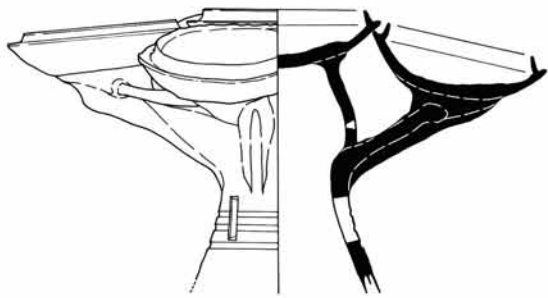
広島県内出土



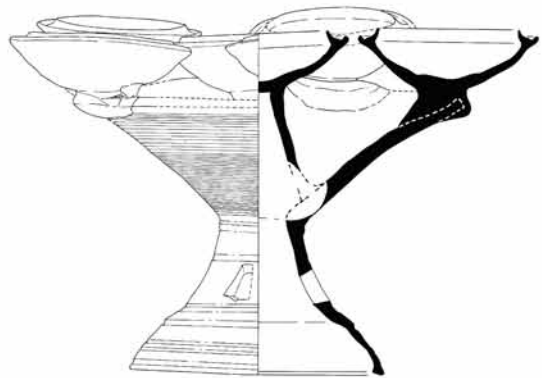
三次市吉舎町出土

0 20 cm

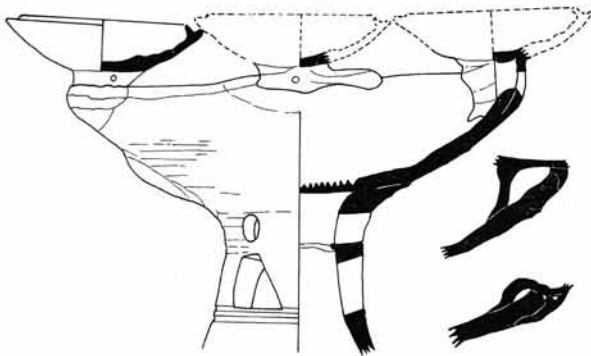
第10図 広島県内の装飾付壺 (S=1:5)



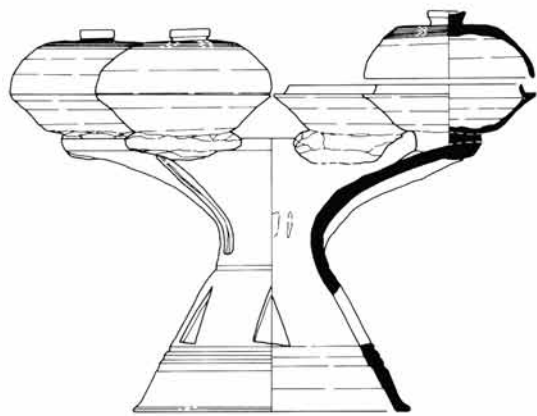
神岡第4号古墳



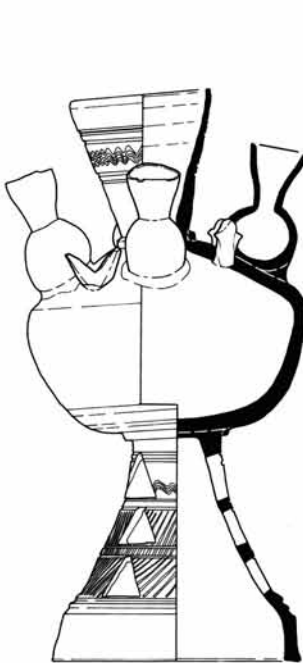
二反田第1号古墳



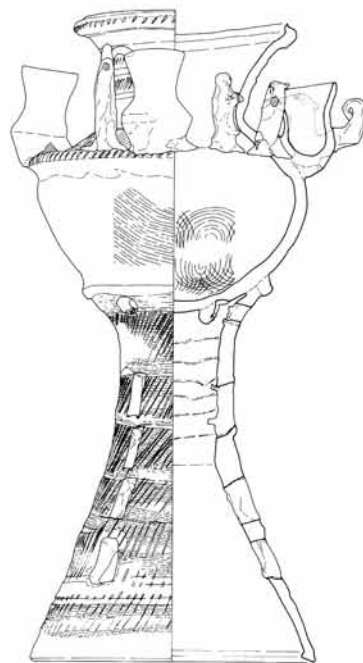
御年代古墳



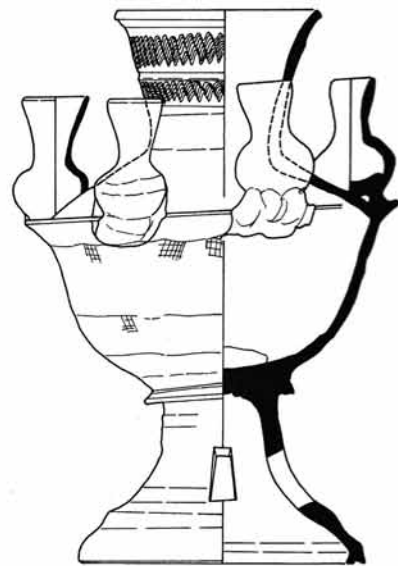
植松第2号古墳



神岡第4号古墳



田上第2号古墳



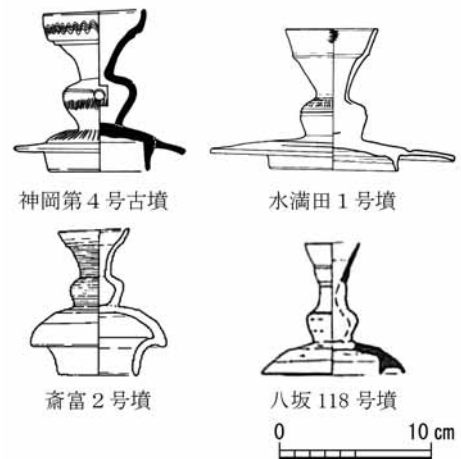
御年代古墳



第9図 広島県内の子持器台・装飾付壺 (S=1:5)

次に、広島県内で見つかった装飾付壺は、神岡第4号古墳例を含めて全12例である。世羅町内では他に亀ノ尾第2号古墳出土例の記録もあるが（向田編 1979）、残念ながら資料の詳細は不明である。また、世羅盆地周辺ではこみどう古墳から装飾付甗が見つかった。発掘調査から見つかった装飾付壺は、共伴遺物からするとⅡ型式第3段階～Ⅲ型式第1段階に比定される。こちらも気付きを2点述べておきたい。親器の壺の肩部に子壺や小像を直接取り付けられているものは、神岡第4号古墳例、石塚第2号古墳出土例や三次市吉舎町出土例の3例³で、広島県内の装飾付壺では、鏝付突帯を付けて子壺や小像を取り付けているものが多い。鏝付突帯の有無は、製作地の違いを示す可能性がある。もう1点、神岡第4号古墳例では親器の壺部と脚部の接合箇所に、粘土紐を巻いて段状に整形している。同じような例は、田上第2号古墳出土例や御年代古墳出土例で確認できる。これらの3点は、共伴遺物からⅡ型式第4～5段階に比定され、親器の壺部と脚部の接合箇所に段がないものと時期差を示す可能性がある。

最後に子持蓋であるが、広島県内では神岡第4号古墳例のみである。中四国地方では、岡山県齋富2号



第8図 中四国地方の子持蓋 (S=1:5)

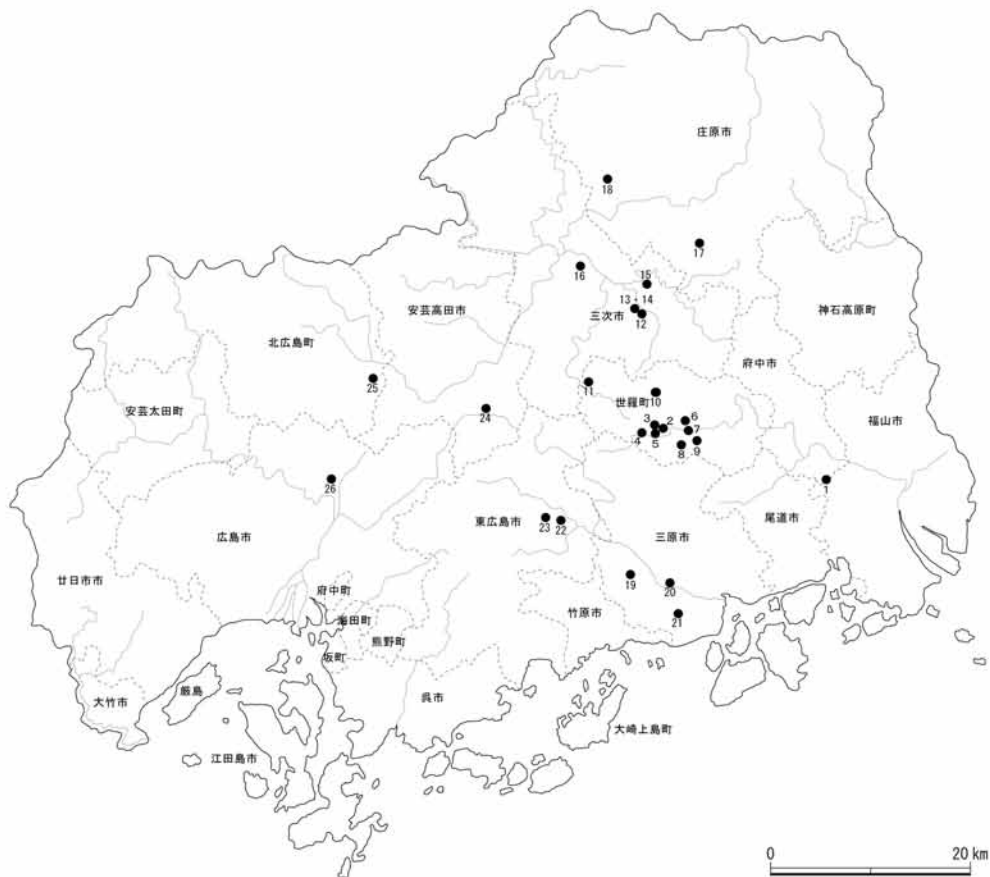
第1表 広島県内の装飾付須恵器一覧

番号	出土地	古墳名	器種	出典
1	福山市芦田町柞磨	田上第2号古墳	装飾付壺	中村編1997
2	世羅郡世羅町重永	神岡第4号古墳	子持器台, 装飾付壺, 子持蓋	向田編 1979, 広島県立歴史民俗資料館 1984 間壁 1988, 世羅町文化財保護委員会編 1990
3	世羅郡世羅町重永	自光窯跡	不詳	松井編 1981
4	世羅郡世羅町井折	安佐古墳	子持器台	向田編 1979
5	世羅郡世羅町井折	助迫山古墳	不詳	松井編 1981
6	世羅郡世羅町賀茂	亀ノ尾第2号古墳	装飾付壺	向田編 1979, 間壁 1988
7	世羅郡世羅町賀茂	因幡第1号古墳	不詳	世羅町文化財保護委員会編 1990
8	世羅郡世羅町青山	大迫第4号古墳	子持器台	向田編 1979
9	世羅郡世羅町東神崎	こみどう古墳	装飾付甗	向田編 1979
10	世羅郡世羅町徳市	風呂之元古墳	子壺片	岡野編 1999
11	世羅郡世羅町上津田	京利池窯跡	不詳	向田編 1979
12	三次市三良坂町皆瀬	植松第2号古墳	子持器台	辻編 1987
13	三次市吉舎町	吉舎町出土	装飾付壺	潮見 1974, 向田編 1979
14	三次市吉舎町	三次市吉舎町	二重甗	潮見 1974, 向田編 1979
15	三次市吉舎町敷地	双三郡吉舎町敷地出土	装飾付壺	潮見 1974, 岸本 1975, 向田編 1979
16	三次市東酒屋町松ヶ迫	松ヶ迫F地点遺跡	子壺片	金井編 1981
17	庄原市本村町月貞寺	月貞寺第32号古墳	子壺片	山県 1978
18	庄原市口和町湯木	池津第1号古墳	子持器台	向田編 1979
19	三原市本郷町南方	御年代古墳	子持器台×2, 装飾付壺 子持平瓶	本村 1977
20	三原市本郷町本郷	みたち第3号古墳	装飾付壺	恵谷編 2004
21	三原市沼田東町釜山	釜山大塚古墳	子壺片	
22	東広島市河内町上河内	二反田第1号古墳	子持器台×2 装飾付壺	戸光編 1999
23	東広島市高屋町貞重	上原古墳	子持器台	戸光編 1999
24	安芸高田市向原町坂	千間塚古墳	装飾付壺	柴垣 1995
25	山県郡北広島町南方	石塚第2号古墳	装飾付壺	松村編 1974
26	広島市安佐北区可部	上ヶ原遺跡	子壺片	田村編 2011
27	広島県内出土	広島県内出土	装飾付壺	柴垣・野末編 1995

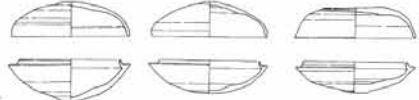
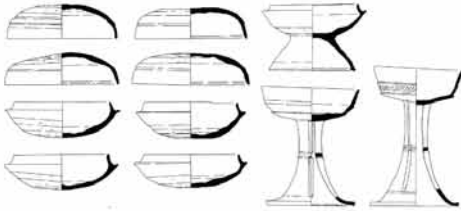
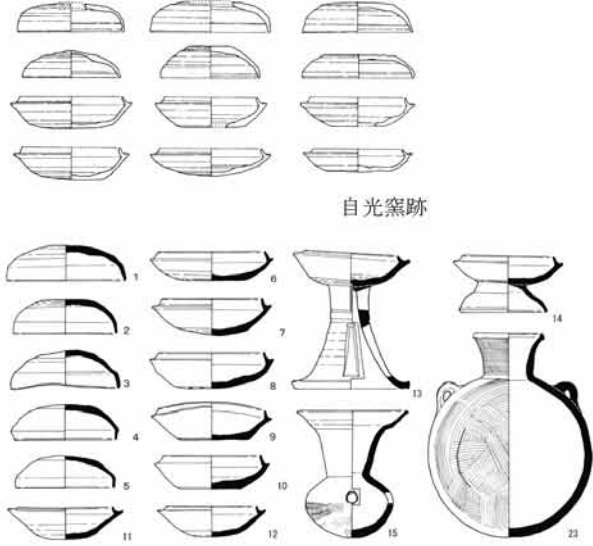
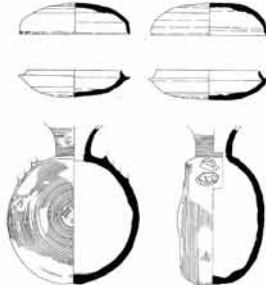
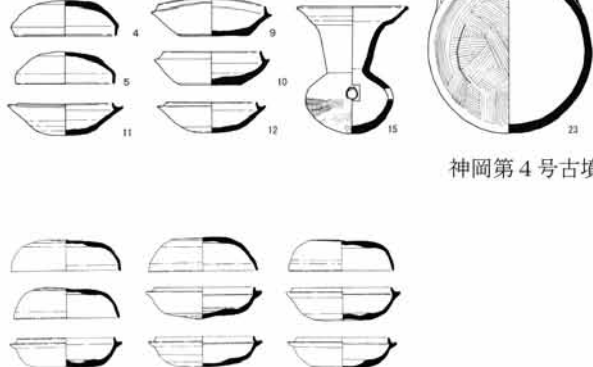

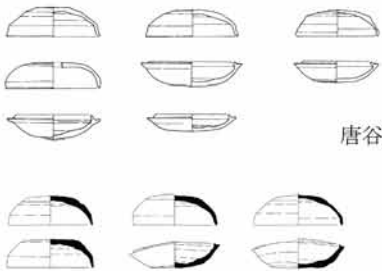
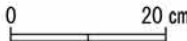
4 神岡第4号古墳の装飾付須恵器について

広島県内では、装飾付須恵器が34例見つかっている²。分布を見ると、世羅盆地周辺を中心に、三次盆地周辺や沼田川流域にも広がり、さらにその外側の地域にも点々と見られる。詳細は不明だが、世羅盆地では窯跡出土例もあることから、装飾付須恵器を生産していたと考えられる。ここでは、神岡第4号古墳の装飾付須恵器3器種について、出土分布や今回実見した際に気付いた点を述べる。

広島県内で見つかった子持器台は、神岡第4号古墳例を含めて全10例である。世羅町内では他に2例の記録もあるが（向田編 1979）、残念ながら資料の詳細は不明である。報告が行われている子持器台は、共伴資料からするとⅡ型式第4～5段階に比定される。今回、神岡第4号古墳例を実見して気付いた点として、親器鉢部に取り付けられる紐状粘土の形骸化を指摘したい。神岡第4号古墳例では子杯を支える補強を目的として、紐状粘土を子杯と親器口縁の接合部から鉢部下部にかけて貼り付けている。しかし、植松第2号古墳出土例は親器口縁部が子杯が六つ取り付くのに対し、紐状粘土は3か所しか付けられていない。合わせて、紐状粘土は親器口縁下部までしか達していない。御年代古墳出土例でも、親器口縁部に子杯が四つ取り付くのに対し、紐状粘土は3方向で鉢部下部のみに付けられている。このことから、植松第2号古墳出土例や御年代古墳出土例では子杯を支える補強としての機能的役割は消え、装飾として貼り付けていると考えられる。



第7図 広島県内の装飾付須恵器分布図
(図中の番号は第1表の番号と一致する)

中村氏 編年案 (2001)	安間氏 編年案 (2014)	世羅盆地周辺の遺跡	参考遺跡
II 型式 第 3 段階	II - 4 段階		 <p data-bbox="1219 584 1401 611">みたち第 3 号古墳</p>
II 型式 第 4 段階	III - 1 段階	<p data-bbox="794 647 887 674">青水窯跡</p>  <p data-bbox="794 904 887 931">自光窯跡</p> <p data-bbox="906 1263 1062 1290">神岡第 4 号古墳</p>	 <p data-bbox="1241 1039 1401 1066">陣開第 4 号古墳</p>
II 型式 第 5 段階	III - 2 段階 III - 3 段階	 <p data-bbox="794 1509 954 1536">湯船第 6 号古墳</p>	 <p data-bbox="1241 1547 1401 1574">大槓第 2 号古墳</p>
II 型式 第 6 段階	III - 4 段階 III - 5 段階 IV - 1 段階	 <p data-bbox="794 1756 887 1783">唐谷窯跡</p> <p data-bbox="794 1912 975 1939">亀ノ尾第 1 号古墳</p>	

第 6 図 世羅盆地周辺における神岡第 4 号古墳の須恵器の位置付け (S=1:10)

亀ノ尾第1号古墳

世羅郡世羅町賀茂に所在する直径約15mの円墳である。神岡第4号古墳から西約1.5km離れた丘陵斜面南東側に位置している。平成11年、財団法人広島県埋蔵文化財調査センターによって発掘調査が行われ、全長8mの無袖式横穴式石室内から杯蓋、杯身、高杯、甕などの須恵器、素環鏡板付轡、鉄刀や耳環が出土している。なお、後世に盗掘を受けているため、遺物の出土位置等は埋葬当時の状況を留めていない。杯蓋は口径10.8～11.4cm、器高3.6～3.9cm、杯身は口径10.3～10.9cm、器高3.3～3.8cmである。杯身立ち上がりが0.2cmになる点、杯蓋天井部や杯身底部がナデ調整主体でヘラ切り痕を残している点が挙げられる。Ⅱ型式第6段階に相当する。なお、亀ノ尾第1号古墳からはⅢ型式第1段階の須恵器も見つかっている。

以上、世羅盆地周辺の遺跡を中心に6世紀後半から7世紀前半の須恵器を概観してきたが、世羅盆地周辺の須恵編年を、向田氏の研究を参考に組み上げると、第6図のようになると考える。神岡第4号古墳の杯蓋は、大きさの類似や、杯身立ち上がりが1cm程度である点、杯蓋天井部や杯身底部が回転ヘラケズリを施すものと、ナデ調整などでヘラ切り痕を残すものが認められる点から、自光窯跡と同一時期であるⅡ型式第4段階に相当する。ただし、自光窯跡の杯蓋では全て口縁端部内面に段が認められるのに対し、神岡第4号古墳では杯蓋1しか認められない。段を持たない杯蓋には回転ヘラケズリを施していないことから、時期差を示すものかもしれない。また、神岡第4号古墳の杯身6・7は、器形が小さくなっていることから、もう一段階新しいⅡ型式第5段階に相当する。よって、蓋杯全体としては、Ⅱ型式第4～5段階に相当する。

その他の器種として、有蓋高杯1は長脚で2段3方向透孔をもつが、上段の透孔はヘラ条工具を刺しただけのような孔で粗雑化している。2段3方向透孔高杯が残存する後半段階、Ⅱ型式第4～5段階に相当する。甕1～3は頸部が長く、胴部から口縁部に向かって開く。楡描き波状文やヘラ刻みなどの装飾はない。子持蓋の甕は、頸部に対する口縁部の割合が高くなり、口縁がより外に大きく開いた印象を受ける。また、口縁部や胴部に装飾がある。子持蓋の甕の方が新しい特徴を示し、Ⅱ型式第4～5段階に位置付けられる。提瓶は、肩部に半環状の把手が付き、頸部はやや長くハの字状に開き、口縁端部は肥厚させている。肥厚した口縁端部やハの字状に開く頸部は古相を示し、長い頸部は新相を示す。これらの特徴から、直線的で長い頸部の提瓶が増えるⅡ型式第4段階に相当すると考える。

以上のことから、神岡第4号古墳の須恵器はⅡ型式第4～5段階に相当する。このことから、神岡第4号古墳の築造は6世紀末頃で、7世紀初頭までに追葬が行われた可能性がある結論付ける。

る点が挙げられる。Ⅱ型式第4段階に相当する（向田 1985）。

陣開第4号古墳

三原市本郷町船木に所在する古墳で、参考資料として提示する。後世に破壊を受け、墳丘規模は不明である。神岡第4号古墳から北約21km離れた丘陵の舌状先端部に位置している。平成3年、財団法人広島県埋蔵文化財センターによって発掘調査が行われ、横穴式石室内部から蓋杯・提瓶などの須恵器、刀子、石製紡錘車が見ついている。なお、横穴式石室も大きく破壊を受け、遺物の出土状況は埋葬当時の状況を留めていない。杯蓋は口径14.0～15.0cm、器高3.6～4.0cm、杯身は口径11.9～13.2cm、器高3.4～3.7cmである。自光窯跡と同様に扁平な印象を受ける。特徴として、杯蓋は肩部は丸みを帯びて稜線が不明瞭になる点、杯蓋口縁端部の内面に段を形成する点、杯身立ち上がりが0.8～1.0cmである点、回転ヘラケズリの範囲が杯蓋天井部、杯身底部の外周3分の1以下になる点が挙げられる。Ⅱ型式第4段階に相当する（安間 2014）。

湯船第6号古墳

世羅郡世羅町津口に所在する横穴式石室を埋葬施設とする直径約10mの円墳である。神岡第4号古墳から北西約4.5kmの丘陵裾北向きに位置している。平成6年、世羅町教育委員会によって発掘調査が行われ、全長7.2m、玄室長4.7cmの無袖式横穴式石室内から蓋杯・高杯・脚付椀・平瓶などの須恵器類や耳環が見ついている。14世紀頃には横穴式石室内に侵入があったようで、遺物の出土位置などは埋葬当時の状況を留めていない。杯蓋は口径13.5～14.1cm、器高3.8～4.4cm、杯身は口径12.0～12.9cm、器高3.8cm～4.3cmである。自光窯跡と比較すると、扁平な印象を受ける蓋杯はなくなり、口径が全体的に少し小さくなっている。特徴としては、杯身立ち上がりが0.6～0.8cmである点、杯蓋の天井部、杯身の底部の整形がナデ調整のみで、ヘラ切り痕を残すものが半分以上を占める点が挙げられる。Ⅱ型式第5段階に相当する。

大槓第2号古墳

東広島市西条町下見に所在する直径約10mの円墳で、参考資料として提示する。神岡第4号古墳から南西約40km離れた丘陵尾根に位置している。昭和58・59年に発掘調査が行われ、全長約7.5mの片袖式横穴式石室内から蓋杯・高杯・壘・提瓶などの須恵器、鉄刀、鉄鏃、刀子、耳環、玉類などがみついている。後世に大きく破壊を受けており、遺物の出土位置等は埋葬当時の状況を留めていない。杯蓋は口径12.2～13.2cm、器高3.4～4.0cm、杯身は口径11.2～12.6cm、器高3.4～4.4cmである。全体的にみると、湯船第6号古墳の蓋杯よりやや小さい。特徴としては、杯蓋口縁部内面に段を持つ点、杯身立ち上がりが1.0～0.6cmである点、回転ヘラケズリが、杯蓋天井部や杯身底部の頂部付近のみに施されている点が挙げられる。Ⅱ型式第5段階に相当する（安間 2014）。

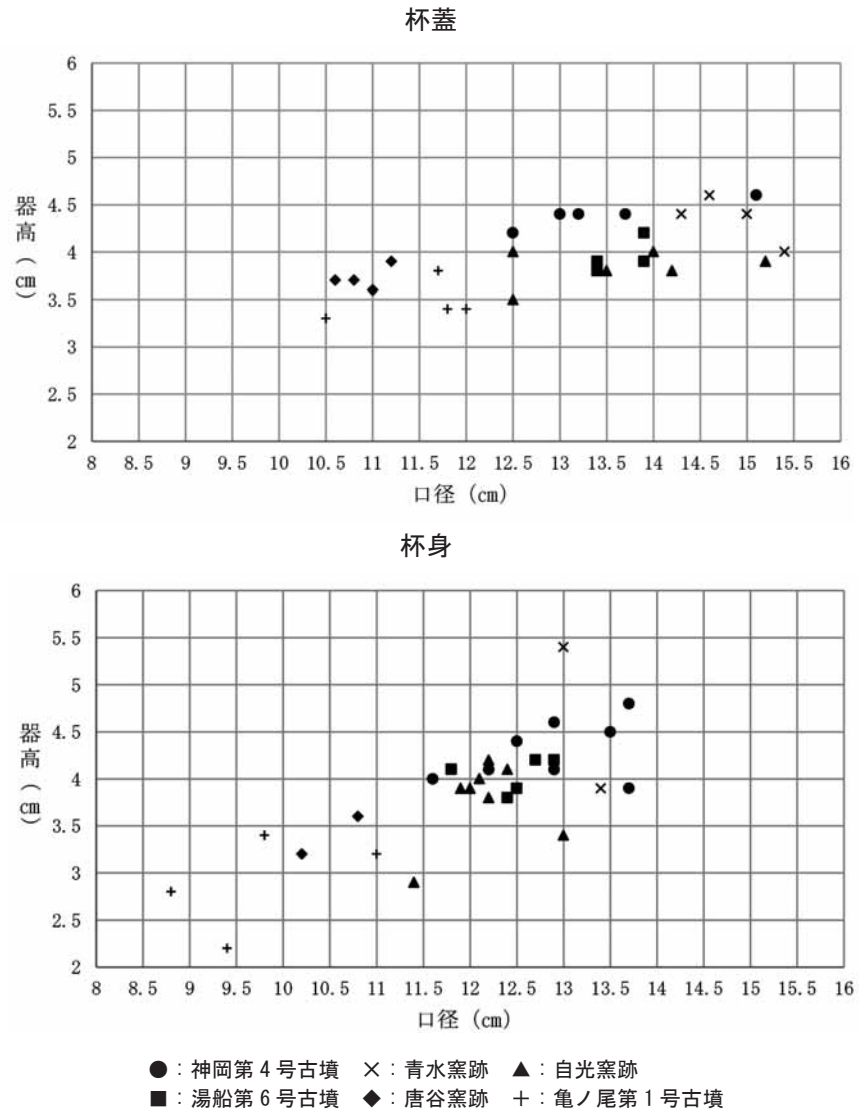
唐谷窯跡

世羅郡世羅町上津田に所在する窯跡である。神岡第4号古墳から北西約12km離れた丘陵北向き斜面に位置している。窯体については明らかではないが、灰原の一部が崖面に露出しており、蓋杯が採集されている。杯蓋は口径10.5～12.0cm、器高3.3～3.8cm、杯身が口径8.8cm～11.0cm、器高2.2～3.2cmである。湯船第6号古墳・大槓第2号古墳と比べると全体的に小さくなっている。特徴としては、杯身立ち上がりが0.2～0.4cmになる点、杯蓋の天井部、杯身の底部の整形がナデ調整のみで、ヘラ切り痕を残すものが大半を占める点が挙げられる。向田氏は中村編年Ⅱ-5～6段階に比定しているが（向田 1985）、その後、湯船第6号古墳の発掘調査で見つかった蓋杯が、自光窯跡と唐谷窯跡の間に位置付けられるものと考えられるので、唐谷窯跡の蓋杯はⅡ型式第6段階に相当する。

して3基の古墳が築造されている。全長5.2mの片袖式横穴式石室からは杯蓋・杯身・高杯・甕などの須恵器、鉄鏃、刀子、鉄釘、耳環、玉類が見つっている。また、墳丘西側周溝付近から装飾付壺が見つっている。なお、後世に削平を受け、石室の天井石が破壊されている。しかし、石室内部までは攪乱を受けていないと考えられている。杯身は全16点あり、器高口径12.6～15.0cm、3.7～4.6cm、杯身は全16点あり、口径11.6～12.8cm、器高3.6～4.9cmである。特徴として、杯蓋肩部にわずかながら稜を形作るもの、または稜が形骸化して凹線を巡らせるものがある点、杯蓋口縁端部内面に段を持つものがある点、杯身立ち上がりが1.0～1.4cmである点、杯身・杯蓋とも回転ヘラケズリが外面全体の2分の1から3分の1程度施している点が挙げられる。大半のものがⅡ型式第3段階に相当すると考える。なお、器高が低く、立ち上がりが1.0cm程度の杯身が一部見受けられるため、それらの資料はⅡ型式第4段階に相当する。

自光窯跡

世羅郡世羅町賀茂に所在する窯跡である。神岡第4号古墳から北西約1.2km離れた丘陵斜面北側に位置している。昭和30年代に牧草地として開墾した際、蓋杯・高杯・甕・提瓶などが採集されている。その後、昭和52年に再び牧草地造営が行われ、遺跡は破壊されてしまったようである（坂詰・野村 1966、向田1985）。杯蓋は口径12.5～15.2cm、器高3.5～4.0cmのものがある。杯身は口径11.4～13.0cm、器高2.9～4.2cmである。青水窯跡の須恵器と比べると、器高が小さくなり扁平化したもの、反対に器高は変わらないが、口径は小さくなり深みが増した印象を受けるものが認められる。特徴としては、杯蓋肩部は丸みを帯びて稜線が不明瞭になる点、杯蓋口縁部を内側に屈曲させるものが認められる点、杯蓋口縁部内面に段を形作る点、杯身立ち上がりが0.8～1.0cmである点、杯蓋の天井部、杯身の底部は平らなものが目立ち、回転ヘラケズリの範囲が外面の2分の1程度になり、なかにはナデ調整のみでヘラ切り痕が残るものも認められ



第5図 世羅盆地周辺遺跡の蓋杯口径・器高散布図

の3分の1程度に回転ヘラケズリをするもの(杯蓋2)、回転ヘラ切り後、天井部をナデ調整するもの(杯蓋3・4)が認められる。口縁を内側に屈曲する(杯蓋4)ものも認められる。3類は口径12.5cmの杯蓋5が該当する。回転ヘラ切り後、天井部をナデ調整するもので、口縁部がわずかに内傾する。次に、杯身の口径・器高の散布図を見ると、こちらはまとまりがみられない。しかし、全体的に口径が大きくなるにつれて器高が高くなる分布を示すなかで、杯身1だけが異なる。杯身1は、口径が13.7cmと最も大きい反面、器高が最も小さいため、扁平な印象を受ける。外面全体の2分の1程度を回転ヘラケズリで整形し、立ち上がりは1.2cmであり、報告する杯身の中で高い。その他の杯身2～7は、口径11.5～14.0cm、器高4.0～5.0cmに分布する。立ち上がりは0.7～1.2cm

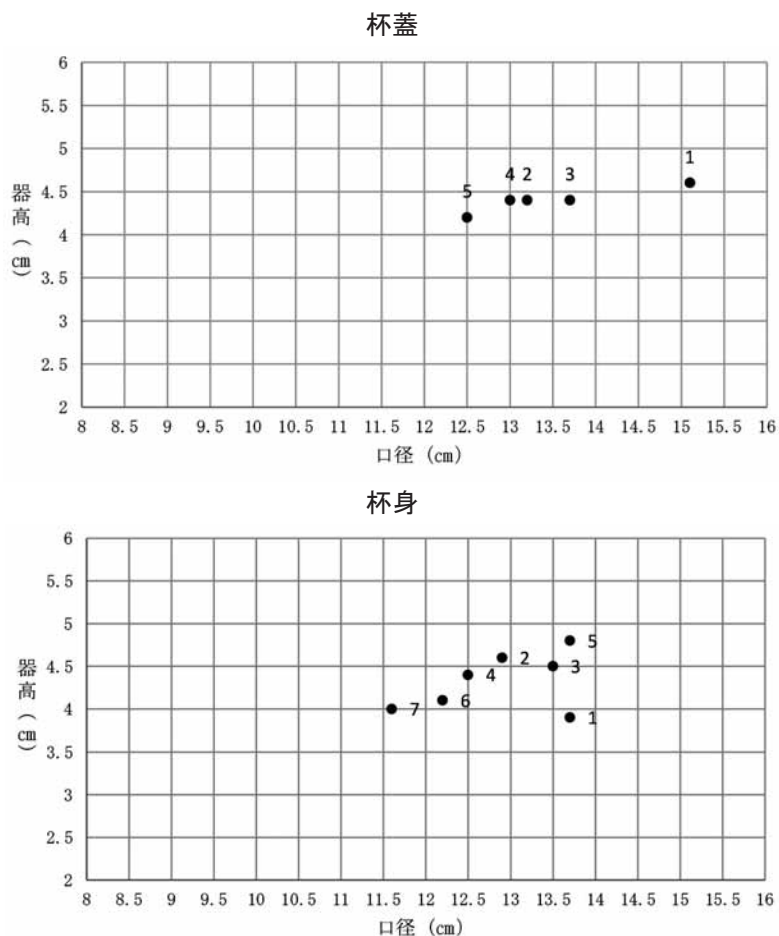
である。外面全体の3分の1程度に回転ヘラケズリをするもの(杯身2)、底部を回転ヘラ切り後にタタキやカキメ調整をして、最後にナデで仕上げるもの(杯身3・4)、底部を回転ヘラ切り後にナデ調整するもの(杯身5～7)がある。なお、杯身6・7は他と比べて小さく、胴部から口縁に向かって外反する器形で、立ち上がりも低い。杯身1～5よりも新しい特徴を持つ。以上、神岡第4号古墳の杯身・杯蓋の特徴を概観したところで、世羅盆地周辺遺跡の蓋杯と比較したい。

青水窯跡

世羅郡世羅町青水に所在する窯跡である。神岡第4号古墳から北西約2.7km離れた谷部東向き斜面に位置している。昭和40年代に行われた発掘調査で、全長約10mの地下式窯1基から蓋杯・高杯・提瓶などが窯体内・灰原から見つかっている(坂詰・野村 1966, 向田 1985)。杯蓋は口径14.3～15.3cm、器高4.0～4.6cm、杯身は口径12.9～13.4cm、器高3.9～5.4cmである。特徴として、杯蓋では肩部の稜が形骸化して沈線を引いているものがある点、杯身立ち上がりが0.8～1.0cmである点、杯身・杯蓋とも外面を広範囲にわたって回転ヘラケズリを施している点が挙げられる。杯蓋は古い様相を示すが、杯身は新しい様相を示す。資料数も少ないため、ここではⅡ型式第3～4段階に相当するものとする。

みたち第3号古墳

三原市本郷町本郷に所在する直径約11mの円墳である。世羅盆地周辺の遺跡だけでは資料数に恵まれないため、参考資料として提示する。神岡第4号古墳から北約23km離れた丘陵尾根上に第1～3号古墳と



第4図 神岡第4号古墳の蓋杯口径・器高散布図

その後、三角形透孔を3段、3方向から入れている。脚部端部は両端を少し拡張して、接地面は面を作る。全体をナデ調整で整形しているが、体部底面には回転ヘラケズリが認められる。

子持蓋（第3図28）

蓋の口径11.4cm、器高10.6cmで、灰色を呈する個体である。蓋の口縁部が一部欠損している。脚付長頸壺のどちらかとセット関係になるかもしれない。蓋は内面にかえりを持ち、かえりの端部は先細り気味である。蓋の天井部には刻み目を入れている。蓋の上に取り付く礎は、口径6.7cm、器高7.3cmである。礎の口縁端部は先細り気味で面をわずかに形作る。口縁部には櫛描き波状文を入れる。口縁部と頸部の境界には段を1つ形作る。胴部には円孔を2か所穿つ。切り合い関係を見ると、円孔を開けた後、沈線や刻み目を入れている。

蓋1（第3図29）

口径11.4cm、器高3.6cmの完形で、全体的に自然釉が付着し緑がかった灰色を呈する個体である。つまみは宝珠形で、天井部には沈線が1条回る。口縁端部下端が少しふくらむ。かえりは厚みが薄く、端部は尖り気味である。

蓋2（第3図30）

口径14.1cm、器高5.4cmの完形で、灰色を呈し白色粒を含む個体である。口径からすると、有蓋高杯1とセット関係になるかもしれない。天井頂部には中央を窪めたボタン形つまみが付く。体部から口縁部にかけてわずかに屈曲するが、肩部の稜は明瞭ではない。口縁端部は丸くおさめる。外面は天井から2分の1程度を回転ヘラケズリ、それ以外の内外面は回転ナデ調整である。

蓋3（第3図31）

口径11.7cm、器高4.9cmの完形で、灰色を呈する個体である。大きさからすると、子持器台とセット関係になる可能性が高い。天井頂部には中央を窪めた乳頭形のつまみが付く。体部から口縁部にかけてわずかに屈曲するが、肩部の稜は不明瞭である。口縁端部は丸くおさめる。天井から外面全体の3分の1程度を回転ヘラケズリで整形し、それ以外の内外面は回転ナデ調整である。

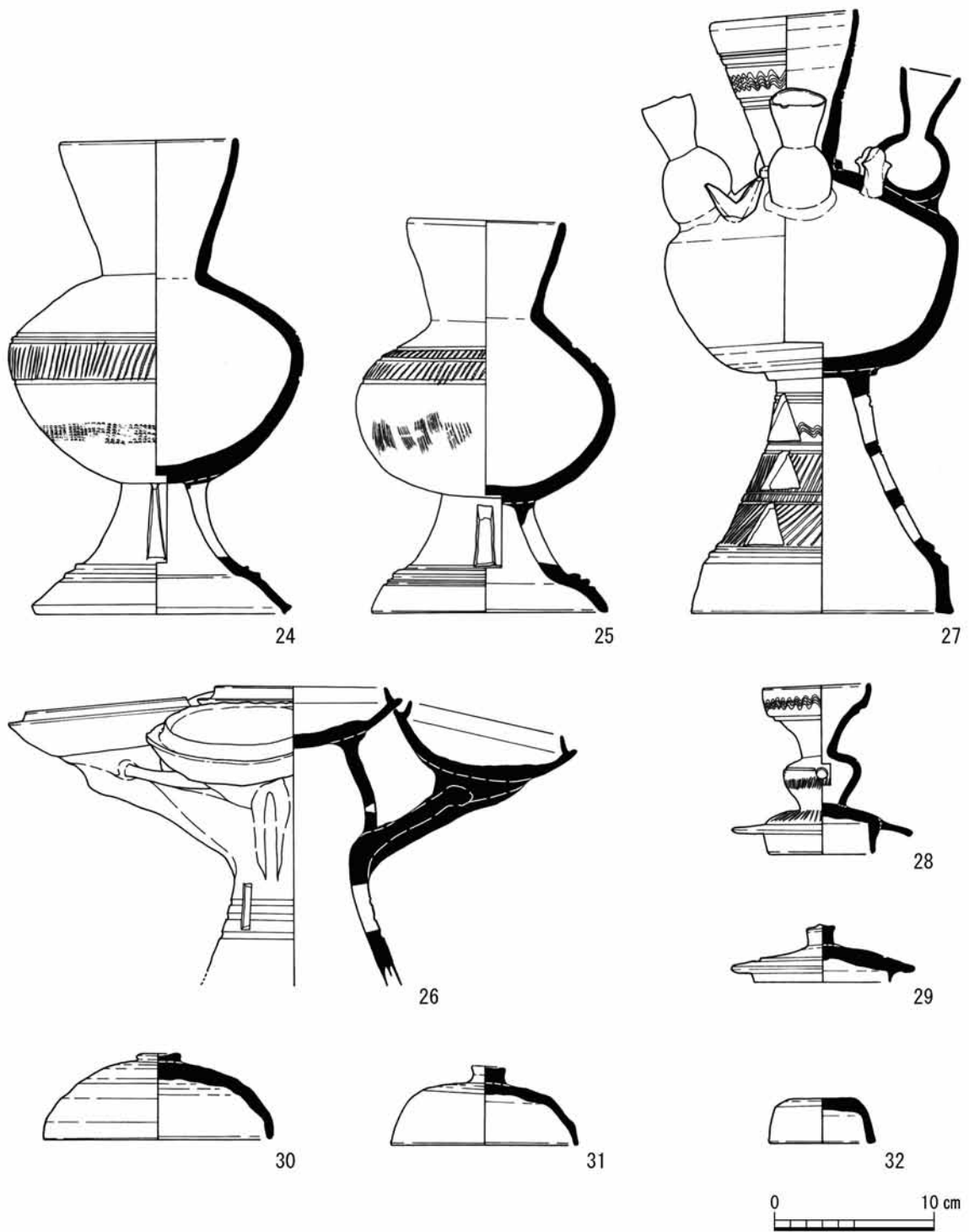
蓋4（第3図32）

口径6.2cm、器高2.9cmの完形で、灰色を呈する個体である。短頸壺3・4とセット関係になる可能性がある。口縁端部は両側が角張り、面を形作る。天井部外面は回転ヘラ切り後にナデで整形し、その他の内外面は回転ナデ調整である。

3 神岡第4号古墳の須恵器の年代

須恵器の年代から神岡第4号古墳の築造時期を推定する。ここでは、神岡第4号古墳の蓋杯を世羅盆地周辺遺跡のものと比較して年代比定を行い、その他の器種の形態も照合して考えたい。年代考察に当たっては中村浩氏の陶邑編年（中村 2001）や広島県内の須恵器編年を論じた安間拓巳氏、向田裕始氏の編年（安間 2014、向田 1985）を参考とした。以下の文章中では、中村浩氏の編年区分を表記する¹。

まずは神岡第4号古墳の蓋杯を見ていきたい。杯蓋の口径・器高の散布図（第4図）を見ると、口径を軸に1～3類に分かれる。1類は口径15.1cmの杯蓋1が該当し、報告する杯蓋の中で口径が最も大きい。外面全体の2分の1程度を回転ヘラケズリで整形し、肩部の稜は不明瞭になっている。口縁部内面にわずかに段を作っている。2類は杯蓋2～4で、口径が13.0～14.0cmにまとまるグループである。外面全体



第3図 神岡第4号古墳の須恵器(2) (S=1:4)

提瓶（第2図23）

口径8.5cm，器高26.2cmの完形で，灰色を呈する個体である。口縁端部は玉縁状に仕上げ，頸部にはカキ目を丁寧に施している。頸部と体部の接合面にはヒビが認められる。体部は粘土紐で積み上げ，最後に円板状の粘土で塞いでおり，継ぎ目にはヒビが認められる。円盤状の粘土を接着するため，回転カキメ後に不規則方向にカキメを施している。体部上位の両側に環状把手が付く。胴部背面は回転ヘラ切り後，ナデ調整である。

脚付長頸壺1（第3図24）

口径10.9cm，器高29.8cmの完形で，灰色を呈す個体である。肩部や脚部に自然釉が所々付着している。頸部から口縁部にかけて，直線的に外へ開き，口縁端部は丸くおさめる。体部中位には上側に沈線を2条，下側に沈線を1条入れた後，間にヘラ条工具で刻み目を入れている。体部下位にはタタキ目が残っており，上位にも所々タタキ目が認められる。体部全体をタタキで整形した後，ナデで調整しているようである。その他の口縁部から頸部，脚部は回転ナデ調整である。脚部は，方形透孔を1段，3方向に入れている。脚部は，体部から外反して伸び，間に段を二つ形作る。脚部端部は外側に稜を作り，接地面は先細る。

脚付長頸壺2（第3図25）

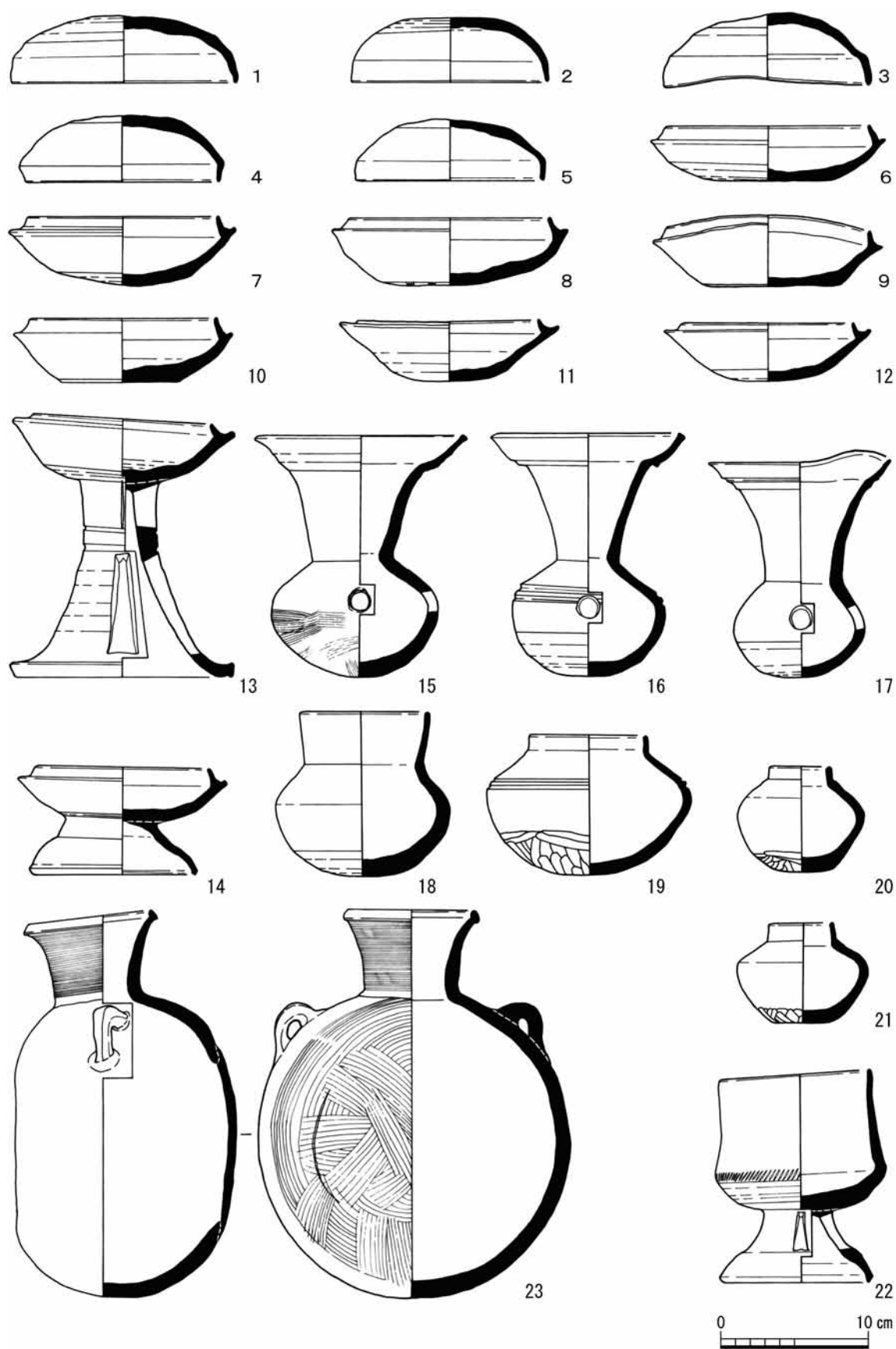
口径9.6cm，器高24.8cmの完形で，灰色を呈する個体である。体部には自然釉が流れた痕があり，肩部には別の須恵器の小破片が癒着している。頸部から口縁部にかけて直線的に外に開き，口縁端部は丸くおさめる。体部中位には沈線を3条入れた後，沈線の間へヘラ条工具で刻み目を入れる。体部下位にはカキメが残り，その上からナデ調整を施している。壺の底面には回転ヘラケズリ後，ナデ調整を施している。その他の口縁部から頸部，脚部はナデ調整である。脚部は方形透孔を1段，3方向に入れる。脚部は体部から外反して伸び，間に段を二つ形作る。脚部端部は丸くおさめ，接地面に面を作る。

子持器台（第3図26）

親器の口径25.5cm，残存高18.7cmで，灰色を呈する個体である。脚部下半が欠損している。親器となる器台の中央に子杯を1点取り付け，それを取り囲むように器台口縁部へ子杯を4点取り付けている。周囲の子杯は中央の子杯を中心に四方に取り付けるが，ややいびつである。子杯は口径9.6～10.6cm，器高3.6～3.8cmである。子杯の立ち上がりは1.1cmで口縁端部は丸くおさめる。中央の子杯は脚部を作り子高杯として取り付けている。子高杯の脚部にはヘラの先端で突き刺した孔が2か所ある。空気穴を作り，焼成時のワレを防ぐことが目的だろう。また，親器口縁部と子杯を接合する粘土にも，ヘラを突き刺した孔が1か所あった。ただし，こちらの孔は貫通していないので，意図的に付けた孔かは不明である。器台は，内部が空洞になる作りである。口縁端部は拡張し，下端には段を作る。子杯を取り付ける部分は口縁部が粘土で大きく覆われている。また，子杯と器台の接着を安定させるために，棒状粘土を子杯底部から器台胴部まで貼り付けている。器台胴部には3本の沈線を描いた後，方形透孔を3方向に入れる。

装飾付壺（第3図27）

親器となる壺の口径9.2cm，器高37.8cmの完形で，暗灰黄色を呈する個体である。他の須恵器とは色調が異なる。親器の口縁端部は両端が角張り，頂部に面を形作る。頸部は直線的に外に広がり，沈線と櫛描き波状文を入れる。頸部と体部の境界には段を作る。頸部と体部の接着を強めるために粘土紐を巻き付け，成形したものだろう。同様の段は，体部と脚部の境界にも認められる。肩部には子壺4点，人形の小像2点，V字状で動物を模したと思われる小像2点の計8点を取り付けられている。子壺の口縁部は先細り気味で内側に面を形作る。脚部には沈線，櫛描き波状文，刻み目文を上から順に入れていったようである。



第2図 神岡第4号古墳の須恵器(1) (S=1:4)

罍 1 (第2図15)

口径13.9cm, 器高16.4cmの完形で, 灰色を呈し白色粒を多く含む個体である。口縁部は大きく開き, 浅い凹線が1条入る。口縁端部は両側が角張り, 面を作る。頸部は直線的に外に開き, 文様は施されない。体部は肩が下がり, 楕円形である。1か所空けている円孔の外周縁には欠けが目立ち, 使用痕の可能性はある。底部から体部中位の外面にかけては回転ヘラケズリ後, カキ目・ナデ調整で丁寧に整形している。その他の内外面は, 回転ナデ調整である。

罍 2 (第2図16)

口径12.3cm, 器高16.5cmで, 灰白色を呈する個体である。口縁部から頸部にかけて一部欠損している。口縁部は大きく開き, 口縁端部は両側が角張り, 面を作る。頸部は直線的に外へ開き, 文様は施されない。体部は肩が下がり, 楕円形である。沈線が2条入る。1か所空けている円孔の外周縁には欠けが少し見られる。底部から体部中位にかけて回転ヘラケズリで整形し, その他の内外面は回転ナデ調整である。

罍 3 (第2図17)

口径12.3cm, 器高15.3cmの完形で, 灰色を呈し白色粒を多く含む個体である。底部に部分的に自然釉が付着する。口縁部は開き, 沈線が1条入る。口縁端部は先細り気味に丸くおさめる。頸部はやや外反しながら伸び, 文様は施されない。体部は肩が下がり, 楕円形である。円孔は1か所空ける。底部から体部中位の外面にかけて回転ヘラケズリで整形し, その他の内外面は回転ナデ調整である。

短頸壺 1 (第2図18)

口径8.6cm, 器高11.1cmで灰色を呈する個体である。口縁部が一部欠けている。口縁部が他と比べ長く, わずかに外に開きながら立ち上がる。口縁端部は丸くおさめている。底部付近の外面は回転ヘラケズリで整形し, その他の内外面は回転ナデ調整である。

短頸壺 2 (第2図19)

口径7.7cm, 器高9.5cmの完形で, 灰色を呈する個体である。口縁部は直線的に立ち上がり, 口縁端部は丸くおさめる。体部の上位に沈線が2条入る。底部から体部下位にかけて静止ヘラケズリで整形し, その他の内外面は回転ナデ調整である。

短頸壺 3 (第2図20)

口径3.9cm, 器高7.1cmの完形で, 灰色を呈する個体である。口縁部は直線的に立ち上がり, 口縁端部は丸くおさめる。底部付近は静止ヘラケズリで整形し, その他の内外面は回転ナデ調整である。

短頸壺 4 (第2図21)

口径4.2cm, 器高6.7cmの完形で, 灰色を呈する個体である。口縁部は直線的に立ち上がり, 口縁端部は丸くおさめつつ, 内側にわずかに面を作る。底部付近の外面は静止ヘラケズリで整形し, その他の内外面は回転ナデ調整である。

脚付椀 (第2図22)

口径10.1cm, 器高14.4cmの完形で, 灰色を呈し白色粒を含む個体である。椀部と脚部の境界付近で部分的に自然釉が付着している。椀部を作った後, 脚部を貼り付けており, 椀部は少し傾く。口縁部はほぼ直線的に立ち上がり, 口縁端部は丸くおさめている。椀の底部は回転ヘラケズリで成形し, その上部には刻み目が施されている。脚部は短脚で, 方形もしくは三角形透孔が1段, 3方向に入る。脚部端部は外側が角張り, 接地面に向けて先細る。

に自然釉が付着している。立ち上がりは1.1cmで内湾し、端部を丸くおさめている。受部端部も丸くおさめている。底部から外面全体の3分の1程度を回転ヘラケズリで整形し、その他の内外面は回転ナデ調整である。

杯身3 (第2図8)

口径13.5cm, 器高4.5cmの完形で、内面は明褐灰色、外面は褐灰色を呈する個体である。立ち上がりは1.1cmで少し内湾し、口縁端部は丸くおさめつつ少し面を作る。底部外面には平行タタキ痕が所々見られる。底部は回転ヘラ切り後、タタキ調整して最後にナデで整えている。その他の内外面は回転ナデ調整である。

杯身4 (第2図9)

口径13.7cm, 器高4.8cmの完形で、全体的に褐灰色だが、内面では部分的に橙色を呈する個体である。焼き歪みのためか、口縁が大きく歪んでいる。立ち上がりは0.9cmで直線的に伸び、口縁端部は先細り気味に形作る。外面底部は平らで、回転ヘラ切り後にカキメ調整し、最後にナデで整えている。その他の内外面は回転ナデ調整である。

杯身5 (第2図10)

口径12.5cm, 器高4.4cmの完形で、内面は明褐灰色、外面は褐灰色を呈する個体である。立ち上がりは1.2cmで内湾し、口縁端部は丸くおさめ、内側に面を少し作っている。底部外面は平らで、回転ヘラ切り後にナデで整えている。その他の内外面は回転ナデ調整である。

杯身6 (第2図11)

口径12.2cm, 器高4.1cmの完形で、灰色を呈する個体である。底部が小さく、口縁部に向かって内湾しながら外に開く器形である。立ち上がりは0.8cmで内湾し、口縁端部は先細り気味に形作る。底部外面は回転ヘラ切り後にナデで整えている。その他の内外面は回転ナデ調整である。全体的にナデが甘く、粘土紐積み痕が明瞭に残る。

杯身7 (第2図12)

口径11.6cm, 器高4.0cmの完形で、灰色を呈する個体である。立ち上がりは0.7cmで直線的に伸び、口縁端部は丸くおさめつつわずかに面を作る。底部外面は回転ヘラ切り後にナデで整えている。その他の内外面は回転ナデ調整である。

有蓋高杯1 (第2図13)

口径12.0cm, 器高17.8cmの完形で、灰色を呈する個体である。杯部立ち上がりは0.9cmでわずかに内湾し、口縁端部は先細り気味に丸くおさめる。杯底部から外面全体の3分の1程度を回転ヘラケズリで整形し、その他の内外面は回転ナデ調整である。脚部は長脚で透孔を2段、3方向に入れる。上部はヘラを刺しただけの線状透孔、下部は方形透孔である。上下の透かしの間には2本の沈線が入る。脚端部は外に広がり、面を少し肥厚させて形作る。

有蓋高杯2 (第2図14)

口径11.6cm, 器高7.3cmの完形で、灰色を呈し白色粒を多く含む個体である。部分的に自然釉が付着している。杯部を作った後、脚部を貼り付けており、杯部と脚部の中心線はずれている。杯部立ち上がりは1.1cmで内湾し、口縁端部は丸くおさめる。杯底部のみ回転ヘラケズリで整形し、その他の内外面は回転ナデ調整である。脚部は短脚で透孔はなく、杯部から少し直線的に伸びた後、脚部端部に向けて外側にふくらむ形である。脚部端部は断面菱形状を呈し、下部の稜が接地面となる。

今回報告する神岡第4号古墳の須恵器は、1950年代に採集され、現在の所有者によって大切に保管されてきた。本資料の存在は、広島県内の考古学研究者等の間では知られており、そのうちの装飾付壺1点は世羅町指定文化財に指定されている。また、広島県内の展示会で展示される機会もあったようだが、残念ながらこれらの須恵器の図面化等はされていなかった。そこで、平成31年度の当館展示会で本資料を展示した際に、改めてその重要性を感じ、紙面報告の許可をお願いしたところ、所有者から御快諾を頂いた。よって、ここに報告する次第である。

2 神岡第4号古墳の須恵器の概要

今回報告する須恵器は32点である。所有者のお話を聞くと、他にも金銅装馬具、鉄製刀剣類、鉄鏃や玉類が見つかったとのことである。

杯蓋1（第2図1）

今回報告する杯蓋のなかで、最も古相を示す。口径15.1cm、器高4.6cmの完形で、灰色を呈する個体である。肩部は丸みを帯び、稜線は不明瞭である。口縁端部は丸くおさめ、内面に緩く段を形作る。天井部から外面全体の2分の1程度を回転ヘラケズリで整形し、その他の内外面は回転ナデ調整で整えている。

杯蓋2（第2図2）

口径13.2cm、器高4.4cmの完形で、灰色を呈する個体である。肩部は丸みを帯び、稜線は不明瞭である。口縁端部は丸くおさめる。天井部から外面全体の3分の1程度を回転ヘラケズリで整形し、その他の内外面を回転ナデ調整で整えている。

杯蓋3（第2図3）

口径13.7cm、器高4.4cmの完形で、灰色を呈する個体である。口縁は大きく歪んでいる。肩部上部は他の部分より強くナデたことによって、幅広い凹線状の窪みが一周する。口縁部は外湾し、端部を丸くおさめる。外面天井部は回転ヘラ切り後、ナデて整形している。その他の内外面は回転ナデ調整である。

杯蓋4（第2図4）

口径13.0cm、器高4.4cmの完形で、灰色を呈する個体である。口縁部を内側に屈曲させ、肩部に稜線を作る。口縁端部は丸くおさめる。外面天井部は回転ヘラ切り後、ナデて整形しているが、ヘラ切り痕が明瞭に残る。その他の内外面は回転ナデ調整である。

杯蓋5（第2図5）

口径12.5cm、器高4.2cmの完形で、灰色を呈する個体である。口縁部に赤色顔料が付着している。肩部は丸みを帯び、稜線は不明瞭である。口縁部はわずかに内側へ入り込む。口縁端部は丸くおさめ、内側に面を形成している。外面天井部は回転ヘラ切り後、ナデて整形している。その他の内外面は回転ナデ調整である。

杯身1（第2図6）

口径13.7cm、器高3.9cmの完形で、灰色を呈する個体である。立ち上がりは1.2cmでわずかに外湾し、端部を丸くおさめている。受部端部は鋭利ではないが、先細り気味に形作っている。底部から外面全体の2分の1程度を回転ヘラケズリで整形し、その他の内外面は回転ナデ調整である。

杯身2（第2図7）

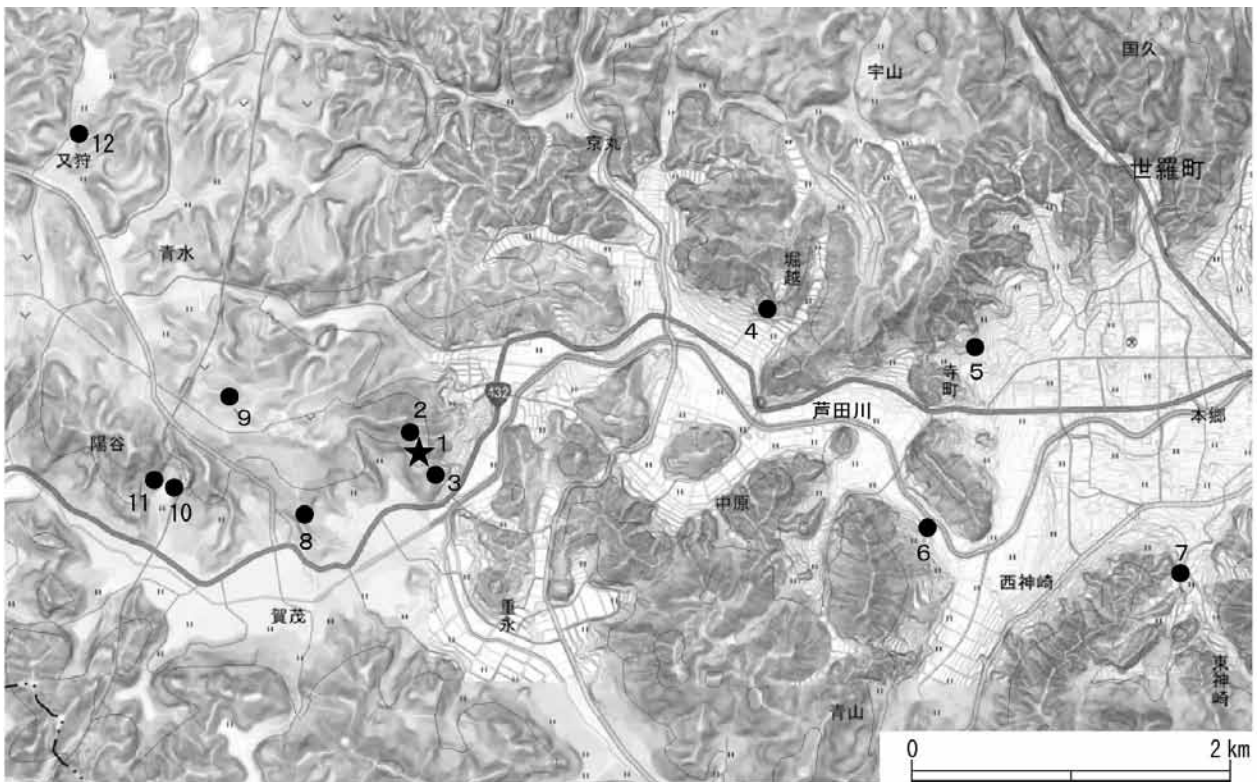
口径12.9cm、器高4.6cmの完形で、褐灰色を呈し白色粒・黒色粒を多く含む個体である。外面に部分的

資料紹介 神岡第4号古墳の須恵器について

森本 直人

1 遺跡の概要と報告に至る経緯

神岡第4号古墳は、かんのおか広島県世羅郡世羅町大字重永に所在する。世羅町は広島県東部に位置し、備後の南北を結ぶ山間地域である。地形は、中国山地の南側に広がる標高400～500mの世羅台地の内部に、瀬戸内海に注ぐ芦田川水系や日本海に注ぐ江の川水系の河川が流れ、丘陵部と河川によって形成された山間盆地が点々と広がっている。そのなかで、神岡第4号古墳は、世羅町中心部に当たる世羅盆地から西に4kmほど離れた、芦田川北岸の丘陵斜面に築造されている。広島県遺跡地図によると、この丘陵部からは5基の古墳が確認されており、神岡第1～5号古墳として登録されている。神岡第4号古墳は、直径約14.5mの円墳で6.5mの横穴式石室を埋葬施設とする。その他の第1～3、5号古墳も10～20m大の円墳である。第1号古墳は不明だが、第2・3・5号古墳は横穴式石室を埋葬施設とする。



- | | | | | |
|-------------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 1 神岡第4号古墳 | 2 神岡第1～3号古墳 | 3 神岡第5号古墳 | 4 神岡第2号古墳 | 5 康徳寺古墳 |
| 6 近成山第1号古墳 | 7 こみどう古墳 | 8 因幡第1号古墳 | 9 自光窯跡 | 10 亀ノ尾第1号古墳 |
| 11 亀ノ尾第2号古墳 | 12 青水窯跡 | | | |

第1図 神岡第4号古墳の位置 (縮尺任意)

執 筆 者

岡野 将士 広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
木村 信幸 広島県立歴史博物館学芸課長兼草戸千軒町遺跡研究所長
久下 実 広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
森本 直人 広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所学芸員

広島県立歴史博物館 研究紀要第23号
BULLETIN of the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY Vol.23

発 行 日 令和2年12月25日
編 集 ・ 発 行 広島県立歴史博物館
Hiroshima Prefectural Museum of History
〒720-0067 広島県福山市西町2-4-1
2-4-1 Nishi-machi Fukuyama City Hiroshima Prefecture
720-0067, Japan
Tel. 084-931-2513 Fax. 084-931-2514

印 刷 株式会社中野コロタイプ

BULLETIN
of
the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY

Vol.23

2020

About Sue stoneware of Kannooka-kofun No4.....MORIMOTO Naoto (1)

About maintenance of facilities of “RENJUKU”OKANO Masashi 1

About “KUSADOSENGEN” based on history material.....KIMURA Nobuyuki 17

About “a picture of SUGAWARA no Michizane” drawn by UNO Rankei,inscribed by KAN Chazan
.....KUGE Minoru 31